

# 国士舘史学

## 第14号

(2010年3月)

---

（論文）

近世奥州道中における往還橋梁整備の進展

一下野国内の大中河川の渡河方法を中心に— …………… 阿 部 昭 …………… 1

幕末期の「切支丹」イメージについて —大塩の乱関連史料における

京坂切支丹一件情報を中心に— …………… 澤 柳 茉 澄 …………… 21

「明治十四年の政変」時退官者の基礎的研究 …………… 齋 藤 伸 郎 …………… 51

衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改革 …………… 鈴 木 紀 子 …………… 85

「龍馬像」の創出、展開から見る

「皇后瑞夢事件」への新考察 …………… 小 野 隆 満 …………… 105

日本史講演会に参加して …………… 齋 藤 雄 也 …………… 107

（考古・日本史学専攻研究室便り）（2009年度）

〈卒業論文題目一覧〉（2008年度）

〈執筆者紹介〉

---

国士舘大学日本史学会

## 部 昭

・天竜川・今切渡・  
信勾川・安倍川・大  
川・太田川・合渡川・  
房川、奥州道中の鬼

の二つがあつた。このうち「川越し」とは、橋梁を欠く河川でなおかつ「船渡し」の備えのない場所を旅行者が渡河する方法を指し、これには「蓮台越」「肩車越」「馬越」「棒渡」などがあり、これらを総称して「徒渡（かちわたり・かちわたし）」「徒越・歩行越（かちごし）」と称された。幕府は主要河川にあえて架橋工事を施さず、「船渡し」や「川越し」を道中奉行の管轄下に置き、その「渡し場」を指定し、その他の場所での渡河を「横越」「自分越」などと称し、原則これを禁止した。

怒川に船渡し場が設営された。これら幕府が定める渡し場については、元和二年八月、幕府が大坂の陣後の対応として利根川筋に一六カ所の定船場を指定したのを嚆矢とし、その後は容易に新たな渡し場の設置を認めなかったため、その関所的機能が近世交通制度の特色として注目を集めてきた（児玉幸多『近世交通史の研究』筑摩書房、一九八六年）。しかしながら、陸上交通円滑化の観点に立てば、渡河方法改善研究の中心に据えられるべきは、橋梁整備の問題である筈である。にもかかわらず、橋梁整備の視点に立

つ研究は、東海道の川崎宿―箱根宿間に關するものを除き、事例がない（伊東孝・斎藤司・伊東孝祐「神奈川県下における近世東海道の橋梁について」『土木史研究論集』24、二〇〇五年）。

近世主要往還における渡河方法の改善、なかならず橋梁整備の進展の問題は、幕府の交通政策の問題外にも、橋梁工事と土木技術の問題、普請種類と地域の経費負担の問題、渡河地点の周辺社会と流通システム等の問題を孕んでおり、これらを総合する研究が必要である。

そこで下野国を南北に縦断する奥州道中において、往還の渡河方法が近世を通じてどのように発達整備されたかを研究する試みとして、各時期の往還を詳細に記録した史料によつて検討することにした。ここで使用する史料は、幕末に近い近世後期の史料として、幕府道中奉行が管轄する五街道とこれに附屬する往還について調査記録した「宿村大概帳」の奥州道中分である。同史料は天保末年に幕府が調査編纂したもののだが、一部に幕末の記録も含んでいる（児玉幸多校訂『近世交通史料集六』吉川弘文館）。次に近世後期から中期に遡り推測展望する記録として「五街道

分間延絵図」の奥州道中分を用いる。同史料は道中奉行が寛政十二年に実地調査を開始し、文化三年に完成した往還詳細絵図である（東京美術社）。さらに近世中期から前期を展望する史料としては「増補行程記」を使用する。同史料は君命を受け盛岡藩士が、江戸日本橋から盛岡までの道中筋を詳細に描いた道中絵図で、寛延四年に完成し献上されている（新南部叢書『奥州道中・増補行程記』東洋書院）。最後に近世前期の状況を確認する史料として「下野一國」を用いる。同史料は正保国絵図作成時に、幕命によつて宇都宮藩が調査作成した下野国内の地理調査報告書で、奥書には慶安四年とある（東西文献）。これらの史料を用いることが、ここでの研究課題に適合しているかについては、後に検討する。

## 一 「宿村大概帳」の「往還通道・橋・樋類・川除等普請箇所」

近世の奥州道中は、中世の奥大道を継承し江戸から奥州

# 国士舘史学

## 第14号

(2010年3月)

---

### (論文)

近世奥州道中における往還橋梁整備の進展

一下野国内の大中河川の渡河方法を中心に— …………… 阿 部 昭 …… 1

幕末期の「切支丹」イメージについて —大塩の乱関連史料における

京坂切支丹一件情報を中心に— …………… 澤 柳 茉 澄 …… 21

「明治十四年の政変」時退官者の基礎的研究 …………… 齋 藤 伸 郎 …… 51

衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改革 …………… 鈴 木 紀 子 …… 85

「龍馬像」の創出、展開から見る

「皇后瑞夢事件」への新考察 …………… 小 野 隆 満 …… 105

日本史講演会に参加して …………… 齋 藤 雄 也 …… 107

(考古・日本史学専攻研究室便り) (2009年度)

(卒業論文題目一覧) (2008年度)

(執筆者紹介)

---

国士舘大学日本史学会

## 近世奥州道中における往還橋梁整備の進展

―下野国内の大河川の渡河方法を中心に―

阿部 昭

### はじめに

近世主要往還の渡河（渡し）方法には、橋梁をもって通行する通常の「橋渡し」の方法以外に、「船渡し」と「川越し」の二つがあった。このうち「川越し」とは、橋梁を欠く河川でなおかつ「船渡し」の備えのない場所を旅行者が渡河する方法を指し、これには「蓮台越」「肩車越」「馬越」「棒渡」などがあり、これらを総称して「徒渡（かちわたり・かちわたし）」「徒越・歩行越（かちごし）」と称された。幕府は主要河川にあえて架橋工事を施さず、「船渡し」や「川越し」を道中奉行の管轄下に置き、その「渡し場」を指定し、その他の場所での渡河を「横越」「自分越」などと称し、原則これを禁止した。

東海道には六郷川・馬入川・富士川・天竜川・今切渡・矢作川・桑名渡での船渡し、興津川・酒匂川・安倍川・大井川の歩行渡し、中山道では荒川・柳瀬川・太田川・合渡川・野洲川の渡し、奥州筋では日光道中の房川、奥州道中の鬼怒川に船渡し場が設営された。これら幕府が定める渡し場については、元和二年八月、幕府が大坂の陣後の対応として利根川筋に一六カ所の定船場を指定したのを嚆矢とし、その後は容易に新たな渡し場の設置を認めなかったため、その関所的機能が近世交通制度の特色として注目を集めてきた（児玉幸多『近世交通史の研究』筑摩書房、一九八六年）。しかしながら、陸上交通円滑化の観点に立てば、渡河方法改善研究の中心に据えられるべきは、橋梁整備の問題である筈である。にもかかわらず、橋梁整備の視点に立

つ研究は、東海道の川崎宿―箱根宿間に關するものを除き、事例がない（伊東孝・斉藤司・伊東孝祐「神奈川県下における近世東海道の橋梁について」『土木史研究論集』24、二〇〇五年）。

近世主要往還における渡河方法の改善、なかならず橋梁整備の進展の問題は、幕府の交通政策の問題外にも、橋梁工事と土木技術の問題、普請種類と地域の経費負担の問題、渡河地点の周辺社会と流通システム等の問題を孕んでおり、これらを総合する研究が必要である。

そこで下野国を南北に縦断する奥州道中において、往還の渡河方法が近世を通じてどのように発達整備されたかを研究する試みとして、各時期の往還を詳細に記録した史料によつて検討することにした。ここで使用する史料は、幕末に近い近世後期の史料として、幕府道中奉行が管轄する五街道とこれに附屬する往還について調査記録した「宿村大概帳」の奥州道中分である。同史料は天保末年に幕府が調査編纂したものだが、一部に幕末の記録も含んでいる（児玉幸多校訂『近世交通史料集六』吉川弘文館）。次に近世後期から中期に遡り推測展望する記録として「五街道

分間延絵図」の奥州道中分を用いる。同史料は道中奉行が寛政十二年に実地調査を開始し、文化三年に完成した往還詳細絵図である（東京美術社）。さらに近世中期から前期を展望する史料としては「増補行程記」を使用する。同史料は君命を受け盛岡藩士が、江戸日本橋から盛岡までの道中筋を詳細に描いた道中絵図で、寛延四年に完成し献上されている（新南都叢書『奥州道中・増補行程記』東洋書院）。最後に近世前期の状況を確認する史料として「下野一国」を用いる。同史料は正保国絵図作成時に、幕命によつて宇都宮藩が調査作成した下野国内の地理調査報告書で、奥書には慶安四年とある（東西文献）。これらの史料を用いることが、ここでの研究課題に適合しているかについては、後に検討する。

# 一 「宿村大概帳」の「往還通道・橋・樋類・川除等普請箇所」

近世の奥州道中は、中世の奥大道を継承し江戸から奥州

筋へ向かう主要往還として形成された街道である。天正十八年七月、小田原城攻略を間近くしていた豊臣秀吉は、小田原を発し宇都宮を経由し会津に向かう道幅三間の軍用道路の開削を命じたと云われる（伊達家文書）。その後、秀吉は宇都宮でいわゆる「関東仕置き」を決定した後、宇都宮を発ち大田原・芦野を経由して奥州白川に入り、長沼經由で会津に向かった。

関ヶ原戦後の慶長六年、幕府開設目前の徳川家康は東海道をはじめ主要街道の整備にとりかかり、同七年正月、宇都宮町中に地子免許状を発給するなどして後の奥州道中筋の宿駅・往還の整備をにとりかかった（徳川家康文書の研究下巻一）。ついで同九年にも奥州道中を含む主要街道で並木や一里塚の整備が始まったと記録されている（当代記、徳川御実紀）。

元和二年四月に没した家康は一度久能山に埋葬され、後に遺言により日光山に改葬され、翌年四月には新造された日光東照社に祀られ、二代将軍秀忠の社参が執行された。これ以後、慶安元年将軍家光、同二年の大納言家綱の社参に至るまで約三十年余の間に執行された大御所（秀忠）・

将軍（秀忠・家光）・大納言（家光・家綱）の社参は合わせて一四回に及んだ（徳川実記）。これによって江戸から宇都宮（あるいは壬生）を経由し日光へ向かう日光道中の往還筋と宿駅の整備が急速に進んだ。

一方、奥州筋へ向かう往還は、日光道中の整備によって江戸から宇都宮までは往還を併用することになったので、宇都宮から北、奥州白川までの一一宿が厳密な意味での奥州道中とされるようになった。そのうち白坂宿の手前に芦野・奥州の境があるので、下野国内の宿駅は宇都宮から芦野までの九宿である（表一）。

「奥州道中宿村大概帳」によれば、各宿駅区間ごとに往還を保守管理するための「往還通道・橋・樋類・川除」等の普請箇所が設けられている。「大概帳」の作成のねらいの一つは、まさにこのことを明確にすることにあつたとさえ考えられる。このうち「往還通道」は宇都宮から奥州国境までを全体で五十区間の往還に分割し、沿道の各宿町村ごとに自普請（地元宿町村負担の普請）・領主普請（大名・地頭・幕府負担の普請）の別を規程している。その概要は表2の通りである。資材を領主側が提供して地元の宿町村が普請

表1 奥州道中の宿駅

|    | 宿駅  | 宿高     | 町並              | 人別   | 家数   | 本陣・脇本陣・旅籠 | 地子免    | 問屋場        | 市日                                   | 高札場 | 加宿         | 備考        |
|----|-----|--------|-----------------|------|------|-----------|--------|------------|--------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 1  | 宇都宮 | 4270.2 | 南北20町余、東西18町58間 | 6457 | 1219 | 2・1・42    | 31206坪 | 1ヵ所(2人交替勤) | 毎月1.3.5.8.10.13.15.18.20.23.25.28日市立 | 1   |            | 實目改所1ヵ所   |
| 2  | 白沢  | 825.7  | 南北4町半           | 369  | 71   | 1・1・13    | 758.7石 | 2ヵ所(半月交替勤) | 市立無                                  | 2   |            | 他に川高札場1ヵ所 |
| 3  | 氏家  | 2381.8 | 南北8町45間         | 879  | 235  | 1・1・35    | 無      | 1          | 四・九日(近年春事市のみ)                        | 1   |            |           |
| 4  | 喜連川 | 1584.1 | 南北17町20間        | 1198 | 290  | 1・1・29    | 無      | 1          | 二・七日(近年市立無し)                         | 3   |            |           |
| 5  | 佐久山 | 1548.7 | 東西10町12間        | 473  | 121  | 1・1・27    | 25071坪 | 1          | 四・九日(近年市立無し)                         | 1   |            |           |
| 6  | 大田原 | 2111.4 | 南北15町余          | 1428 | 245  | 2・1・42    | 36333坪 | 1          | 二・七日                                 | 1   |            |           |
| 7  | 鍋掛  | 527.8  | 東西5町余           | 346  | 68   | 1・1・23    | 無      | 2ヵ所(1日交替勤) | 四・九日(当時市立無し)                         | 1   |            |           |
| 8  | 越後  | 42.0   | 南北4町半余          | 569  | 113  | 1・1・11    | 19841坪 | 2ヵ所(交替勤)   | 市立無                                  | 1   | 6ヵ村691.5石余 | 人別家数は加宿共  |
| 9  | 芦野  | 516.0  | 南北9町27間余        | 350  | 168  | 1・1・25    | 17730坪 | 1          | 毎年7月11日、12月25日市立                     | 1   |            |           |
| 10 | 白坂  | 479.1  | 南北4町30間         | 289  | 71   | 1・1・27    | 6399坪  | 1          | 市立無                                  | 1   |            |           |
| 11 | 白川  | 4463.8 | 南北31町半          | 5959 | 1285 | 1・2・35    | 48001坪 | 1          | 四・九日                                 | 1   |            | 奥州道中最終の宿駅 |

註1.「日光・奥州道中宿村大概帳」(『近世交通史料集六』所収)による。

する分も自普請に含めれば、九二%が地元宿町村の責任を負う自普請として保守管理が行われている事情がわかる。

また、「宿村大概帳」には「川除堤」普請箇所の記事がある。

これは道路通行上、管理を欠かせない大中河川の「川除堤」の普請箇所である。これを前述の宿駅区間別に示すと表3の通りである。全部で一七ヵ所の川除堤普請箇所が設営されており、しかも白沢宿・鍋掛宿間の五区間に集中している。川除を要する関係河川は九郷半用水・鬼怒川・荒川・碓氷川・蛇尾川の五河川である。一七の普請箇所中一ヵ所が大名(宇都宮藩)普請とされている以外は、すべて過去に国役普請が行われたとの記載がある。国役普請は常設ではないが、いずれにせよ領主の経費負担を基本とするいわゆる「御普請」に負うところの大きいことが推定され、「往還通道」普請とは対称的である。

次に往還を横断する「橋・樋類」、いわゆる橋梁に関わる普請箇所が二一六箇所ある。わずかに十七、八里の区間にある橋梁の数としてはきわめて多い数である。これには前掲表3の川除堤に現れるような大中河川だけではなく、小規模な零細河川が含まれることは言うまでもない。それにし



表2「宿村大概帳」にみる下野国内奥州道中往還の普請負担別件数

|          | 自 普 請       |         | 領 主 普 請   |      |      | 計            |
|----------|-------------|---------|-----------|------|------|--------------|
|          | 自普請         | 自（大名）普請 | 大名普請      | 地頭普請 | 公儀普請 |              |
| 普請負担別件数  | 45          | 1       | 4         | 0    | 0    | 50           |
| 計<br>(%) | 46<br>(92%) |         | 4<br>(8%) |      |      | 50<br>(100%) |

註1.「日光・奥州道中宿村大概帳」(『近世交通史料集六』所収)による。

2. 集計範囲は、奥州道中のうち宇都宮宿から下野・陸奥領国境の境明神村までとする。

当該区間は、沿線地元の宿・町・村・入会ごとに50区間に分けられている。

3. 普請区分の「自普請」は沿線地元の宿・町・村・入会村の普請。「自（大名）普請」は大名が普請資材を提供し地元の宿・町・村・入会村が普請するもの。「大名普請」は大名の普請「地頭普請」は旗本または相給領主。「公儀普請」は幕府代官が普請を負担するものを指す。

表3 「宿村大概帳」にみる奥州道中往還の川除堤普請箇所

| 区 間     | 自普請 | 大名普請 | 国役普請 | 計  | 関係河川                              |
|---------|-----|------|------|----|-----------------------------------|
| 宇都宮一白沢  |     | 1    | 2    | 3  | 九郷半用水<br>鬼怒川<br>荒 川<br>箒 川<br>蛇尾川 |
| 白沢一氏家   |     |      | 1    | 1  |                                   |
| 氏家一喜連川  |     |      | 3    | 3  |                                   |
| 喜連川一佐久山 |     |      | 9    | 9  |                                   |
| 佐久山一大田原 |     |      | 1    | 1  |                                   |
| 大田原一鍋掛  |     |      |      |    |                                   |
| 鍋掛一越堀   |     |      |      |    |                                   |
| 越堀一芦野   |     |      |      |    |                                   |
| 芦野一白坂   |     |      |      |    |                                   |
| 計       | 0   | 1    | 16   | 17 |                                   |

註1.「日光・奥州道中宿村大概帳」(『近世交通史料集六』所収)による。

2. 普請区分の「自普請」「大名普請」の定義は、表2の定義に同じ。

3. 「国役普請」は常設のものではないが、「大概帳」の記載に従い区別した。

表4「宿村大概帳」にみる下野国内・奥州道中の橋梁・用水普請箇所件数

| 普請区分    | 石橋 | 土橋 | 板橋 | 木橋 | 用水 | 悪水堀 | 埋樋 | 小計  | 比              |
|---------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----------------|
| 自普請     | 49 | 24 | 8  | 1  | 16 | 7   | 2  | 107 | 134<br>(62.0%) |
| 自(大名)普請 | 7  | 2  | 18 | 0  | 0  | 0   | 0  | 27  |                |
| 大名普請    | 3  | 15 | 21 | 19 | 0  | 3   | 0  | 61  | 82<br>(38.0%)  |
| 地頭普請    | 1  | 2  | 7  | 0  | 0  | 0   | 0  | 10  |                |
| 公儀普請    | 5  | 4  | 0  | 2  | 0  | 0   | 0  | 11  |                |
| 小計      | 65 | 47 | 54 | 22 | 16 | 10  | 2  | 216 | (100%)         |

注1. 「日光・奥州道中宿村大概帳」(『近世交通史料集六』所収)による。

2. 集計範囲は、奥州道中のうち宇都宮宿から下野・陸奥領国境の境明神村までとする。

当該区間は、沿線地元の宿・町・村・入会ごとに50区間に分けられ、そのうちの41区間に総計216件の橋梁・用水堀・埋樋類の普請箇所が設けられている。

3. 普請区分は、表2の定義に従う。

ても東海道の川崎宿く箱根宿間約二〇里についてなされた前掲の研究成果に比して少なくない数である。

これを橋梁の種類ごとに自普請・領主普請別に仕訳すると表4になる。架橋に用いた資材別に仕訳すると、石橋が六五件、ついで板橋五四件、土橋四七件、木橋二二件で、木橋には角木橋や並木橋が含まれる。板橋・木橋を合わせた件数は七六件となり、石橋の件数を超える。石橋の件数が占める割合がかなり高いとされる東海道の事例に比べ、板橋・木橋の比重が高いことに奥州道中の特徴が見られる。なお、用水・悪水堀については特に資材が明示されていない。

普請負担の面から仕訳すると、資材を領主側が提供し地元宿町村が普請するものを加えた自普請件数は一三四件で、全体の六二％に達する。大名普請・地頭普請(旗本または複数領主の相給共同普請)・公儀普請(幕府代官の普請)を合わせた領主普請は八二件で三八％になる。円滑な往還通行に不可欠な橋梁整備の約三分の二が、地元宿町村の自普請を基本にして支えられてきた状況が窺える。

この「橋・樋類」の普請には、橋長二〇間前後に及ぶ大規模な橋から、橋長数尺の橋というよりむしろ用水の覆い蓋とでもいふべきような小規模なものまでが含まれている。

小規模な橋梁の整備は、技術的にも普請経費の負担面から

も容易であるため、比較的早期に整備が進展したと推定さ

れる。したがって実際に往還通行上の障害となるのは比較

的規模の大きな河川でのケースとなるはずである。そこで

渡河方法が橋梁化に向けて改善されてゆく過程を見るため

には、小規模な「橋・樋類」の普請を除く、大中河川での検

討が必要となる。

## 二 奥州道中の橋梁規模と往還道筋に関する

### 史料

奥州道中の橋梁整備の進展を考察する前提として、さらに二、三の問題を検討しておく必要がある。

「奥州道中宿村大概帳」に記載された「往還通道・橋・樋類・川除」等の普請箇所のうち「往還通道」と「川除堤」に関するものを除く、残りの「橋・樋類」に関わる、いわゆる橋梁普請箇所は全部で二二六件にのぼる。このうち用水一六件、悪水堀一〇件、埋樋二件、合わせて二八カ所を除けば、残りは一八八件となる。これがここで検討の対象となる奥

州道中往還の橋梁である。

表5 石橋の規模と普請の種別

| 普請区分   | 4尺未満 | 4尺～1間未満 | 1間以上 | 計  |
|--------|------|---------|------|----|
| 自普請    | 18   | 23      | 8    | 49 |
| 自（大）普請 | 1    | 6       |      | 7  |
| 大名普請   | 1    | 2       |      | 3  |
| 地頭普請   |      | 1       |      | 1  |
| 幕府普請   |      | 2       | 3    | 5  |
| 計      | 20   | 34      | 11   | 65 |

註1. 「奥州道中宿村大概帳」から集計

2. 普請区分は、表2の定義に従う。

### （1）橋梁普請の実態

これを普請の資材別に、石橋・土橋・板木橋（大概帳）上での記載は「板橋」「並木橋」「角木橋」等に分けるとともに、それぞれ自普請・領主普請の区別と、橋長を基準として橋梁規模を数段階に分けて、奥州道中の橋梁の大概をみたのが、表5（石橋の規模と普請）と表6（土橋・板木橋の規模と普請）である。

表5から石橋の状況をみると、石橋は長さは、大きなものでも一間半止

表6 土橋・板木橋の規模と普請の種類

|     | 普請区分   | 1間未満 | 1間以上 | 3間以上 | 5間以上 | 10間以上 | 20間以上 | 計   |
|-----|--------|------|------|------|------|-------|-------|-----|
| 土橋  | 自普請    | 9    | 9    | 2    | 2    | 2     | 1     | 25  |
|     | 自(大)普請 |      |      |      | 2    |       |       | 2   |
|     | 大名普請   |      | 10   | 2    |      | 2     | 1     | 15  |
|     | 地頭普請   | 1    |      | 1    |      |       |       | 2   |
|     | 幕府普請   |      |      | 2    | 2    |       |       | 4   |
|     | 小計     | 10   | 19   | 7    | 6    | 4     | 2     | 48  |
| 板木橋 | 自普請    | 4    | 5    |      |      |       |       | 9   |
|     | 自(大)普請 | 1    | 13   | 2    | 2    |       |       | 18  |
|     | 大名普請   |      | 35   | 2    | 1    | 2     |       | 40  |
|     | 地頭普請   | 1    | 6    |      |      |       |       | 7   |
|     | 幕府普請   |      |      | 2    |      |       |       | 2   |
|     | 小計     | 6    | 59   | 6    | 3    | 2     |       | 76  |
|     | 合計     | 16   | 78   | 13   | 9    | 6     | 2     | 124 |

註1.「奥州道中宿村大概帳」から集計

2. 普請区分は、表2の定義に従う。

3.「板木橋」は、表4の「板橋」と「木橋」を合わせたもの。

まり、二間を超えるものはない。自普請・領主普請の別にかかわらず、総じて小規模な橋梁である。石橋は資材の堅牢さと耐久性に優れていても、普請時に一度にかかる手間・経費の点では板木橋に比べはるかに重い負担を強いられる。このため、なかなか大規模な橋梁用には採用されなかったと考えられる。

次に表6から土橋と板木橋をみると、石橋とは対称的に一間を越えるものが大半を占めている。三間、五間を越えるものも多く、なかには一〇間、二〇間を越えるものもある。しかも一間を越える普請に占める領主普請の割合は、石橋よりも土橋・板木橋の方が高く、資材を領主側が提供し地元で普請させるものを加えた割合は、特に板木橋の場合に高く、大半を占めている。これらのことから、中規模以上の河川における橋梁普請が、土橋・板木橋の普請を中心に行われていたことがわかる。

しかしながら、注意すべきことは、表6の土橋・板木橋の普請規模から分かる通り、五間以上の大規模な橋梁普請の多くが領主普請であったわけではない。土橋・板木橋の五間以上の普請一七件のうち、半数を超える九件が自普請

であった。ただし、そのうちに領主が資材提供するものが四件ある。大規模な橋梁普請が、領主の力だけで行われたいわけではなく、地元宿町村の協力なしには達成できないことがあきらかである。

## (2) 奥州道中の一里塚と史料選択の妥当性

次に、これらの橋梁整備がいつごろから進展したのか見るために、近世の各時期の奥州道中往還について詳細に記した史料として使用する前掲の記録や絵図の妥当性について検討しておきたい。ここで用いようとするのは、近世前期の調査報告書である「下野一国」、中後期の道中絵図である「増補行程記」と「奥州道中分間延絵図」、幕末に幕府道中奉行所が作成した「奥州道中宿村大概帳」である。

近世初期に開削され幕末に至る奥州道中の道筋は、これらの記録や絵図から正しく把握されるのか。往還筋は近世前期から幕末まで変更なく「宿村大概帳」の段階を迎えていたのか。それらのことを確かめておかねばならない。

そこで近世前期からの道筋変更の有無を確認するため、「下野一国」「増補行程記」「奥州道中分間延絵図」「奥州道中

宿村大概帳」に記載される一里塚の位置を比較対照するねらいで表7を作成した。この表では、まず「奥州道中宿村大概帳」に記載される幕末の一里塚を比較の基準として各宿駅区間ごとに示した。これは当時の五街道を統括していた道中奉行所の作成した記録であるから、当時としてはもともと信憑性のある史料と考える。これを基準に他の三史料、「下野一国」「増補行程記」「分間延絵図」の一里塚記載と比較する。

このうち近世前期まで遡ることができる唯一の史料は「下野一国」で、慶安四年に宇都宮藩が作成した記録である。幕命に應えての調査報告であり、慎重を期して作成された筈のものである。他の記録が道中筋を鳥瞰して描いた絵図であるのに対し、「下野一国」は絵図は欠くが、下野国内を縦断する「大道筋」の一つとして、下総国境から奥州境までを、「一、道法武拾八里拾三町下総国古河北ノ出口より下野国境より奥州之内白坂村嶺迄之道法」として、道筋の宿町村の出口から次の宿町村の入口や出口までの「道法」を中心に、往還の「老里山」「札場」「高札」「坂」「橋」「川」などを、その距離とともに簡明に記している。「坂」についてはその

表7 奥州道中の一里塚に関する史料記載

| 宿駅間往還距離                                   | 「宿村大概帳」                          | 「下野一圖」                                                               | 「増補行程記」                                 | 「分間延絵図」               |
|-------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------|
| 1 宇都宮宿—白沢宿<br>(2里28町余) 往還幅2間半~4間余 並木      | 竹林村の一里塚(木立左杉・榎、右杉)               | 竹林村中より五町拾九間に巻里山                                                      | 竹林の出口 一里塚(両塚) 佐馬町の次                     | 竹林村天神付近               |
| 2                                         | 海道新田の一里塚(木立無し、古往還にて2町余引き込む)      | 無し                                                                   | 無し                                      | 無し                    |
| 3 白沢宿—氏家宿<br>(1里半) 往還幅5間 並木無し             | 白沢宿の一里塚(木立杉、鬼怒川渡船場河原)            | 西鬼怒川渡船場、かち渡りより八町に巻里山、これより六町で東鬼怒川渡船場                                  | 一里塚有之と古き行程記二出たり、不見、猶可考申                 | 上阿久津村字三本杉付近(鬼怒川渡船場手前) |
| 4 氏家宿—喜連川宿<br>(2里) 往還幅2間~4間 並木            | 氏家宿の一里塚(右塚のみ、木立無し)               | 無し                                                                   | 無し                                      | 氏家宿古宿字入口板橋付近          |
| 5                                         | 下松山・狭間田新田の一里塚(木立を無し、右白毛木、両新田入地内) | 無し                                                                   | 松山新田中(相ノ宿) 一里塚、両塚                       | 下松山・狭間田新田地内、字中/橋板橋過ぎ  |
| 6 喜連川宿—佐久山宿<br>(2里30町36間) 往還幅2間半~4間半 並木無し | 喜連川宿の一里塚(木立榎)                    | 無し                                                                   | 喜連川宿 町中(川原町付近) 一里塚 両塚                   | 喜連川宿中町陣屋付近            |
| 7                                         | 和田村の一里塚(木立無し)                    | 川原町中より一町三拾七間上り、この坂より十四町三拾間上り、この坂より七町に巻里山                             | 長坂越、和田村手前、妻夫松付近 一里塚、両塚、木なし              | 和田村地内字長坂付近            |
| 8                                         | 上・下河戸村の一里塚(木立左栗・右桜、古往還より引き込み)    | 無し                                                                   | 此山しけ乃山と申よし、一里塚、両塚、こ乃塚可考                 | 妻飯塚付近、往還を側古往還         |
| 9 佐久山宿—大田原宿<br>(1里半7町41間) 往還幅3間~5間余 並木無し  | 滝沢村の一里塚(木立左榎、右桜)                 | 佐久山町札場より巻町三十間に下り坂、二町三十間にははき川、かち渡り、川より三十間に巻里山                         | 八木沢村と大田原宿間、一里塚、両塚                       | 滝沢村地内字清水橋土橋付近右側、古往還   |
| 10                                        | 《大田原宿中居の一里塚》                     | 中居村より19町18間に巻里塚                                                      | 上の台村と深田村の境、(一里塚、両塚あり)                   | 大田原宿地内字六本松過ぎ          |
| 11 大田原宿—鍋掛宿<br>(3里1町57間) 往還幅2間半~6間 並木     | 中田原村の一里塚(木立榎)                    | 大田原町札場より十一町二十間に佐飛川、橋渡し、川より十一町三十間に巻里山                                 | 無し                                      | 中田原村地内字二本松用水板橋付近      |
| 12                                        | 練貫村の一里塚(木立無し)                    | ねりめき町札場より上り坂を五町四十五間、それより下り坂を四十五間、それより下り坂三町、それより下り坂巻町三十間、それより二十三間に巻里山 | 練貫村間屋・高札手前、両塚、木なし                       | 練貫村地内高札手前             |
| 13                                        | 鍋掛村の一里塚(木立無し)                    | 無し                                                                   | 日の沢村出口、野片山懸かり、一里塚、両塚                    | 鍋掛村入口、字鯉橋板橋過ぎ         |
| 14 越堀宿—戸野宿<br>(2里1町42間半) 往還幅3間~4間 並木無し    | 寺子村の一里塚(木立を無し、右榎)                | 越堀新田より戸野村へ、な佐々川の手前に巻里山                                               | 寺子村入口手前、一里塚、一方に木なし                      | 寺子村地内、熊野神社付近          |
| 15                                        | 戸野宿の一里塚(木立無し)                    | 黒川有り、川より三十間に黒川坂、三十間下り、三十間置き、巻町上り、それより巻町三十間に巻里山                       | 黒川土橋を渡り、坂を上り、妻夫石付近、一里塚、両塚、片方に木なし、戸野前坂手前 | 戸野村地内、字黒川板橋を過ぎ、字西坂手前  |
| 16 戸野宿—白坂宿<br>(3里4町35間) 往還幅3間~5間 並木無し     | 板屋村の一里塚(木立無し)                    | 戸野町札場より五町十二間に橋、からちたり、川より四町四間上り坂、巻里山                                  | 板屋村を過ぎ、板屋坂途中、一里塚、両塚、木なし                 | 板屋村地内、字板屋坂過ぎ          |
| 17                                        | 寄居村の一里塚(木立無し)                    | 横岡町橋より五町二間に巻里山                                                       | 寄居村出口、一里塚、両塚                            | 寄居村地内、大久保村境、字山伏沢土橋手前  |

名称と長さ、「橋」については名称とともに橋長と横幅、「川」についても名称とともに川幅や水深と渡河方法の概略を記している。前期の往還筋を知るためには貴重な記録である。このうち「老里山」については、築造されている土地の位置が明瞭でないところや、記録漏れではないかと思われるものもある。記録されているものでも、前後の文章から推定が必要である。

史料の成立時期が「下野一国」に次ぐ寛延四年の作である「増補行程記」は、私藩藩士の作品ではあるが、藩命によって実地調査を行い、藩主に献上したものであって、図絵として写實的に景観を描き種々の観点からの注記を加えた記録は、現地の実情をかなり詳細に伝えている。

「奥州道中分間延絵図」は幕府が管轄下にある主要街道について、寛政十二年から文化三年までに統一的な実測調査を行った絵図として、その正確さに定評のある史料である。「増補行程記」と対照して用いることで近世中後期の道中筋の実情を正確に確かめられる史料である。

「奥州道中宿村大概帳」に記載される下野国内の一里塚は、全部で一八カ所あるが、このうち最後の一里塚である

境明神の一里塚は、国境の北側、奥州分にあるから、表7からはこれを省くことにする。これを除いた残り一七カ所の一里塚のうち、一カ所（海道新田の一里塚）を除けば、その他一六カ所の一里塚はすべて「奥州道中分間延絵図」にも記載されることから、近世後期における存在が裏付けられる。

唯一「分間延絵図」に記載されていない一里塚は、「宿村大概帳」でもは海道新田付近の道中筋から二町余も逸れた「古往還」にあり、当時すでに「木立」も無いと記されている。それが実際、過去に使用された一里塚であったとしても、幕末期に現用のものではなく、たとえ実在したものとしても過去に道中筋がそこを通過していたことの遺物と考えられる。しかし、「増補行程記」や「下野一国」に記載されない「海道新田古往還の一里塚」が果たして実在したものかどうか。実在を証明するには別な典拠を待たねばなるまい。

「宿村大概帳」と「分間延絵図」の双方で存在が確認されるが、「増補行程記」には記載されていない一里塚が三カ所ある。白沢宿の一里塚、氏家宿の一里塚、中田原村の一里塚である。このうち白沢宿の一里塚については、「下野一国」

に「西鬼怒川渡船場、かちわたりより八町に沓里山」と、渡船場近くの川原のなかにあったことが記されている。これに対し「増補行程記」は「古き行程記に出たり、不見、猶可考申」と注記することで、かつてあったものが当時は確認しにくくなっていると述べている。あとの二者のうち、前者は「下野一国」にも記載がないことから、近世後期はともかく、近世前中期における存在については慎重な検討を要する。また後者は「下野一国」にも、それらしき一里塚が記載されていることから、前中後期を通しての存在が裏付けられたと考える。

「増補行程記」は、前の「海道新田古往還の一里塚」「白沢宿の一里塚」「氏家宿の一里塚」「中田原村の一里塚」を除けば、「宿村大概帳」や「分間延絵図」記載の一里塚のほとんどを記載している。逆に「増補行程記」が記載しながら、「宿村大概帳」や「分間延絵図」「下野一国」に記載されていない一里塚がただ一カ所だけある。宇都宮宿伝馬町の一里塚である。ただし、これについて「増補行程記」は絵図の該当箇所「一里塚に当たると申し候、塚はなし」と記しており、すでに当時、伝承以外にさしたる典拠もなく、塚も実在し

ていなかったことがわかる。この前の日光道中の一里塚が江曾島であることから、伝馬町の一里塚はただの伝聞にすぎなかった可能性もある。

次に「下野一国」の一里塚（史料では「沓里山」と記される）記載を見ると、他の史料に存在が明記されながら「下野一国」には記載を欠いている例は多い。「分間延絵図」でも裏付けを得た「宿村大概帳」収載の一里塚一六カ所のうち、氏家宿の一里塚・下松山新田の一里塚・喜連川宿の一里塚・上下河戸村の一里塚・鍋掛宿の一里塚の五カ所は、「下野一国」には記載されていない。「下野一国」に記載されないことから、にわかに近世前期における存在をすべて否定することや、この区間に一里塚記載が見られないことから「下野一国」当時、近世前期から近世中期にかけて、往還の付け替えが行われたと考えるのも短絡的であり早計といわねばならない。

「下野一国」の氏家宿から佐久山宿までの「大道筋」に、一里塚の記載を欠く地点が多数あることについては今後も注意を払う必要があるが、たとえ氏家宿から佐久山宿にかけて、往還の道筋確認が正確にできにくい点があっても、



表8 奥州道中の渡河制度の整備状況

| 「下野一」の記載                                                                 | 「地権行録記」の記載                                         | 「分關延絵図」の記載                                     | 「舊村大帳帳」の河川                       | 橋梁・河越・給役の資費                                                                | 管理と管理員                                   |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 宇都宮長井より三町三拾八間めに渡り、長さ三間、廣さ廿四間あり、池と寄尺也                                     | 池上橋と申有(飯橋、高橋、池上、橋本あり)                              | 宇都土上、飯橋(杉野町、池上)                                | 宇都宮池上河原町、昔川、大間二間、飯渡し             | 土橋、長四間五尺三寸三間、橋柱三本立一越                                                       | 村本邑色は領主出、橋柱は領中自費                         |
| 宇都宮出口二田川有り、廣さ三間、水漲さ五尺、かちわたり                                              | 多田橋(飯橋、高橋村、橋本あり)                                   | 宇都土田土橋(橋の手前)に天神と寄尺、蓋り替わった河川に流す                 | 宇都宮出口より河原町、田土、大間十八間、飯渡し          | 土橋、高橋村、長さ二十間、橋柱三本立一越                                                       | 領主管理、出水川割めの事は領主が道中奉行へ注進                  |
| 白河村長井より二町四拾間二里有り、長さ六間、廣さ三尺、水漲さ三尺、石より上り四間の二間あり、長さ七間、廣さ七尺、水ふかき三尺           | 白沢出口(津院堂)、九郎平水、土橋也                                 | (白沢出口付近、手前)九郎平用水分水土橋、(その先)九郎平用水土橋              | 白沢橋宇九郎平川                         | 土橋、長さ十一間、橋二間、橋柱三本立                                                         | 領主管理                                     |
| 石之堰より西側の二きぬめ川有り、廣さ四間、水漲さ三尺、かちわたり、大間はふかき、石より上り八間め、寄尺山あり(白沢一里邊)            | きぬ川、(西)川はば二十五四間、岡川共に寺わたり、川を流すの寄尺といふ川とし             | 西野川道越橋、常水橋三拾間、留し冬季之内飯橋、川高し                     | 白沢橋宇道新(河原)、西野郭川                  | 土橋、長さ三間、橋寄間、二カ所(11月・2月)飯橋渡し、(3月・10月)飯渡し、常水時は領主立派船寄、船八間、出水時は船屋を雇ひ小船船にて船渡し   | 白書請(飯橋、船、船屋)共白沢宮越出役、出水川割めの事は領主が道中奉行へ注進   |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | きぬ川、(東)川幅二十間、岡川共に寺わたり、川を流すの寄尺といふ川とし                | 宇三本村に住寄一里邊の由、供養伏、(東野郭川)道越橋、常水橋三拾間、留し冬季之内飯橋、川高し | 上阿久津村宇道新(河原)、東野郭川、常水川幅三十間、出水時八町  | 土橋、長さ三間、飯橋間、長力所(11月・2月)飯橋渡し、(3月・10月)飯渡し、常水時は領主立派船寄、船八間、出水時は船屋を雇ひ小船船にて船渡し   | 白書請(飯橋、船、船屋)共上阿久津村越出役、出水川割めの事は領主が道中奉行へ注進 |
| まづ山新田村より五町十五間、三井山新田より、長さ三町五間、川幅二間、水漲さ三尺、石より上り、廣さ四間、水漲さ二尺、川有也             | 香澤川入口(手前)に荒川橋(土橋、橋柱あり)                             | (香澤川道荒川、下野村)宇荒川飯橋、荒川                           | 香澤川道宇荒之、荒川、宇荒川幅十二間、飯渡し、出水時百五十間   | 飯橋、長さ十二間、橋寄間、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。弘化二年から飯渡し          | 領主管理、飯渡川荒川の事は領主にて道中奉行へ注進                 |
| 此(香澤川)札場より拾町三町三拾の川有り、ひろさ拾六間、水のふかき二尺、かちわたり                                | 香澤川出口、内田川(土橋、橋柱)                                   | (香澤川道内田、新田町)宇内川内飯橋、内川                          | 香澤川道宇内川、内川、宇内川幅八間、飯渡し、出水時百二十四間   | 飯橋、長さ十二間、橋寄間、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。弘化二年から飯渡し          | 領主管理、飯渡川荒川の事は領主にて道中奉行へ注進                 |
| 曾根田村(上下河戸村)中より四町三拾五間二里(江川)有り、長さ三間、水漲さ三尺、石より三拾八上り、石より三拾八上り、廣さ四間、水漲さ二尺、川有也 | 曾根田村中、押上橋、三間半、(土橋、川名記無なし)                          | (上下河戸村)宇曾根田の内岸上、宇恵川飯橋、上河戸村宇曾根田(江川)、川幅五間、飯渡し    | 上下河戸村宇曾根田(江川)、川幅五間、飯渡し           | 飯橋、長さ五間、橋寄間半                                                               | 領主管理                                     |
| 石之堰より西側三拾八間、はより、長さ二町十三間、飯渡し、廣さ三間、水漲さ三尺、水少也                               | (佐久山窪入口内)、淀川と申有なり、(高橋村三間、三間)                       | (佐久山窪入口内、下町)宇淀川飯橋                              | 佐久山窪宇飯橋、下町、川名無記                  | 飯橋、長さ二間四尺、橋寄間四尺                                                            | 地蔵管理                                     |
| 此(佐久山)札場より拾町三拾二の二里飯橋八上り、石より三拾八上り、廣さ四間、水漲さ三尺、かちわたり、石之川より三拾間の二里飯橋山有り       | (佐久山窪出口跡外)、飯橋川、川幅七間水下、橋十四余、(土橋、橋柱)                 | 佐久山窪宇曾根田、常水川幅三拾五間、飯渡し                          | 佐久山窪宇出口、曾根田、常水川幅十八間、飯渡し、出水時百五十間  | 土橋、長さ九間二尺、橋寄間余、橋柱二本立、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。弘化二年から飯渡し  | 白書請、川割めの事は領主が道中奉行へ注進                     |
| 此(大田原)札場より拾町二町三拾の二里飯橋(飯橋川)有り、飯橋、長さ八間、廣さ三間、水漲さ三尺、石より拾町三拾間の二里飯橋山(河原一里邊)    | 大田原窪出口、さび川、川幅七十間、橋長さ七間                             | 大田原窪、蛇尾川飯橋、常水川幅五間、河原九拾二間、出水時二間                 | 大田原窪宇蛇尾川、蛇尾川、宇水川幅五間、飯渡し、出水時二間    | 飯橋、長さ七間、橋七尺五寸、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。天保三年から領主が見分の上、飯渡し | 領主管理、飯渡川荒川の事は領主にて道中奉行へ注進                 |
| 市之沢より西側三拾七間二里飯橋(飯橋川)有り、飯橋、長さ八間、廣さ三間、水漲さ三尺、水少也                            | (一乃沢村、飯橋村)、飯橋(土橋、川名無記)                             | 宇清水川飯橋                                         | 市野沢村宇清水川、川名無記(清水川)、川幅三間半、飯渡し     | 飯橋、長さ四間、橋二間                                                                | 公領管理                                     |
| 此(飯橋)札場より二町をき寄、飯橋、長さ八間、廣さ三間、水漲さ三尺、石より拾町三拾間の二里飯橋山(河原一里邊)                  | (飯橋村と越後町)、飯橋川、飯橋村、宇、サベカハシ(米越)、飯橋川、川幅三間、飯渡し、出水時百五十間 | 市野沢村宇清水川、川名無記(清水川)、川幅三間半、飯渡し                   | 市野沢村宇清水川、川名無記(清水川)、川幅三間半、飯渡し     | 土橋、長さ十九間、橋八尺、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。弘化二年から飯渡し          | 領主管理、川割めの事は領主にて道中奉行へ注進                   |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村、飯さき川、宇三本村(土橋、川名不記)                            | 宇泉飯川土橋、石田飯村、川幅、川名不記                            | 宇三本村宇泉飯川、泉飯川、常水川幅三十間、飯渡し、出水時百三十間 | 土橋、長さ二十六間、橋九尺、橋柱三本立、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。弘化二年から飯渡し   | 白書請、川割めの事は領主にて道中奉行へ注進                    |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村、飯さき川、長さ三間、飯渡し、出水時百三十間                          | 高川村、飯さき川、長さ三間、飯渡し、出水時百三十間                      | 高川村、飯さき川、長さ三間、飯渡し、出水時百三十間        | 土橋、長さ十九間、橋八尺、出水時は舟に二隻台越又は高越にて川越、船通行外は川川越賃に依り一書三川の川越賃を取る。弘化二年から飯渡し          | 領主管理、川割めの事は領主にて道中奉行へ注進                   |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 高川村                                                |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(江川)有り、長さ六のふかき七尺、売わたりなり                             | 宇三本村                                               |                                                |                                  |                                                                            |                                          |
| 石之堰山(白沢一里邊)より六町三拾五間二里(                                                   |                                                    |                                                |                                  |                                                                            |                                          |

その中間にある喜連川宿を經由しない道筋は考えにくい。とすれば喜連川宿を經由していた道筋は、途中、道の付け替えがあつたとしても、それが中後期の奥州道中の道筋から、さほど大きく逸れるものではなかったと考えざるをえない。

以上の検討を踏まえれば、上記の四史料を基本にして近世前期から中後期の橋梁整備の状況を観察することは可能であると考える。

### 三 四史料に見る橋梁整備の進展状況

「下野一國」に記載される奥州道中（「大道筋」）のうち、直接に渡河に関わる記載は、全部で二二件ある。このうち幕末の「宿村大概帳」の記載においても川幅が狭く、橋長が二間前後に止まるような小規模な河川橋梁三件（下川俣村・白沢宿・上阿久津村）は、前章において考察した理由により、前期から中後期にかけて渡河方法が時代を追って変化したことを考察するには適切でないと考え、ここでの検討の対象から外すことにした。そこで、残る一九件のデータについて、「増補行程記」「奥州道中分間延絵図」「奥州道中

表9 下野国奥州道中の渡河制度の変遷

| 当該河川名                                                                          |  | 「下野一國」                                                               | 「増補行程記」<br>並びに<br>「分間延絵図」                                                                                                    |                                                                                                                                                                                 | 「宿村大概帳」                                                                             |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--|
| Ⅰ 東鬼怒川                                                                         |  | 舟渡し                                                                  | 冬春仮橋、常水舟渡し、川幅 20 間                                                                                                           | 冬春仮土橋 3 間、常水舟渡し                                                                                                                                                                 | 仮橋・舟・舟頭とも村役                                                                         |  |
| Ⅱ 田川<br>西鬼怒川<br>荒川<br>内川<br>碓氷川<br>中川（那珂川）<br>余笹川<br>黒川<br>奈良川（板屋村）            |  | 歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し<br>歩行渡し | 板（土）橋、高欄<br>冬春仮橋、常水舟渡し、川幅 15 間<br>土橋、橋杭<br>土橋、橋杭<br>土橋 10 間余、橋杭、川原 70 間<br>橋渡し、常水 13 間、川原 56 間余<br>土橋<br>土橋 15 間<br>土橋 10 間程 | 土橋 20 間、高欄・橋杭<br>冬春仮土橋 3 間、常水舟渡し<br>板橋 12 間、常水 18 間出水 150 間<br>板橋 12 間、常水 18 間出水 124 間<br>土橋 9 間 2 尺、出水川越し・舟渡し<br>土橋 19 間、出水、舟渡し<br>土橋 26 間、橋杭、出水川越し<br>土橋 12 間、出水川越し<br>土橋 9 間 | 大名普請<br>自普請<br>大名普請<br>大名普請<br>自普請<br>自普請<br>自普請<br>自普請<br>大名普請<br>自普請              |  |
| Ⅲ 釜川（池上橋）<br>九郷半用水<br>恵川（江川）<br>逆川<br>蛇尾川<br>清水川<br>西川<br>奈良川（芦野宿）<br>奈良川（基岸村） |  | 橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し<br>橋渡し          | 板橋、高欄・橋杭<br>土橋<br>土橋<br>板橋 3 間、高欄<br>板橋 7 間、常水 5 間、出水 92 間<br>板橋又は土橋<br>土橋<br>板橋又は土橋<br>土橋                                   | 板橋 4 間 5 尺、高欄・橋杭<br>土橋 11 間、橋杭<br>板橋 5 間<br>板橋 2 間 4 尺<br>板橋 7 間、出水川越し、舟渡し<br>並木橋 4 間半<br>土橋 7 間<br>板橋 9 間、高欄、出水川越し<br>板橋 7 間、高欄                                                | 自（大名）普請<br>大名普請<br>大名普請<br>地頭普請<br>自（大名）普請<br>公儀普請<br>自（大名）普請<br>自（大名）普請<br>自（大名）普請 |  |

註1. 表8をもとに、「下野一國」「増補行程記」「奥州道中分間延絵図」「奥州道中宿村大概帳」の記載より作成。

2. 当該河川名の（ ）は、当該河川の渡河地点に関する筆者の注記。

3. 田川は、「増補行程記」では「板橋」、「奥州道中分間延絵図」では、「土橋」と記載される。

4. 普請区分は、表2の定義に従う。

宿村大概帳」の記載と対照するため表8を作成した。

表8には、慶安四年時点における東西両鬼怒川をはじめ、釜川・田川・九郷半用水・荒川・内川・恵川（江川）・逆川・箒川・蛇尾川・清水川・中川（那珂川）・余笹川・黒川・西川・奈良川（三箇所）の一七河川について、合計一九カ所での渡河方法が示されている。これら一九カ所での渡河方法についてみると、「下野一國」の記載は、「舟渡し」「かちわたり（歩行わたり・徒渡）」「橋渡し」の三つの渡河方法に大別される。そこでこの一九件のデータを渡河方法の種別に分類仕訳し作成したのが表9である。

以下、表9と表8を併用しながら奥州道中の渡河方法の整備が時代を追ってどのように進展してきたかを考察してゆく。

「下野一國」の慶安四年の時点で「舟渡し」の方法（第Ⅰ分類）が採用されているのは、東鬼怒川一河川のみである。これに対し、「かちわたり」（歩行渡し「第Ⅱ分類」）の方法が採られているのは、田川・西鬼怒川・荒川・内川・箒川・中川・余笹川・黒川・奈良川（板屋村付近）の九河川、残る釜川・九郷半用水・恵川・逆川・蛇尾川・清水川・西川・

奈良川（芦野宿・峯岸村付近）の八河川は、すでにこの時点で、「橋渡し」（第Ⅲ分類）の橋梁による渡河が可能であった。

こうした「下野一國」に見られる渡河方法の違いに着目しながら、さらに「増補行程記」や「分間延絵図」「宿村大概帳」の記載と対照しながら、渡河方法の改善整備状況を子細に検討してゆきたい。

「下野一國」で第Ⅰ分類の「舟渡し」と記載された河川は、東鬼怒川だけである。鬼怒川は今日も旧下野国内で一番の大河である。「増補行程記」には鬼怒川について「二またに流るれとも沓里計上の方にては一ヶ所と申候」とし、当時も東西二流に分流していたことを記している。分流しながら西北から南東に向けて南下する東西両鬼怒川を、東北に向けて北上する奥州道中が横断し、先ず西鬼怒川を渡り一度、中州河原に上陸し、ついで東鬼怒川を渡河する。これから東西両鬼怒川の渡河について、「下野一國」は次の通り述べる。

きぬ川有り、広き四拾間、水深さ三尺、かちわたり也、大雨ニはふか成候、右之川より八町め、沓里山あり、

表 10 「下野一國」の記す常水時の川幅と水深

| 河川名 |                                                                      | 川幅と水深                                                                                                                                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I   | 東鬼怒川                                                                 | 川幅 40 間、水深 7 尺                                                                                                                                            |
| II  | 田川<br>西鬼怒川<br>荒川<br>内川<br>箒川<br>中川<br>余笹川<br>黒川<br>奈良川（板屋）           | 川幅 30 間、水深 2 尺<br>" 40 間、" 3 尺<br>" 14 間、" 2 尺<br>" 16 間、" 2 尺<br>" 17 間、" 2 尺<br>" 46 間、" 2 尺 5 寸<br>" 16 間、" 1 尺 5 寸<br>" 14 間、" 1 尺 5 寸<br>" 6 間、" 2 尺 |
| III | 釜川<br><br>九郷半川<br>恵川<br>恵川<br>蛇尾川<br>清水川<br>西川<br>奈良川（芦野）<br>奈良川（芦野） | 川幅 2 間、" 1 尺<br><br>" 7 尺、" 3 尺<br>" 1 間、" 2 尺<br>" 1 間半、" 少し<br>" 4 尺、" 2 尺<br>" 1 間、" 1 尺 5 寸<br>" 7 尺、" 6 ~ 7 寸<br>" 8 尺、" 1 尺 2 寸<br>" 8 尺、" 1 尺 5 寸  |

右之竜里山より六町め二東きぬ川あり、ひろさ四拾間、水のふかさ七尺、舟わたりなり

「大雨ニはふか成候」としながらも、出水時の川幅や水深の具体的記載はない。しかし、記されている常水時の川幅や水深だけをみても、「広さ四拾間、水深さ三尺」（西鬼怒川）、

時から難所であつたに違いない。

東鬼怒川について、「増補行程記」は「川幅二十間」、「分間延絵図」は「常水幅三拾間」、「宿村大概帳」には「常水川幅三十間、出水時八町」とあり、常水時の川幅には東西間にさほどの差はないが、水深と出水時の増水については東鬼

「ひろさ四拾間、水のふかさ七尺」（東鬼怒川）として、下野で最大級の河川規模を示している。

このうち西鬼怒川の渡河地点について、「下野一國」は第Ⅱ分類の「かちわたり（歩行渡し）」としているが、近世中期の道中絵図である「増補行程記」では、「川はば二十五間程」と記し、「（東西）両川共に舟わたし也」と記している。近世後期の「分間延絵図」では西鬼怒川を「常水幅三拾間」としており、各史料により若干の差はあるが、いずれにせよ西鬼怒川も平常

怒川が特に大きいことが記されている。「増補行程記」にも「洪水いたし安きよし」とあり、増水による被害の起きやすいことが記されている。

「分間延絵図」は、東西両鬼怒川について、「冬春之内仮橋」、他は「渡船場」と記し、渇水期に架橋を併設する「舟渡し」が近世中期以降、恒常化し、渡船場には「川高札」が建てられていたことが分かる。さらに「宿村大概帳」によると、十一月から二月までは長三間・幅一間の土橋が二カ所に仮設され、「仮橋渡し」、三月から十月は「舟渡し」が行われると記載されている。なお、これに用いるため「領主造立船老艘」と「船頭八人」の備えがあり、出水時には小鵜飼船と船頭を増員して「舟渡し」が行われていた。なお、仮橋普請や舟と船頭については、西鬼怒川では白沢宿、東鬼怒川では当初氏家宿が担当していたが、後に渡船場に隣接する上阿久津村が勤めるようになったとされている。

また東西両渡船場の「川留め明け」については、宿継ぎで道中奉行に報告することが義務化されていた。

次に「下野一国」の渡河方法の第Ⅱ分類である「歩行渡し」（史料では「かちわたり」）については、西鬼怒川を含む九

つの中河川の事例がみえる。慶安四年時点での「歩行渡し」の具体的中身については不詳であるが、その時点で橋梁による渡河手段がなかったことは否定できない。「下野一国」に記される川幅と水深は表10にみる通りであるが、川幅では中川の四六間、西鬼怒川の四〇間、田川の三〇間、一〇間台の河川として箒川・内川・余笹川・荒川・黒川とつづき、余笹川の六間が最小となっている。水深では西鬼怒川の三尺を頭に、中川の二尺五寸、以下は二尺から一尺五寸である。数値は、表8や表9で、「増補行程記」「分間延絵図」「宿村大概帳」の記載には多少の差がみられる。ただ、これらはいずれも常水時の規模である。表8や表9にある通り、常水時の川幅が十数間の荒川や内川でも、出水時には百数十間に達するように、増水の激しさは常水時からだけでは容易に想像できない。

第Ⅱ分類に属する九河川は、常水時の川幅と水深、とりわけ増水規模の大きさから、架橋しようとするばかりの規模の橋梁普請が必要となる。「増補行程記」「分間延絵図」「宿村大概帳」から看取される、近世中期以降の河川に架橋された橋梁は、「舟渡し」が恒常化した西鬼怒川を除き、板

木橋や土橋でほとんど一〇間以上二〇を超える大型の橋梁

となっている。こうした大型橋梁の普請は技術的にも難しく、負担経費も多額にのぼり、一度建設しても出水による流失の危険度も高い。こうした理由から「下野一國」が作成された慶安四年の段階ではいまだ見送られており、結果として「歩行渡し（かちわたり）」となっていたと考えるべきであろう。

しかし、このレベルの河川でも、近世中期以降は、西鬼怒川を除き常設の橋梁が整備され「橋渡し」の恒常化が進んだとみられる。これはすでに「下野一國」段階から常設の橋梁を備え、「橋渡し」を実現していた第Ⅲ分類の河川渡河地点と合わせて、奥州道中往還の通行をそれ以前と比べはるかに便利にしたものとする。これは幕府の交通政策の有無に関わらず、陸上交通の進展に大きく寄与したものと考える。

しかしながら、表8の「宿村大概帳」によって、当該河川の出水時の状況をみると、荒川と内川では、「出水橋流失時は登台越、又は馬越にて川越し」、「弘化二年からは舟渡し」の記載があり、架橋によって「橋渡し」が恒常化したと

いつても、安定的なものではなかったことがわかる。

同様の記載は、碓川・余笹川・黒川・奈良川にもあることから、これらの河川では、近世中後期に「橋渡し」の恒常化へ渡河方法が改善されながら、しばしば流失の被害にも見舞われ、これに対応するため臨時の「舟渡し」や「川越し」「歩行渡し（かちわたり）」の制度が併存していたものと考えられる。

表9の第Ⅲ分類に属する八河川は、いずれも「下野一國」段階から橋梁による「橋渡し」が可能であった河川である。その理由は、表10をみれば、常水時の川幅と水深が、第Ⅰ・第Ⅱ分類の河川規模と格段に違いがあることからあきらかである。これらの河川では、当然早期に橋梁整備が進展したのであるが、この分類のうちの河川にあっても蛇尾川・奈良川（芹野）においては、出水時の橋流失による臨時の「川越し」あるいは「舟渡し」の制度が併存していたことが「宿村大概帳」に記載されている。季節によって急激な増水に見舞われる地理的な環境は、日本列島に共通の問題であったが、近世の奥州道中においても例外ではなかった。このため安定した橋梁確保は依然として難しい課題であっ

た。

表9から中後期の奥州道中に一般化した「橋渡し」を保守管理する普請のありかたをみると、比較的規模の大きな橋梁においてさえ、自普請の比重が大きかったことがわかる。これまで考察してきた橋梁設備の改善の多くが地元宿町村の負担に委ねられていた実情がみえてくる。

## むすびに

(1)「下野一國」増補行程記「分間延絵図」「宿村大概帳」を史料として、奥州道中往還における橋梁設備の改善が、近世前期から中後期に大きな進展をみせ、一部の「舟渡し」を除き、ほとんどの河川で常設の橋梁による「橋渡し」が可能となったことをあきらかにしてきた。

(2)しかしながら、増水による橋流失の被害を完全に食い止めることはできず、幕末に至るまで、臨時の「舟渡し」「川越し」制度を併用せざるをえない実情も同時にあきらかになった。

(3)近世の奥州道中往還に関連する普請の多くが地元宿

町村の自普請によるものであったことがあきらかになったが、陸上交通の大きな障害となる比較的大規模な河川の橋梁の普請も、多くが板木橋か又は土橋で構築され、やはり地元宿町村の自普請負担によることが大であったことがあきらかになった。

ここで考察したことがらのほかに、河川橋梁は当該河川を利用する舟運や筏流し、農業用水堰の問題とも深く関わり、利害を異にする場合もある。これらの問題も総合して考察する必要があるが、今後の課題としたい。

## 幕末期の「切支丹」イメージについて

—大塩の乱関連史料における京坂切支丹一件情報を中心に—

澤 柳 葉 澄

### はじめに

本稿は、文政期に発生した切支丹露頭事件や歌舞伎・浄瑠璃といった作品をもとに、近世後期から幕末期にかけ「切支丹」に対してどのようなイメージが持たれていたのか（以下、「切支丹」イメージ）という点について明らかにしていくものである。

近世のキリスト教禁教下において、表面上は存在しないはずの切支丹であったが、文政一〇年に京坂切支丹一件（以下、「切支丹一件」と呼ばれる切支丹露頭事件が発生した。たしかに、文化期以降は文化二年の天草崩れや一連の浦上崩れといった露見事件は発生していたが、浦上四番崩れを除けば、何れの事件も「切支丹」としての処罰は行わ

れず、「異宗」信仰として処理されていた<sup>1</sup>。その意味で、捕縛された者が実際に「切支丹」として処罰されたこの事件は、注目すべきものである。

これまでの近世期における「切支丹」イメージに関する研究においては、戦前から排耶書とその内容を中心としたものがあり、排耶書に書かれた魔法観・奪国観が幕末まで民衆に浸透していたと言われている。また安丸良夫氏は、そもそも「切支丹」という存在自体が近世後期においては正確に把握されておらず、「切支丹」は「異端的な言説・集団・行動を集約するような表象」であったとし、大橋幸泰氏は「厳格なキリシタン禁制の実行が「切支丹」イメージの貧困化を生み出し、かえって異端的宗教活動との判別を困難にさせていった」と述べている。



このような先行研究の中で安丸氏や大橋氏は、この「切支丹一件」を検討材料の一つとしているものの、安丸氏の場合は表象としての「切支丹」が見て取れる一事例としてこれを取り上げており、この事件そのものに大きな意義があるという見方はしていない。しかし大橋氏の場合、事件以後から明治の事例を用いて、「文政期以後の「切支丹」イメージは京坂切支丹一件の「切支丹」と述べ、「切支丹」イメージを考える上で「切支丹一件」がその後に与えた影響の大きさを指摘した。

ただし、これらの研究では「切支丹一件」について記された大塩の乱関連史料を使用しての検討がなされていなかった。当時大坂東町奉行所与力であった大塩平八郎がこの一件を担当していたことから、大塩の乱関連史料にも同事件についての記述が見られる。しかし、これまでの研究が事件そのものの実態検証に重点を置いたものが多かったため、吟味書の写や事件当時の問書が記された史料が主流となっていた。「切支丹一件」以後の「切支丹」イメージを考える上で、大塩の乱という国内に多大な影響を与えた重大事件と結びついて記されているのを見逃すわけにはいかず、

それらの史料もふまえ検討することで、「切支丹一件」がその後の社会でどのように認識されていたのかという点も明らかになると思われる。そこで、乱発生前後における「切支丹一件」の情報内容や地理的広がりの変化に着目し、ここに記されている「切支丹」イメージと先行研究を比較した上で、果たして大橋氏の述べているようにこの事件が画期と成り得るのか考えていく。

## 一、大塩の乱発生前後における「切支丹一件」

### 情報の変化

まず、「切支丹一件」の概略について述べておく。「切支丹一件」は、文政一〇年、京都・大坂を中心に、「稲荷下ヶ」と称して奇術を行ったとして、大坂西成郡川崎村さの・大坂天満龍田町きぬ・京都八坂上町豊田貢・大坂西成郡曾根崎村伊良子屋桂藏・松山町高見屋平蔵らが捕縛され、「切支丹」として処刑された事件である。当初、この事件で捕縛されたのはさのであった。彼女は、「稲荷明神下ヶ」と称しながら吉凶禍福の判断をして渡世していたのだが、家主

との加持祈祷による金品トラブルがもとで捕縛されたことが事件の始まりとなる。その後、さのが信仰するのは実は切支丹宗門であり、さのはきぬから、きぬは豊田貢から、貢は水野軍記（吟味以前病死）から伝法を受け、桂蔵および平蔵も水野軍記から伝法を受けていたことが判明していく。こうして芋蔓式に事件が拡大していく中、大坂堂嶋船

大工町藤田頭蔵が、禁止されていた耶蘇教書類九部と踏絵の写し四枚、「燃犀録稿」と題したキリスト教に関する著述を所持していたことが発覚し、豊田貢らと同様に重刑に処されることとなった。仕置きに関しては、大坂町奉行から「切支丹」として処罰する伺いが提出されたが、さのの証言中に、信仰心から長崎へ行き踏絵を踏んだことで信心が増したとあったことから、評定所においては「切支丹」として処罰することに疑問が持たれた。しかしながら、今更吟味を仕直して「切支丹」ではないとした場合、かえってキリスト教禁制の弛みをもたらすとし、踏絵に関する証言部分は削除して「切支丹」として処罰されることとなった。文政一二年一二月五日に仕置が言い渡され、豊田貢・平蔵の二名は大坂三郷引廻しの上礫、吟味中病死のさの・きぬ・

桂蔵・頭蔵の四名は、塩詰の死骸大坂三郷引廻しの上礫となった。

では、人々のこの事件に対する認識度は、大塩の乱発生によりどのように変化したのだろうか。まず、「切支丹一件」直後（事件発生から落着後約一〜二年後）に事件に関して知れ渡った情報の内容がどのようなものであったのか、という点について見ていく。事件落着後、大坂では中心人物の罪状などが記された捨札が立てられ、事件の内容が公表された。それに加えて、書店には「御制禁耶蘇三拾八部書類目録」が触れ渡された。さらに、事件発生は全国へも公表され達が出されている。その達の内容とは次のようなものであった。

文政十二丑年十二月

大目付え

切支丹宗門之儀、従先々雖為御制禁、今度於上方筋而右宗門之由にて異法行ひ候もの有之、即被処敵科候、就ては右宗門之儀弥可被遂御穿鑿之條、銘々無油断相改、自然疑敷もの有之は、早々其筋え可申出、品二寄、御褒美被下、其ものより仇をなさざる様可被 仰付候、

若見聞及ひなから隠置、他所より頭わるゝにおゐてハ、其所之者迄も罪科ニ可被行候、

右之趣、向々え寄々可被達候、

十二月<sup>10</sup>。

この史料から明らかになってくる事件の情報は、上方において「切支丹」が処罰されたということと、彼等が「右（切支丹）宗門之由ニて異法」<sup>11</sup>を行っていたという二点だけであり、事件の大まかな内容も、処罰された人物に関する情報もほとんどない。

しかしながら、京坂においては風聞や捨札等によつて事件に関するより詳細な情報が伝わっており、「浮世の有様」には事件にまつわる風聞や聞書がまとめて記されている。そこには、事件関係者に関する素性や逸話等が記されているほか、仕置場の騒然とした状況も書かれている。<sup>13</sup>ただし、事件が「御制禁」の「切支丹宗門」に関わることであったからか、種々の「切支丹の噂」をしていた者たちが大勢召し捕らえられ叱りを受けたり、中には一兩日入牢したりする者まで出たという。<sup>14</sup>そうした動きがあったからか、「甲子夜話」には、「我が中に儒生の寄寓せる者、上京して還りし者あ

るに、此こと（「切支丹一件」）問へば、京師、江州等にかの宗門の者出来て召捕れしと、却て当地にて風説は聞しが、上京せしときには是等のことは聞き候はずと。<sup>15</sup>」あり、事件の風聞は「当地」、つまり江戸においては聞いたが、上京していた時には聞いていないという。

このように、「切支丹一件」に関連する様々な情報は、事件発生当時にも存在していたものの、その詳細な情報は一部の地域に限定された広がりしか見せず、全国的には「切支丹が捕縛され、処罰された」という情報しか伝わっていかなかったということが見えてくる。

この状況が、天保八年二月一九日に発生した大塩の乱によつて大きく変化する。つまり、大塩の乱が発生したことにより、「切支丹一件」にまつわる情報は乱の情報と結びつきその内容を変化させ、全国各地へと広く伝わっていくこととなる。では、大塩の乱後において、情報内容と地理的広がりにどの様な変化があったのだろうか。

本稿は、大塩の乱そのものについて論じるものではないため事件の詳細は省略するが、大塩の乱は社会に与えた影響の大きさと比例するかのようになり、全国各地に情報が伝わ

り、関連する史料は近年までに大量に発見されている。そのような情報の伝播に着目した先行研究もあり、そこで示された多くの大塩の乱に関連する史料の中には種々の情報が書かれている。内容としては、檄文の写、乱の経過や事件発生当時の大坂の状況、大塩平八郎についての経歴、大塩の逃亡先などを含む雑多な風聞、落書・落首などがあり、それが記された史料の形態も日記や随筆、または書簡などを含む雑多な史料（情報）を集めた史料集的性格のものもあれば、大塩平八郎物語のようなものなど様々である。<sup>17</sup> 実はその情報の中に、「切支丹一件」に関わる情報も含まれている。

そこで、実際に大塩の乱関連史料のどの史料に、どのような事が書かれているのかをまとめたものを表一「大塩の乱関連史料における「切支丹一件」の記述一覧」として掲げた。<sup>18</sup> まずは、この表においてどのような事例にチェック（○）をしているのか、各項目の説明と該当史料の例示をしておく。

- (1) 【大塩が解決】大塩平八郎が与力時代の功績の一つとして、または経歴の一つとして「切支丹一件」が提示さ

れている事例。「一今一説ニ、大塩氏先年勤役中切支丹取捕、且大坂堺辺之寺院之抱物所穿鑿、其他色々格別之働有之、自慢之心有之候へとも、差て御褒美も無之不快ニ存し被致隠居」<sup>19</sup>

- (2) 【切支丹に弟子入】大塩が「切支丹一件」を解決した時、「切支丹」の一味に仲間入りし、または豊田貢の弟子となり探索し事件を解決したという内容の事例。「先年京辺ニ彼ノ邪宗ヲ奉ズル婆子アリシトキ、コノ吟味、其学オヲ以テ平八ニ逮ブ、平八迺奉行ヘ申スハ、某姑ク彼宗法ヲ授リ、渠等ガ深奥ヲ窺得テ、以テ吟味及バズ、奚ゾ隠匿ニ至ラン、奉行其言ヲ可トシテ、内々承届、平八彼宗旨ニ入り、彼婆子ニ随ヒ、竟ニ其法趣ヲ曉得タリ」<sup>20</sup>

- (3) 【切支丹を学ぶ】大塩が「切支丹」について学んでいたという記述がある事例。たとえば「浮世の有様」には、大塩は逃亡に際し学んでいた「吉利死丹の邪法」で「隠身の幻術」を使ったのではないかという噂があったという。<sup>21</sup>

- (4) 【落書・落書】大塩の乱と「切支丹一件」がかけられた

落書や落首が記載されている事例。「大塩が人の為にか我ためか切支丹やらなにし丹やら」<sup>22</sup>

(5) 【大塩の奇術】大塩の乱において、大塩平八郎が各種

の奇術（姿を隠す、火を消す、奇術を使って民衆の人氣を得るなど）を行ったという事例。多くは(3)のように、「切支丹」について学び、それによって妖術を使つたという事例が多い。<sup>23</sup>「居宅金銭諸道具等迄乍被焼相欲候訳ハ、矢張切支丹之妖術故哉と申者も有之」<sup>24</sup>

(6) 【登場人物】豊田貢や水野軍記といった、「切支丹一件」

で「切支丹」とされた人物たちの名が記載されていた事例。なお、他の表現がなされているものは、史料表記のまま載せた。また、「他の人物」に印がついているものは、「切支丹一件」で嚴罰を受けた主要人物六名（さの、きぬ、豊田貢、伊良子屋桂藏、高見屋平藏、藤田頭藏）を示している。

(7) 【書物】「切支丹一件」では藤田頭藏が所持していた禁

書類が押収された。それに関する記述、または大塩が書物によって「切支丹」について学んだというような記述がある事例。なお、ここでもその他の表現がなされ

ているものは、史料表記のまま載せた。「殊ニ先年平八郎儀ハ切支丹吟味掛り、右書物類会得もいたし候哉」<sup>25</sup>

(8) 【罪状書写】「切支丹一件」の罪状書が写されている事

例。事件後に公表されたものの写しと考えられる。

以上のように事例別に分け記述内容の傾向を見てみると、いくつかの特徴を挙げることが出来る。なかでも、大塩の乱発生前の情報と比べ大きな違いの一つは、「切支丹一件」が大塩平八郎の解決した事件として記されているという点である。大塩の乱関連史料である以上当然のことなのだが、少なくとも大塩の乱が発生する以前において、この事件に関連する記述や公開された情報の中からは、大塩平八郎という人物がこの事件に関わつていたという記事は極めて少ない。<sup>26</sup>また、キリスト教的要素となるような記述がほとんど見られないこと、主要人物に関する表記があるといった特徴も挙げられる。<sup>27</sup>

ではこれら「切支丹一件」の情報を含んだ大塩の乱関連史料は、地理的にはどの程度広まったのだろうか。<sup>28</sup>まずは、大塩の乱発生地である大坂の事例であるが、ここは「切支

丹一件」の発生地域でもあり、多くの史料が存在する。その代表的な史料の一つが「浮世の有様」である。表1から分かるように、大塩の経歴として挙げられている場合が最も多いのだが、同史料にも彼の与力時代における功績の一つとして「切支丹一件」の記述が見られる。また、すでに引用したが、大塩の逃亡に関する風聞に「吉利死丹」の妖術で姿を消したというような風聞もあった。

つぎに、山城の事例を見ていく。ここでは、江戸初期より庄屋を世襲してきたとされる京都府城陽市寺田の旧家から発見された文書、「堀家文書」の中にその記述を見ることが出来た。<sup>29</sup>

#### 天保八酉年大坂天満与力 大塩騒動の書

##### （中略）

一、天保八丁酉二月十九日大坂丑寅之方角大火大坂より書来ル、（中略）難波橋より、大筒引渡り上町へ火を付来リ、夫有せんば高麗橋筋三井二而中食致し、三井の可かれ候事哉とぞんし飯たき食せ候上、から鉄砲を打、人皆出シ跡江大筒打焼キ候由、高麗橋筋松屋町淡路町平之町筋二而、大塩平

八郎方と御城代方と余程合戦有之候様子、其節大塩を四方より取まき候処、大塩ハ切支丹の術二而、

陰かたちなく失候由、其節町人見居候ものハ無之皆家財捨置一里余も有在所へ逃候由、女子共ハ五六日程返り不申、大塩方昼の八ツ時分二火事中二而一人も不見得何くへ逃去候哉、火事場所二大塩方居不申、其節人噂ハ堂嶋蔵屋敷江隠レ候共、又ハ船二乗海上沖江出候共言、又ハ能勢の妙見山二三千人之勢二而、大塩方櫓箆居候由共言、人色、噂致ス。<sup>30</sup>

右は、著者である堀鉄蔵が大塩の乱に関して聞いた風聞の中に、鎮庄部隊に取り囲まれた大塩が「切支丹の術」を使って姿を眩ましたという話があったというものである。これも直接的に「切支丹一件」が話題となっているわけではないのだが、逃亡したままなかなか捕まらない大塩に対して、確実に「切支丹一件」を意識し噂されたものである。

西方では、今治の史料「井村家文書」内の「大塩発端由来記」という史料で表一の項目(1)に該当する記述がある。

#### 大塩発端由来記

幕末期の「切支丹」イメージについて——大塩の乱関連史料における京坂切支丹

一件情報を中心に——（澤柳）

一大塩平八郎与申人者、此十ヶ年以前致隠居 近来  
吹田与申所ニ罷在候由、在前中ニ当<sup>つ</sup>地 切支丹  
ヲ行ひ候者有之候。其節京都御所与取合候而六ツ  
敷取者ニ罷出候、其時大塩人ニ勝れたる才智ニ而  
是ヲ召捕致、取捌之咎御来知有之由、誠ニ大切  
之人ニて候而、

(中略)

誠ニ大坂町中端ノ迄、不残焼候事故ニ一家皆、  
相仕廻<sup>ひまわ</sup>、逃出し大騒動ハ難<sup>むづか</sup>申事御座候兎も、  
風説御座候得者、先荒増右之通ニ御座候。右前  
文之訳故、切支丹相用ひ候程も難計、不思議  
千万之事右迄候。以上<sup>32</sup>

前半部分では、与力時代の大塩が才覚により「切支丹」を  
捕らえたということ、後半部分では、前半部分の記述を受  
けて、この騒動は大塩が「切支丹」を用いたのかも分からな  
いが、まったく不思議なことだとある。

江戸について確認の出来た史料は「藤岡屋日記」と「甲子  
夜話」である。前者には、大塩の乱の発生当日の状況を伝  
える便りや落首などが書き留められ、その中の一つに「大

塩が人の為にか我為にか切支丹やら何したんやら」という  
落首が含まれている。「甲子夜話」においては、大塩の乱に  
ついて記された部分である「坂賊聞記（天保丁酉大塩平八  
郎カ一件）乾」に、「隣人曰、平八ハ從來陽明派ノ儒者ニテ、  
先年天教トカ唱テ、大坂ニ於テ御仕置ニ成タル老婆モ、彼  
者ノ吟味取扱<sup>34</sup>」とある。同史料では、先述の通り「切支丹一  
件」に関する情報も記されているのだが、そこでは大塩と  
結びついた情報はなく、以前発生した「切支丹一件」が、大  
塩・平八郎の吟味によるものであつたとの情報、この段階  
で得たことが窺える。

上野においては、吾妻郡伊勢町（中之条町）の蘭医柳田  
禎蔵が書き記した史料「天保紀事」が挙げられる。<sup>35</sup>この史料  
には、大塩一味の探索に関連する情報や大塩の檄文が写さ  
れており、その前書き部分に「大塩平八郎と申すは陽明学  
にて、西国の英名来弥太郎泰昇篠崎等と名をひとしく致し、  
仏学は八宗に通じ、殊に地理学に委しく、弓馬砲術の名誉  
にて、門弟五百人も有之、年齢五十歳計り、先年女切支丹  
吟味にえらばれたる人物なり。」と、<sup>36</sup>ここでも大塩の人とな  
りを説明する中で「切支丹一件」が登場してくる。

東北でも、盛岡の史料「見聞隨筆」に記述がある。この史料は、南部藩最大の史家、横川良助によって書かれたものであり、大塩の乱に関しても書簡の写や風聞書など多様な史料が見受けられる史料である。<sup>37</sup> その中の一つに、大塩の乱発生後、未だ大塩が逃走中の段階で出された書簡に、左のようなことが書かれている。

未だ大塩平八郎召捕れ不申候、委敷事ハ不相知候得共荒増申上候（中略）扱又大塩工ミの始り委く不存候得共、八年已前切支丹之御吟味ニ付、となた様ニても白状不致候女を此大塩為致白状候、然ハ御褒美も可有之を却て隠居迄被仰付候由、御上ニてハ日本ニ切支丹有時ハ其根も枝もいづれなくてハならぬとか申事ニて御座候由 然し存不申右ニ付御上を恨ミて徒党を起候由久敷工ミの由承及候、右切支丹女ハ先年評判御承知之事と奉存候、大塩ハ右之時分切支丹の書物等不殘取上所持の由。<sup>38</sup>

八年以前、大塩が「切支丹」の吟味を担当し、誰にも白状させることが出来なかった女を白状させたという大塩の手柄を強調した話や、事件の時に取り上げた「切支丹の書物等」

を彼が所持していたという話が記されている。<sup>39</sup> くわえて卷之六下では、大塩の経歴が物語調に書かれており、その中で大塩が「呪法」使いの「耶蘇宗門」の婆を捕まえるという話が記されている。<sup>40</sup>

以上、大塩の乱関連史料に記された「切支丹一件」の情報を見てきたように、大塩の乱という大事件が起こったことで、量的にも大量に、そして地理的に広範囲にわたる史料で「大塩平八郎が解決した事件」として「切支丹一件」が語られていくこととなった。また、大塩の乱発生以前は乏しかった事件の情報も、乱発生後はより詳細な内容が広い地域へと伝わっていったことで、「切支丹一件」がより記憶に残る事件へと変化したと考えられる。

## 二、「切支丹一件」の罪状書から見えてくる「切支丹」イメージ

では、大塩の乱関連史料を含めた「切支丹一件」に関する史料からは、どのような「切支丹」イメージが見えてくるだろうか。



先にも述べたが、「切支丹一件」の落着後、捨札という形式で罪状書が公開され、その内容は多くの人に写されたようである。また、その罪状書と同様の内容のものが、一部の大塩の乱関連史料にも記されていた。事件について多くの人々へ公開された公式情報としては、最も詳細に記されたものと言えるこの罪状書から読み取れる「切支丹」イメージを明らかにするため、「切支丹」として処罰された者たちの行動を見ていく。

この罪状書に記されているのは、事件の中でも厳科に処された六人、さの・きぬ・豊田貢・伊良子屋桂蔵・高見屋平蔵・藤田顕蔵の罪状である。<sup>41</sup> まず、最も強くイメージされると思われる全員の行動の共通項から見ていく。それは、水浴の修行と陀羅尼である。修行は、井戸の水や滝で水を浴びるというもので、彼らの信仰において、師匠に当たる人物からの伝法の前後に、必ず行われたものである。さの・きぬ・豊田貢の三人は、この修行をして認められた上で伝法を受け、桂蔵・平蔵の二人は伝法を受けた時、今後は修行をするよう伝えられたとされている。もう一つの共通項である陀羅尼だが、この罪状書には具体的な文言が記され

ておらず、本尊である天帝を念じて陀羅尼を唱えるように、このことが伝法の際に伝えられたとしか書かれていない。

この他に、大部分での共通点もある。まず一つ目は妖術・奇術である。たとえばさの場合、弟子にした者へ「不思議の事」を見せて驚かせることで帰服させたとある。また、水野軍記の場合にも、豊田貢が妬ましく思っている人物の姿を「妖術」で見せ弟子入りするきっかけを作ったり、平蔵に頼まれて「妖術」を行ったといったことが書かれている。二つ目は、伝法を受けた後は病気の祈祷を成功させたり、吉凶判断の占いを的中出来るようになっていくということである。

この史料を見る限り、修行はむしろ修験道的なものであり、陀羅尼は単なる呪文という特色が強いように思われる。また、キリスト教的要素をほとんど感じられない。これらの特徴を整理してみると、罪状書から見えてくる「切支丹」イメージには、水浴修行のような①他の信仰に似た要素と、陀羅尼や祈祷・吉凶判断といった②呪術的要素、③妖術・奇術の要素という三つの要素が含まれていたということが見えてくる。

### 三、流布した「切支丹」イメージ

前記した罪状書以外の史料からは、どのような「切支丹」イメージが見えてくるだろうか。表2「『切支丹』の行動パターン」は、該当する史料の中でも「切支丹」の行動が書かれているものを内容別に一覧にしたものである。史料に記された行動内容の全体を眺めてみると、表のように「祈禱」と「妖術・奇術」の二つの大項目に分けられる。さらにこの表では、それらによつてどのような事象を起こしているのかも細分化して示した（これを小項目とする）。たとえば、大項目が「祈禱」で小項目が「病氣平癒」であれば、祈禱によつて病氣を治したという具合である。この中で、最も該当数の多かった小項目は「妖術・奇術」であった。以下、該当数の多い順に「病氣平癒」、「移動」、「祈禱」、「死者蘇生」、「姿を見せる幻術」となっている。また大項目別では、「妖術・奇術」が約半数を占めているものの、「祈禱」の該当数と大差はない。そして、この二つの大項目の該当数を合計すると、全体の約八割を占めてくる。

幕末期の「切支丹」イメージについて―大塩の乱関連史料における京坂切支丹一件情報を中心に―（澤柳）

つまり、これらの史料から見て取れる「切支丹」の行動パターンは、祈禱や妖術・奇術といったものにほとんどが含まれてくることになる。「病氣平癒」については、「切支丹一件」の中心人物である豊田貢やきぬ、さのといった者たちが、実際に病氣平癒の加持祈禱をしていたという事実があると共に、多くの風説もあつたことから、印象強い話として影響しているとも考えられる。しかし、最も該当数の多かった「妖術・奇術」については、その具体的内容には大きな幅がある。たとえば、豊田貢と親交のあつた中村屋にまつわる話として

又大和や利兵衛が咄には、先年中村や方へ大勢客を為せしが、酒出せし上にて、何もかくへつの馳走とでもなければ、只今より天の川の鯉を取寄せ、吸物になして奉らんといふて、手桶に水を入、灯燈をともし、これを桶に結付て、屋根の上上げしに、見る間に空へ登り雲かくれせしが、程なく下りて元の屋根に止りぬるにぞ、桶を下してみるに、大成鯉二尾有。これを吸物にして出し、饗応せしかば、何れも大に興に入し事など有し由也、とて語りぬ。<sup>95</sup>

というような話があたり、また、藤田頭蔵の妻の親族に関する話として、

此者堀江遊所にて、芸妓など大勢呼て遊びしが、酒興に乗じ、われ面白き手づましてみせんとて、何か少しく所作をなして後、一やうに三弦をひきてうたひぬる芸子共にいへるは、其方たちのゆまきを今とりしが、これをもしらでうたひぬる事のおかしさといへるにぞ、更にこれを諾ふ者なかりしかば、如何に云共いへる計にては知れかたし、銘々ゆぐを改めみよといへるにぞ、何れもこれを改るに、更になければ大驚き、いつの間に取られし事共しらず、早くかへし給れと云へるにぞ、しからば出しやるべしとて、己が袖の内より引出し、夫々かへしやりしかば、何れも大に驚きぬ。<sup>47</sup>

といった手妻の開書までである。こういった妖術・奇術の話は、「切支丹一件」で「切支丹」とされた人物の周囲の者だけでなく、大塩の乱の当事者である大塩にも当てはめられた（表一参照）。

では、これらに含まれなかった【その他】はどうであつ

たのだろうか。そこで、「太平難騒録」にあった事例を見てみる。この史料では大塩の乱が物語調に記されており、その中に「切支丹一件」の話が盛り込まれてくるのだが、

然るに其頃諸国におゐて大寺小寺庵室に限らず、旧き無縁の石塔を磨きける事はやりけるに、人々是は切支丹破天連也と評判しける所に、江戸も関八州或は奥州、仙台、出羽、越前、越後北の国段々は大坂にても古き石塔所々の寺々にてみかき候事綯粗はやりける<sup>48</sup>

と、無縁の古い石塔を磨くことが流行し、これは「支丹伴天連」だと評判されていたという話が出てくる。ここで突如として、古い石塔を磨くという行為が出てくるが、「甲子夜話」を見てみると「或人の文通に、此節処々寺院の墓石を磨くこと種々雑説多し<sup>49</sup>」とか、実際に著者が近所などで聞いた墓磨きに関する話を書き留められている。それがあまりに謎の多い出来事だったようで、「妖物」の仕業ではないかという話もいくつか見られる。<sup>50</sup>これが記されたのは一八三〇年頃と推定され<sup>51</sup>、内容に「墓」と「旧き無縁の石塔」という小さな差違はあるものの、事実として墓磨きが流行

していたようで、民間信仰のような他の信仰に似た要素が「切支丹」という設定に持ち出されているのである。<sup>52</sup>

このように、罪状書の写以外の史料から見えてくる「切支丹」イメージには、妖術・奇術の要素と、祈祷のような呪術的要素が色濃く出ており、くわえて墓磨きのような他の信仰に似た要素も少数ではあるが存在することが分かった。これは、前項の罪状書から見えたイメージと共通した要素であり、少なくとも、「切支丹一件」における「切支丹」イメージとしては、この三つの要素が含まれてくるということが言えるのではなからうか。

#### 四、天徳物における「切支丹」イメージ

ここまででは、「切支丹一件」に関連のある史料から「切支丹」イメージを見てきたが、歌舞伎や浄瑠璃といった作品から「切支丹」イメージを見ていくと、前者との類似点が見受けられる。歌舞伎と「切支丹」イメージという点については、天徳物を材料として文学からのアプローチがなされてきた。<sup>53</sup> たしかに、劇化にあたっては表現や描写が誇張され

る傾向はあるものの、実際に「切支丹」が存在していないとされていた当時、歌舞伎といった民衆に身近な文化で登場してくる「切支丹」が、イメージとして強く意識されるということは、可能性として十分あり得ることだと思われる。そこで、その一例として天徳物での「切支丹」イメージを整理していく。

天徳物とは、一七世紀に実在したとされる天竺徳兵衛（略称天徳）<sup>54</sup>を題材とした、歌舞伎や浄瑠璃といった作品群のことで、徳兵衛には蝦蟇の仙術を使う「切支丹」との設定がある。<sup>55</sup> 主人公として徳兵衛が登場してくるのは宝暦七年並木正三の『天竺徳兵衛聞書往来』で、その後近松半二作『天竺徳兵衛郷鏡』（宝暦一三年）では人形芝居での劇化もされた。そして文化元年七月、天徳物の中でも代表的な作品が鶴屋南北によつて作られた。それが、江戸河原崎座の夏芝居で初演された『天竺徳兵衛韓嘶』である。<sup>56</sup> この作品は、早変わりの演出が功を奏して大評判となり、「無人の夏きやうげん大入大繁昌」となったという。<sup>57</sup> 『韓嘶』以降の上演については表三「天竺徳兵衛韓嘶」上演年表」を掲げた。

このように『聞書往来』以降、様々な形で作品化がなされた天徳物だが、南北の『韓嘶』以降はその系統が主流となっている。<sup>58</sup> 残念ながら南北の『韓嘶』の台帳は現存していないが、『歌舞伎年代記』に、その概要が記されている。

天竺徳兵衛、実は宗観一子大日丸三やく松助。天ぢくへ吹流されし船頭にて。異国のアツシの上に上下を着て出る。(中略)松助万国の咄を申上る事あり。吉岡宗観叶助にて、後に切腹して、実は朝鮮の臣下木曾官也。久義に責亡され。徳兵衛は我子大日丸と物がたりして女房夕浪左十郎にて是も自害す。夫より宗観が首を松助(徳兵衛)打おとす。<sup>59</sup>

ここに出てくる天竺徳兵衛(幼名大日丸)の父は吉岡宗観(実は朝鮮の臣下木曾官)であるとの設定は、南北独自のものではなく、近松半二による『郷鏡』から採られたと思われる。

では、これらの作品で描かれた天竺徳兵衛は、「切支丹」としてどのような行動を起こしていくのか。前述の通り大きな流れのきつかけとなる『韓嘶』の初演台帳が存在していないため、近松半二の『郷鏡』<sup>60</sup>と、『鶴屋南北全集』に

収録されている『天竺徳兵衛万里入船』<sup>61</sup>を見ていくと、最も「切支丹」の特徴が現れる場面に「術譲りの場面」がある。『万里入船』も『郷鏡』における徳兵衛が吉岡宗観の一子大日丸であるという設定を引き継いでおり、両作品中には、死に瀕した宗観が息子である徳兵衛に自らの正体を明かし術を譲る、という場面がある。その場面で宗観は、徳兵衛に対して「蝦蟇の仙術」を

そまがまの仙術といつば、その国の名を得し名鏡名剣に、壬月<sup>うづき</sup>誕生の男子の血汐を取り、まつた蛙千正の血汐を合鉢してこれをひたし所持する時は、いかなる妖術行ふも心のまゝ(中略)この御鏡の徳に〇よつて、形をかくし、姿をかへるその術は行ふといへ共、雲を呼び、雨をふらし、天地震動さすその術を行ふには〇名鏡名剣合体なさねば心に任せず<sup>62</sup>と説明している。実際に劇中では、蝦蟇の仙術として種々の妖術が登場する。たとえば、徳兵衛が雲に乗って霧に隠れたというものや(『郷鏡』)、手水鉢の角を叩き壊して秘文を唱えると、その石が蛙の形となって飛び回った(『万里入船』)といった描写がある。さらに、実際に術を譲る

時には、独特の秘文が唱えられる。『郷鏡』では「でい／＼。はらいそ／＼」、『万里入船』では「南無サツタルマグンダリヤ、しゅこせいでん」「はらいそ／＼」「デイ／＼ハライン／＼」とあり、一部意味が取れない語句もあるが、「南無」「しゅこせいでん（守護聖天）」は共に仏教用語であるが、「はらいそ」はバライン＝天国のことである。

また先学研究では、これらの天竺徳兵衛像には、近松門左衛門の『傾城島原蛙合戦』に登場してくる七草四郎像が大きく影響していると指摘されている。<sup>63</sup> この七草四郎は、その名の通り天草四郎をモデルとした人物で、「蝦蟇仙人が法をつたへ。ざま／＼の幻術を以て万民をまどはす」人物である。<sup>64</sup> この作中でも廓中の灯火を一斉に消したり、幻術を自由自在に使いこなしたり、いくつか術を使う場面がある。一方で、『傾城島原蛙合戦』では前者の二作品のような具体的な秘文は登場しない。<sup>65</sup>

このように、近松の『傾城島原蛙合戦』で描かれた「蝦蟇仙人で不思議な術を使う」という設定の『切支丹』は天徳物へも引き継がれ、「蝦蟇の仙術使いの『切支丹』が長きにわたり描き続けられることとなった。そこから見えてく

る「切支丹」イメージには、蝦蟇の仙術、つまり妖術・奇術という要素が強くあるとともに、仏教色の濃い秘文という呪術的要素も含まれていた。

「切支丹一件」について記された史料から見えてきた「切支丹」イメージには、①妖術・奇術の要素、②呪術的要素、③他の信仰と類似した要素という三つの要素があった。とりわけ、①妖術・奇術と②呪術的要素といったイメージは、天徳物における「切支丹」にも共通したイメージであり、当該期において「切支丹」イメージとして強く染み込んでいたものと考えられる。たしかに、歌舞伎や浄瑠璃といった作品での描かれ方には誇張もあるだろう。しかし、それらで描かれたものと、その他の史料の「切支丹」イメージは別物として人々に抱かれていたイメージではなかったように思われる。とくに、大塩の乱関連史料で見られた記述には、類似した点が複数ある。改めて表3に目を向けると、表中の一番以降が大塩の乱関連史料であるのだが、たとえば、近松門左衛門の『傾城島原蛙合戦』で、七草四郎が行った妖術の中に火を消したというものがあつたが、大塩の乱関連史料の中にも、大塩が妖術で火を消したという風聞が記

されているし（二〇番）<sup>66</sup>、天徳物で見られた妖術で姿を消すというのも、大塩が妖術を使い隠れ身の幻術で姿をくりましたという風聞であるとか（一七・一八番など）<sup>67</sup>、「切支丹」の婆が印を結んで捕らえに来た役人たちを何処かへ消したという話（二三番）とも似ている。<sup>68</sup>その他にも史料「浮世の有様」には、大塩の乱の翌年には乱を題材とした芝居が行われたとしてそのあらすじが記されており、その中には大塩の妻の母として豊田貢も登場してくる。<sup>69</sup>このように、歌舞伎などにおける具体的な「切支丹」の描写と、「切支丹一件」での妖術・奇術の内容には類似点が見られるが、この傾向は大塩の乱以前の史料においては見られず、大塩の乱以後の史料にその類似点が表れている。

## おわりに

こうして、大塩の乱関連史料を含めた「切支丹一件」の諸史料から見えてきた「切支丹」イメージは、これまでの排耶書におけるイメージと比較してどうだろうか。排耶書には、幻術等の「恐るべき魔法、そして国を奪う邪宗門という観念しか伝えられていなかった」<sup>70</sup>とあり、「すべて耶蘇教

が我国侵略を企てる邪教であるとの見方が一貫している」<sup>71</sup>とある。また一部には、伴天連が「虚空を飛翔し、雨を降らし風を起こす妙術を得たる者」や陀羅尼の記述があるという。<sup>72</sup>やはり排耶書にも魔法観という面では、妖術・奇術の要素や呪術的要素が強く、「切支丹」イメージという点については、「切支丹一件」が起こった事による大きな変化というのは見えない。また、本稿では詳しく述べる事が出来なかったが、明治期前半に劇化された大塩の乱関連作品等で描かれた「切支丹」を見ても、「切支丹」イメージについては大きな違いが見られなかったことから、<sup>73</sup>近世後期から幕末にかけての「切支丹」イメージは、京坂切支丹一件の「切支丹」ではなく、既に形成されていた排耶書等からのイメージと同様のものであった。

では、本稿で見えてきたように、「切支丹一件」の「切支丹」が大塩の乱を契機として大塩と結びついて広く流布したことは、何を意味しているのだろうか。それは、大塩の乱を通じて多くの人々へ脅威を与えた、危険な存在としての大塩と「切支丹」とが結びついたという事であり、より現実的な危険性として、人々の「切支丹」への恐怖感を一層増幅さ

せる結果となったのではないだろうか。

## 註

1 浦上二番崩れは、直接事件を知ることの出来る史料がなく詳細は不明であるが、浦上一番崩れでは「異宗」信仰が問題とされるも、最終的にはその存在が否定され落着。天草崩れや浦上三番崩れでは、「キリシタン」ではなく「異宗」信仰として処理された（H. チースリク・太田淑子編『日本史小百科 キリシタン』東京堂出版、一九九九年九月参照）。

2 姉崎正治『切支丹伝道の興廃』（同文館、一九三〇年）、伊東多三郎『近世史の研究』第一冊（吉川弘文館、一九八一年）、海老沢有道『キリシタン南蛮文学入門』（教文館、一九九一年二月）、同『排耶書の展開』（『日本思想大系25キリシタン書 排耶書』岩波書店、一九七〇年）、大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』（東京堂出版、二〇〇一年二月）。

3 安丸良夫「近代化」の思想と民俗（網野善彦ほか編『日本民俗文化大系 風土と文化』小学館、一九八六

年）。

4 大橋幸泰「正統・異端・切支丹―近世日本の秩序維持とキリシタン禁制―（下）」（早稲田大学教育学部『学術研究―地理学・歴史学・社会学編―』第五五号、二〇〇七年二月）。

5 大橋氏は、明治以降に天理教批判の中で教祖の中山みきが「切支丹一件」の中心人物である豊田貢の娘であるとされたことや、蓮門教教祖島村みつが貢と比較されて糾弾されたことなどを事例として挙げている（大橋幸泰前掲論文）。

6 幸田成友（『大塩平八郎（改訂版）』（創元社、一九四二年（原著は一九一〇年）・海老沢有道「幕末禁教下におけるキリスト教的信仰の形成―文政10年京坂切支丹一件―」（同『維新変革期とキリスト教』新生社、一九六八年）・山根智代美（『キリシタン禁制史における京坂切支丹一件の意義』（大塩事件研究会『大塩研究』第一九号、一九八五年三月）・藤原有和（大塩平八郎と「邪宗門一件」（『関西大学人権問題研究室』関西大学人権問題研究室紀要』第一三号、一九八六年）。



7 主な史料は、大坂町奉行所の吟味書の写である「邪宗

門一件書留 乾・坤（慶応義塾大学図書館蔵、東京大  
学史料編纂所蔵）、「大坂切支丹一件」（大橋幸泰氏によ  
る翻刻、キリシタン学研究会編『研究キリシタン学』第  
四号、二〇〇一年二月掲載）、事件の聞書を集めて記  
された「浮世の有様」（原田伴彦・朝倉治彦編『日本庶民  
生活史料集成』第一巻、三一書房、一九七〇年七月、  
以下当該史料からの引用は『日本庶民集成』一一巻と表  
記）の三点である。その他にも一部では、「御仕置例類  
集」（石井良助編『御仕置例類集 天保類集』名著出版、  
一九七八年八月）、「甲子夜話」（中村幸彦・中野三敏校  
訂『甲子夜話続篇』一、三（平凡社、一九七九年八月、  
一九八〇年一月。）が使用されている。

8 この捨札の内容については後述するが、大塩の乱発生  
以前にこの捨札が写されている史料としては「浮世の有  
様」巻之一（『日本庶民集成』一一巻）と、「甲子夜話」  
（中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話続篇』三、平凡社、  
一九八〇年一月）がある。「浮世の有様」の著者はこれを  
知り合いから借りて写しているが、松浦静山の場合は大

坂から得たものとして、天保二年頃にこれを記している。

9 「邪宗門一件書留 坤」の中に、「当表本屋共江触渡置  
候御制禁耶蘇三拾八部書類目録」という史料が収められ  
ており、『關邪集』（明の鐘始声編、キリスト教排斥論  
を集録）や『畸人』（おそらく利瑪竇著『畸人十篇』（教  
義を十題に分けて説明）のこと）といった禁書類三六部  
が記されている。

10 『御触書天保集成 下』宗旨の部、六二三（岩波書店、  
一九四一年三月）。また、これとほぼ同様の「御触」が、「浮  
世の有様」巻一にも確認出来る（『日本庶民集成』一一巻、  
六九頁）。

11 『御触書天保集成 下』宗旨の部、六二三（岩波書店、  
一九四一年三月）。括弧内の表記は筆者によるものであ  
る。以下、史料引用中に括弧が用いられている場合も同  
様である。

12 また、信濃国下伊那郡嶋田村代田（現在の長野県飯田  
市松尾代田）で庄屋を務めていた平栗墨翁によって記さ  
れた「島田村年契略」でも、この「御触」があった事が  
記されているが、こちらにも事件の詳細な記述はない。

(平栗正二氏所蔵「島田村年契略」、『長野県立歴史館長野県史収集史料近世写真帳』)。

13 史料には、「切支丹の御仕置」という珍しさから多くの見物人が押し寄せ、死傷者まで出す騒ぎにまでなったという状況が記されている。(『日本庶民集成』一一巻、六七頁)

14 『日本庶民集成』一一巻、六九頁。

15 松浦静山『甲子夜話続篇』三(平凡社、一九八〇年一月)一一二頁。

16 その中でも代表的なものが、各地に残る民衆史料などから、「大塩ブーム」がいつ頃どのように全国各地へ伝播していったのかを細かく探っている、中瀬寿一氏・村上義光氏による研究である。(中瀬寿一・村上義光編著『民衆史料が語る大塩事件』晃洋書房、一九九〇年七月)。その他にも、青木美智男「大塩の乱をめぐるその後の動向」(『百姓』一揆研究会著『天保期の人民闘争と社会変革・下』校倉書房、一九八二年二月)や深谷克己監修『百姓一揆事典』(民衆社、二〇〇四年一月、三九一頁)などでも触れられている。

17 本稿では、これら大塩の乱について何らかの事が書かれている史料を総称して大塩の乱関連史料と呼ぶこととする。

18 この表を作成するにあたっては、一覧にない多くの大塩の乱関連史料を確認した。全て明記することは避けるが、主なものは青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第一四卷(三一書房、一九八六年十二月)、中瀬寿一・村上義光編著『史料が語る大塩事件と天保改革』晃洋書房、一九九二年三月)掲載史料、岡山大学附属図書館黒正文庫所蔵史料、大阪市立中央図書館所蔵史料、大塩の乱関連の各種論文掲載史料などで、出来るだけ民衆史料を中心に確認を行った。

19 「華陽異聞」(大阪府立中之島図書館所蔵、青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第一四卷、三一書房、一九八六年十二月、一八二頁)。同史料は大塩の乱関連史料を集めた資料集的な性格をもつものである。作成者、作成年代ともに不明。

20 「未刊甲子夜話」卷之四十三(松浦静山著、坂田勝校訂『未刊甲子夜話 第二』有光書房、一九六九年三月、

三六九〜三七〇頁)。

21 『日本庶民集成』一一卷四三五頁。卷七「長浜屋八之助が見聞の記」より。

22 「天保八酉二月大塩大平記」(岡山大学附属図書館黒正文庫所蔵、作成者・作成年等未詳、一冊(写本))。大塩平八郎の乱顛末記録。

23 表を見ても分かるように、「大塩の奇術」に印のあるものの大半は、「切支丹を学ぶ」にも印がついている。ついていない史料は、ここで引用した「華陽異聞」と堀家文書「大塩騒動の書」(史料は後に提示)、「甲子夜話」(松浦静山著、坂田勝校訂『未刊甲子夜話 第二』有光書房、一九六九年三月、三三二頁)の三つである。「甲子夜話」においては、書物ではないものの、「邪蘇婆子ノ怨霊」が大塩らに乗り移ったことで「妖道」を用いたのではないかということが記されている。

24 「華陽異聞」(青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第一四卷、三一書房、一九八六年十二月、二〇一頁)。「渡辺小膳知行所撰州中筋村代官再度之書」より。

25 「華陽異聞」(同前書、二二八頁)。「泉州境々来書」より。

26 史料「浮世の有様」巻之一(『日本庶民集成』一一卷、六一頁)には、大塩の名前が記されており、彼がこの事件に関わっていたことが知られていたことは事実である。また、彼自身が有名になるきっかけとなった事件が「切支丹一件」であったと言われていることから、大坂辺りでは周知の事実だったのかもしれない。しかし、その他の地域ということであれば、知れ渡ったのは大塩の乱以後のことであると筆者は考える。

27 「切支丹一件」発生当時、聞書において豊田貢が「婆」・「嫗」等表記されていたのだが、この大塩の乱関連史料においても同様に、名前が表記されるもの以外に「老婆」・「邪蘇婆子」といった表現されているものがある。(「甲子夜話」(中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話続編』三、平凡社、一九八〇年一月、一一二頁)。

28 大塩の乱関連史料は、作成者や作成年代など史料に関する詳細が不明なものが多く、確認され得る範囲での結果をここで述べることにする。

29 この「堀家文書」の中には、封紙「天保八年之比 米穀并二大坂天満与力徒党頭取大塩平八郎騒動之覚書荒増認

置包 堀鉄蔵」があり、その包まれた史料によって「寺田村を中心に京都・山城一帯における大塩事件前後の社会

経済状態や大塩事件そのものの情報伝達、それに呼応したいろいろな動きや各地での施行活動、幕府諸藩の弾圧

体制、同事件についての聞書の数々」などが見て取ることの出来る史料である（中瀬寿一・村上義光編著『史料

が語る大塩事件と天保改革』晃洋書房、一九九二年三月、

一一二頁）。

30 「大塩騒動の書」（堀家文書）、同前書、一三九（

一四一頁）。

31 「井村家文書」は井上志満子氏所蔵の文書で、「記述は

大塩事件勃発の前年（天保七年）から翌八年、さらに同十年にまたがっており」、筆者は今治城下で薬種商をして

いた井村祐重か、その長男の祐徳ではないか」と推察さ

れている（同前書）。

32 同前、二五〇～二五一頁。

33 須藤由蔵著『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第二卷

（三一書房、一九八八年三月）一九～二〇頁。

34 「甲子夜話」卷之四〇（平八郎ノ性格閑歴等二閑スル諸

聞書」（松浦静山著、坂田勝校訂『未刊甲子夜話 第二』有光書房、一九六九年三月）二七七頁。

35 群馬県立文書館架蔵群馬県史複製収集資料。「桑原源

一郎家文書」（吾妻郡中之条町（吾妻郡中之条村）。この

史料を翻刻したものとして、金井幸佐久『柳田禎蔵の天

保紀事』（一九八〇年九月）があるが、本論文では、田

畑勉「上州における大塩の乱」情報の流布について」（群

馬県立文書館編『ぐんま史料研究』第一三号、一九九

年一月）にあるものを使用する。

36 田畑勉氏前掲論文、四一～四二頁。

37 「見聞随筆」は全一七卷から成る。これらは「巨大な南

部藩政史」である上、「当時の史書と全く趣を異にして、近世における一般大衆の歴史的意義を闡明にすることを

目的として編纂したのではないかと思われるほど、庶民

の側の史料にみちている」という。「見聞随筆」の内容と

しては、全国的な視野のもとで編述されており、大塩の

乱以外にも小石川養生所や一八三三（天保四）年の凶作・

一揆のことが収められたものである（岩手県立図書館

編『岩手史叢』第六卷見聞随筆上、一九八三年七月、

四く九頁参照)。

38 「見聞隨筆」卷之六上「大坂よりの異書簡」(同前書、三二四く三二八頁)。この引用部分の後には、「此一件の緒文通ハ委く大坂中騒動混乱後いまた治定の分らぬ内聞まゝの事のミを書取し文通と見へて、前後諸始末祖語の事のミ多し、不容易大變の事ゆへ尤左も有ぬへし(中略)何れ彼是照し合せハ其大略を知るに足りぬべしと深く穿鑿ニ及ハす本書の儘記し置ぬ 見ん人はを察せよ」との筆者による注意書きも見られ、当時の混乱した状況が伝わるだけでなく、この史料が編集し直される前の情報であると言ふことが出来る。なお、同史料の復刻版では読点部分に空白を用いているが、筆者の判断によつて便宜上読点に置き換えた。以下、この史料においては同様である。

39 ここでは、「切支丹一件」の吟味をしたことで隠居させられ、そのことを恨んで乱を起したとも記されている。他の史料では、「今一説ニ、大塩氏先年勤役中切支丹取捕、且大坂境辺之寺院之抱物所穿鑿、其外色々格別之働有之、自慢之心有之候へとも、差て御褒美も無之不快ニ存し被

致隠居」(華陽異聞)(青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第一四卷、三一書房、一九八六年十二月)一八二頁)というような記述は見られても、「見聞隨筆」のような話が出てきていない。もし、このような評判が実際にあったとするならば、大塩の乱後の一つの見方として注目されるところではある。

40 「見聞隨筆」卷之六下「大塩平八郎の経歴」(岩手県立図書館編『岩手史叢』第六卷見聞隨筆上、一九八三年七月、三二九く三三二頁)。長文であるため、ここではあらずじを紹介しておく。やむを得ない事情によつて金五両が必要となつた大坂町奉行与力の大塩平八郎は、祈祷で病人を救つていた婆に出会う。彼の話を聞いた婆は、「呪法」を使つて彼を金が大量にある場所へと移動させたのだが、実はそこは「豪富家鴻の池善右エ門」の蔵で、彼は盗賊と間違われて捕縛されてしまう。その後、彼は事なり行きを全て白状したものの、そのことを知つた婆はいち早く姿を消していた。その婆を捕らえようと、大坂町奉行の与力たちが京都へ向かったが、「呪法」により返り討ちにあつてしまつたので、大塩が派遣されることと

なる。彼は婆々が「呪法」を使えないようにした上で彼女を捕縛し、その結果世間から高い評価を得ることとなった、という話である。

41 ここでは「切支丹」としては処罰されなかった藤田頭藏については除いて考えることとする。また、罪状が記された史料は複数存在するが、完全な形でないものや誤字が多いものもあるので、「浮世の有様」(『日本庶民集成』一卷)に写されている「捨札の写」(六七〜六九頁)を使用する。

42 「邪宗門一件書留 乾・坤」や「大坂切支丹一件」など。

43 「浮世の有様」(『日本庶民集成』一卷)。

44 「浮世の有様」においてはこのような設定になっているが、おそらくは水野軍記と深い親交のあった人物である中村屋新太郎という人物だと思われる。

45 「浮世の有様」(『日本庶民集成』一卷)六〇頁。

46 藤田頭藏の妻の妹の養子、堂嶋難波屋太兵衛のこと。

47 「浮世の有様」(『日本庶民集成』一卷)六三頁。

48 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第一四卷(三一

書房、一九八六年二月)三三二頁。

49 中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話続篇』五卷(平凡社、一九八〇年七月)二七頁。

50 同前、二七〜三〇頁。

51 史料中に「一昨年、西国風変、大阪<sup>(京)</sup>邪宗門、越後地震。去年、江戸大火。今年は京都地震」(同前、二七頁)とある。「浮世の有様」巻一には、文政一年の出来事として「九州の悪風」「越後の大地震」が、「江戸大火」はその翌年の出来事として記されている。また同史料巻三に京都地震のことが書かれていることなどから推定した。なお、「大阪邪宗門」は「切支丹一件」のことである。

52 また、「太平螳斧談」(大阪市立中央図書館蔵、天保八年五月写)には、大塩が一味に弟子入りして内情を探ったところ、彼らのやっていることの実態は飯綱の法であり、大塩平八郎は「邪智」をもつて見込み通りに彼らを「切支丹」として処罰したというような話が記されている。この著者が、どのような情報をもとにこれを記したかは不明だが、この著者のように、「切支丹」を正確に捉えようとしていた者もいたことは確かである。しかし、当該期の大多数の民衆にとっては、知識もなく身近に実在し

ていない「切支丹」に対して持っているイメージを否定することは、難しいことだったように思える。

53 日野龍夫「天竺徳兵衛譚の展開」(『ユリイカ』第一九

巻一 号、青土社、一九八七年一〇月)、古井戸秀夫「鶴屋南北の異国―天竺徳兵衛の変身」(學燈社編『國文學解釈と教材の研究』第四五巻二号、學燈社、二〇〇〇年二月)。

54 『日本近世人名辞典』によると、天竺徳兵衛は江戸初

期に南方貿易に従事した町人で、一六二六(寛永三)年、

十五歳の時に、朱印船貿易家として有名な角倉与一の経

営する貿易船に、船頭の書役として雇われて乗り組み、

中天竺(シヤムに比定)に渡航。さらに、寛永七年には

オランダ人ヤン・ヨーステンの船でシヤムに渡航したこ

とから、天竺徳兵衛とよばれる。のちに、渡航を追懐し

て、途中航路の模様や九高知の景観・風俗・物産などを

記録して長崎奉行に提出した。これが世上に流布して『天

竺渡海物語』『天竺徳兵衛物語』あるいはこれに類似す

る名称で呼ばれている(吉川弘文館、二〇〇五年十二月、

六四六頁)。

55 以下、作品名の頭に「天竺徳兵衛」と付く作品は、煩雑

なため初出以外は該当部分を省略して記す。また、彼が

最初に歌舞伎に登場してくるのは一七五五(宝暦五)年、

江戸中村座『若緑錦曾我』だが、まだこの作品中では脇

役にすぎなかったという(井草利夫『鶴屋南北の研究』

おうふう、一九九四年八月、五三〇頁)。

56 正宗敦夫編『歌舞伎年代記』下巻(日本古典全集刊行

会、一九二九年十二月)によると、文化元年七月三日か

ら河原崎座で初演された。「歌舞伎年代記」は戯作者・鳥

亭焉馬による江戸歌舞伎の興行年表である。

57 同前、六九〇頁。

58 郡司正勝編『鶴屋南北全集』(三一書房、一九七一年

九月)。

59 正宗敦夫編『歌舞伎年代記』下巻(日本古典全集刊行

会、一九二九年十二月)六八七―六九〇頁。

60 国立劇場調査部養成部・芸能調査室『天竺徳兵衛郷鏡』

(未翻刻戯作集五、一八七九年三月)。底本は松竹大谷図

書館所蔵本。

61 郡司正勝編前掲書所収。底本は早稲田大学演劇博物館

所蔵本。一八四一（天保一二）年七月五日から中村座で上演された時の台帳。

62 同前書、三四頁。

63 日野龍夫氏・古井戸秀夫氏前掲論文。

64 近松全集刊行会『近松全集』第一卷（岩波書店、一九八九年八月）二九四頁。

65 四郎は術を失った場面で、「扱はと心驚きて秘文を唱。虚空にむかひ日をつかめ共手に入らず。雲を招くに下らはこそ。エ、口惜しや我術は尽はてしか」（近松全集刊行会『近松全集』第一卷（岩波書店、一九八九年八月）三三五頁）という場面はたしかにあるが、作中に具体的な秘文は登場してこない。

66 「華陽異聞」（青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第一四卷、三二書房、一九八六年十二月）二〇〇頁。

67 「浮世の有様」卷之七（『日本庶民集成』一一卷）。

68 「見聞随筆」卷之六下「大塩平八郎の経歴」（岩手県立図書館編『岩手史叢』第六卷見聞随筆上、一九八三年七月）三二九～三三二頁。

69 実際に上演されたのかどうか確認出来ないが、ここで

の記述によると、最初、熊本において「其晩汐満干」という外題で興行され、「大流行にて数十日見物行者群をなせし」という反響具合であった。さらに、下関でも「大湊汐満干」と外題を変えて興行され、ここでもまた好評であったと記されている（『浮世の有様』卷八（『日本庶民集成』一一卷、四九五～四九七頁）。

70 海老沢有道「排耶書の展開」（『日本思想大系25キリシタン書 排耶書』岩波書店、一九七〇年）六〇四頁。

71 伊東多三郎『近世史の研究』第一冊（吉川弘文館、一九八一年）一七八頁。

72 同前、一七九頁。

73 明治六年九月、大坂角の芝居『大汐噺聞書』や明治五年七月に東京村山座で公演され、その後明治一五年にも再演された『浪花渦入江大塩』など。



表1 【大塩の乱関連史料における「切支丹一件」の記述一覧】

|    | 史料名                | 掲載頁     | 大が解決<br>舟に乗り入 | 切支丹を学ぶ<br>落書落首 | 大地の妖術 | 豊田賢一 | 登場人物<br>他の人物 | 書物 | 資料提示 | その他(備考)                                       |
|----|--------------------|---------|---------------|----------------|-------|------|--------------|----|------|-----------------------------------------------|
| 1  | 浮世の有様巻之6           | 336     | ○             |                |       |      |              | ○  |      | 妖術で姿を隠す<br>裏に見立てた落書                           |
| 2  | 浮世の有様巻之6           | 369     |               |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 3  | 浮世の有様巻之6           | 368     |               |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 4  | 浮世の有様巻之7           | 431     | ○             |                |       | ○    |              |    |      |                                               |
| 5  | 浮世の有様巻之7           | 435     |               |                |       |      |              |    |      | 逆身の幻術                                         |
| 6  | 浮世の有様巻之7           | 436     |               |                |       |      |              |    |      | 妖術で姿を隠す                                       |
| 7  | 浮世の有様巻之7           | 456     | ○             |                |       |      |              |    |      | 裏に見立てた落書                                      |
| 8  | 浮世の有様巻之7           | 458-459 | ○             |                |       |      |              | ○  |      | 大塩平八郎は新四郎（『天竺氏郎』の再考とも）<br>役名「三津の島」（貞八こと大地の妖術） |
| 9  | 浮世の有様巻之8           | 496     | ○             |                |       |      |              |    |      | 妖術で姿を隠す                                       |
| 10 | 浮世の有様巻之8           | 517     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 11 | 堀家文書 大塩騒動の書        | 141     |               | ○              |       |      |              |    |      |                                               |
| 12 | 井村家文書 大塩岩崎山来記      | 251     |               |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 13 | 井村家文書 落首           | 253     |               | ○              |       |      |              |    |      |                                               |
| 14 | 浪元市憲奇火災見聞之記        | 89      |               | ○              |       |      |              |    |      | 薬に見立てた落書                                      |
| 15 | 華陽集閑               | 182     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 16 | 華陽集閑               | 189     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 17 | 華陽集閑               | 199     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 18 | 華陽集閑               | 201     | ○             |                | 合得    |      |              | 書類 |      | 妖術で火を消す                                       |
| 19 | 華陽集閑               | 200     | ○             | ○              |       |      |              |    |      |                                               |
| 20 | 華陽集閑               | 228     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 21 | 華陽集閑               | 233     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 22 | 大塩平八郎其外者共放火乱坊候書類   | 282     | ○             |                | ○*    |      |              |    |      | *押収した新物を享し取っていた                               |
| 23 | 大塩平八郎其外者共放火乱坊候書類   | 284     | ○             |                |       |      |              | ○  |      |                                               |
| 24 | 大塩平八郎其外者共放火乱坊候書類   | 286     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 25 | 甲子夜話               | 277     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 26 | 甲子夜話               | 294     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 27 | 甲子夜話               | 299     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 28 | 甲子夜話               | 321     | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 29 | 甲子夜話               | 334     |               | 妖道             |       |      |              |    |      | 悪業が取り憑いたことが原因となり妖道を用いた                        |
| 30 | 甲子夜話               | 369     | ○             |                |       | 姫姫子  |              |    |      |                                               |
| 31 | 藤間屋日記              | 41      | ○             |                |       | 源子   |              |    |      |                                               |
| 32 | 天保記事               | 20      | ○             |                |       |      |              |    |      |                                               |
| 33 | 大阪焼失一件問所訪役人家来り参候書附 | —       | ○             |                |       |      |              |    |      | 姿を隠す                                          |



表2【「切支丹」の行動パターン】

| 【史料名】                    | 【頁】     | 【新神】 |         |        |         | 【妖術・奇術】 |         | 【その他】     | 【内容】                                                    | 【備考】                      |
|--------------------------|---------|------|---------|--------|---------|---------|---------|-----------|---------------------------------------------------------|---------------------------|
|                          |         | 【新神】 | 【妖術・奇術】 | 【死者蘇生】 | 【妖術・奇術】 | 【妖術・奇術】 | 【妖術・奇術】 |           |                                                         |                           |
| 1 浮世の有様 巻1               | 58      | —    | —       | —      | —       | —       | —       | 人を惑わし金品詐欺 | 軍記が人々を何かしらの方法で惑わし、金品を詐欺                                 |                           |
| 2 浮世の有様 巻1               | 59      | —    | —       | —      | —       | —       | —       | —         | 貴が妬ましいと思つていた女の姿を見せる。(幻術)                                |                           |
| 3 浮世の有様 巻1               | 59-60   | —    | ○       | —      | —       | —       | —       | —         | 貴が目が見えない子供を新神で見えるようにした。                                 |                           |
| 4 浮世の有様 巻1               | 60      | ○    | —       | —      | —       | —       | —       | —         | 貴が新神によって人々を惑わして、金銀を受け取る。                                |                           |
| 5 浮世の有様 巻1               | 60      | —    | ○       | —      | —       | —       | —       | —         | 貴が大病を新神で「助ける」。                                          |                           |
| 6 浮世の有様 巻1               | 60      | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 天の川の鯉を取り寄せて吸物にしようと手桶を屋根に乗せると、桶が空へと登り、落ちてくるとその中に鯉が入っていた。 |                           |
| 7 浮世の有様 巻1               | 60      | —    | ○       | —      | —       | —       | —       | —         | 貴が難病を新神で治す。                                             |                           |
| 8 浮世の有様 巻1               | 62      | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 平蔵が「手書」をした。詳細なし。                                        |                           |
| 9 浮世の有様 巻1               | 63      | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 願藏妻の妹の元夫(娘婿)が堀江道所で芸妓たちの湯巻きを取る。                          | ただし、彼が切支丹であるとのことは「噂」である。  |
| 10 甲子夜話続編巻之7             | 154-155 | —    | ○       | —      | —       | —       | —       | —         | 「呪法」で病気を治す。                                             | ただし、切支丹一社のことかどうか確信はない。予備。 |
| 11 甲子夜話続編巻之34            | 112     | —    | —       | ○      | —       | —       | —       | —         | 貴が新神により、死者を蘇生させた。                                       |                           |
| 12 甲子夜話続編巻之34            | 112     | ○    | —       | —      | —       | —       | —       | —         | 新神で酷い事を叶える。                                             | 上の同じ箇所。                   |
| 13 甲子夜話続編巻之34            | 112-113 | —    | —       | —      | —       | —       | —       | よく当たる占い   | 占いで尋ねたことがよく当たる。                                         |                           |
| 14 甲子夜話続編巻之39            | 215     | —    | —       | —      | —       | ○       | —       | —         | 軍記が貴の夫の姿を見せる術を行う                                        |                           |
| 15 甲子夜話続編巻之39            | 215     | —    | —       | ○*     | —       | —       | —       | —         | きぬが死者を蘇生させる。                                            | * 新神か奇術かは判断とせず。           |
| 16 甲子夜話続編巻之39            | 215     | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | きぬがいろいろな妙な術を行う。                                         |                           |
| 17 浮世の有様 巻7              | 435     | —    | —       | —      | —       | —       | ○       | —         | 大塩が妖術を使い隠れ身の幻術で家をくりました。                                 | 「4長屋入之助が見聞の記」             |
| 18 浮世の有様 巻7              | 436     | —    | —       | —      | —       | —       | ○       | —         | 大塩が妖術を使い隠れ身の幻術で家をくりました。                                 | 「4長屋入之助が見聞の記」             |
| 19 浮世の有様 巻8              | 496     | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 三津の局(=貴)から小塩(=大塩)へ妖術の巻物が伝授される。                          | 大塩の巻を題材とした歌舞伎の概要          |
| 20 華陽異聞(春)               | 200     | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 大塩が妖術を使って火を消した。                                         |                           |
| 21 華陽異聞(春)               | 201     | —    | —       | —      | ○*      | —       | —       | * 人々を惑わす  | 民衆が被害を受けたが大塩の存在を喜んでいるのは、大塩の切支丹妖術が原因である。                 |                           |
| 22 狂乱大平記                 | 334     | —    | —       | ○      | —       | —       | —       | —         | 貴が新神で死者を蘇生させる。                                          |                           |
| 23 狂乱大平記                 | 334     | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 切支丹たちは妖術を使い構間に耐えた。                                      |                           |
| 24 太平繡繡録                 | 352     | —    | —       | —      | —       | —       | —       | 民間信仰      | 無縁の古い石塔を磨くことが流行=切支丹伴天連                                  |                           |
| 25 太平繡繡録                 | 352     | —    | —       | —      | —       | —       | —       | 民間信仰      | 無縁の古い石塔を磨くことが流行=切支丹伴天連                                  |                           |
| 26 太平繡繡録                 | 352     | —    | ○*      | —      | —       | —       | —       | —         | * 貴が「切支丹」をもって病気を治す。                                     | * 新神か奇術かは判断とせず。           |
| 27 太平繡繡録                 | 353     | —    | ○*      | —      | —       | —       | —       | —         | 貴が病気を治す。                                                | * 新神か奇術かは判断とせず。           |
| 28 太平繡繡録                 | 354     | ○    | —       | —      | —       | —       | —       | —         | 不思議な加持新神。                                               |                           |
| 29 大坂焼失一件同所話附(役人客主と参集書附) | —       | —    | —       | —      | —       | —       | ○*      | —         | 大塩が切支丹の「行」をもって身を隠す。                                     | * 新神か奇術かは判断とせず。           |
| 30 見聞録巻6下                | 329     | —    | ○       | —      | —       | —       | —       | —         | 近所に住む妻が新神によって人々の病気を癒っていた。                               |                           |
| 31 見聞録巻6下                | 329     | —    | —       | —      | —       | —       | ○       | —         | 妻が呪法を使って大塩を空間移動させる。                                     |                           |
| 32 見聞録巻6下                | 330     | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 妻が印を結んで呪法をなし、体を動かさなくさせる。                                |                           |
| 33 見聞録巻6下                | 330     | —    | —       | —      | —       | —       | ○       | —         | 妻が印を結んで呪法をなし、捕り手を行方不明にさせる。                              |                           |
| 34 太平繡繡録                 | —       | —    | —       | —      | —       | —       | —       | 飯綱の法      | 大塩が一味に弟子入りして内情を探ったところ、彼らのやっていることは飯綱の法であつたという。           |                           |
| 35 浪花筆記                  | —       | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 貴は水野軍記から妖術を授受する。                                        |                           |
| 36 浪花筆記                  | —       | —    | —       | ○      | —       | —       | —       | —         | 不思議な新神によって死者蘇生を行う。                                      |                           |
| 37 浪花筆記                  | —       | —    | —       | —      | —       | —       | —       | 強弱な精神力    | 貴に対して構間を行うもの一向に弱らなかなが自状しなかった。                           |                           |
| 38 浪花筆記自老至四              | —       | —    | —       | —      | ○       | —       | —       | —         | 貴は水野軍記から妖術を授受する。                                        |                           |
| 39 浪花筆記自老至四              | —       | —    | —       | ○      | —       | —       | —       | —         | 不思議な新神によって死者蘇生を行う。                                      |                           |
| 40 浪花筆記自老至四              | —       | —    | —       | —      | —       | —       | —       | 強弱な精神力    | 貴に対して構間を行うもの一向に弱らなかなが自状しなかった。                           |                           |

※注：各史料の所蔵先、翻刻掲載書法については表1を参照。

表3 「天竺徳兵衛轉」上演年表

| 西暦 | 年    | 月    | 劇場            | 上演外題     | 備考 | 西暦 | 年    | 月   | 劇場             | 上演外題      | 備考 |
|----|------|------|---------------|----------|----|----|------|-----|----------------|-----------|----|
| 1  | 一八〇四 | 文化一  | 河原崎座          | 天竺徳兵衛轉   |    | 20 | 一八三三 | 天保四 | 南園芝居<br>(京)    | 天竺徳兵衛     |    |
| 2  | 一八〇六 | 文化三  | 市村座           | 泣枕轉開書    |    | 21 | 一八三四 | 天保五 | 桑名芝居<br>(伊勢)   | 天竺徳兵衛轉    |    |
| 3  | 一八〇八 | 文化五  | 市村座           | 影入御仲     |    | 22 | 一八三八 | 天保九 | 中之地蔵芝居<br>(伊勢) | 音菊家佳談     |    |
| 4  | 一八〇九 | 文化六  | 森田座           | 阿四御前化粧鏡  |    | 23 | 一八四〇 | 天保二 | 中村座<br>(伊勢)    | 天竺徳兵衛     |    |
| 5  | 一八一二 | 文化九  | 龜屋座<br>(甲府)   | 天竺徳兵衛轉   |    | 24 | 一八四一 | 天保二 | 中村座            | 天竺徳兵衛方里船  |    |
| 6  | 一八一四 | 文化二  | 市村座           | 復再松緑刑部話  |    | 25 | 一八四一 | 天保二 | 旗後芝居<br>(大坂)   | 天竺徳兵衛轉    |    |
| 7  | 一八一七 | 文化一四 | 中村座           | 追善嘉恵子    |    | 26 | 一八四五 | 弘化二 | 大須芝居<br>(名古屋)  | 天竺徳兵衛轉    |    |
| 8  | 一八一八 | 文政一  | 大須芝居<br>(名古屋) | 天竺徳兵衛轉   |    | 27 | 一八四七 | 弘化四 | 竹田芝居<br>(大坂)   | 天竺徳兵衛漢国入船 |    |
| 9  | 一八二〇 | 文政三  | 角の芝居<br>(大坂)  | 菊月入船     |    | 28 | 一八四七 | 弘化四 | 市村座            | 尾上梅寿一代    |    |
| 10 | 一八二二 | 文政四  | 因幡薬師芝居<br>(京) | お国御前化粧鏡  |    | 29 | 一八四七 | 弘化四 | 南園芝居<br>(京)    | 天竺徳兵衛轉上中下 |    |
| 11 | 一八二二 | 文政五  | 川上芝居<br>(金沢)  | 天竺徳兵衛轉書往 |    | 30 | 一八四八 | 嘉永一 | 角の芝居<br>(大坂)   | 三國大市川対恋   |    |
| 12 | 一八二三 | 文政六  | 橋町芝居<br>(名古屋) | 天竺徳兵衛入船物 |    | 31 | 一八四九 | 嘉永二 | 河原崎座           | 天竺徳兵衛轉    |    |
| 13 | 一八二三 | 文政六  | 替り<br>二ノ      | 天竺徳兵衛入船物 |    | 32 | 一八五一 | 嘉永四 | 若太夫芝居<br>(大坂)  | 泣枕轉開書     |    |
| 14 | 一八二四 | 文政七  | 中村座           | 音菊高麗恋    |    | 33 | 一八五二 | 嘉永五 | 橋町芝居<br>(名古屋)  | 天竺徳兵衛轉    |    |
| 15 | 一八二六 | 文政九  | 北園芝居<br>(京)   | 天竺徳兵衛轉   |    | 34 | 一八五五 | 安政二 | 中の芝居<br>(大坂)   | 音菊轉曲者     |    |
| 16 | 一八二八 | 文政一一 | 川上芝居<br>(金沢)  | 天竺徳兵衛漢国  |    | 35 | 一八五七 | 安政四 | 森田座            | 入替替我和取替   |    |
| 17 | 一八二九 | 文政一二 | 吉市芝居<br>(伊勢)  | 天竺徳兵衛轉   |    |    |      |     |                |           |    |
| 18 | 一八三二 | 天保三  | 若太夫芝居<br>(大坂) | 音菊漢入船    |    |    |      |     |                |           |    |
| 19 | 一八三二 | 天保三  | 河原崎座          | 天竺徳兵衛轉   |    |    |      |     |                |           |    |

※四立劇場品鑑調査室編「国立劇場上演資料」四八「天竺徳兵衛轉」歌舞伎十八番の内藤松竹徳雷晴(国立劇場、一九八六年一月)掲載  
 「天竺徳兵衛轉」上演年表(その一)近世・明治篇より筆者作成。  
 ※劇場名は江戸を除き地名を記載。

## 「明治十四年の政変」時退官者の基礎的研究

齋藤伸郎

### 「はじめに」

「明治十四年の政変」については、多くの研究が行われ、同政変を冠する論文は筆者の集計で四〇を超え、数だけではとても充実していると呼べるであろう。しかしその多くは、国会論・財政論などにテーマを広げ、そもそも「明治十四年の政変」がなんであるのかを見えにくくし、今に至るまで「政変」を謎めいたものにしていく。

筆者は、「明治十四年の政変」を部分単位で可視化するピンポイントのテーマの研究を積み重ねることにより全体像を明らかにできるのではないかと思い、その一つとして退官者研究を考えていた。

政変研究の嚆矢と言える大久保利謙「明治十四年の政

変」<sup>1</sup>では、冒頭でこの政変の説明として「いわゆる『明治十四年の政変』とは、この年（一八八一）の十月十二日、参議大隈重信がその職を免ぜられ、それにつづいて大隈与党とみられた農商務卿河野敏鎌（中略）等が引き続いて罷官となつて、大隈一派の勢力が政府から追われ、これに代わつて伊藤博文を中心とする長・薩の藩閥が政府の主導権を確実に握るにいたつた政局の大転換の事件をいうのである」と述べ、大隈退官を政変の最重要事項のように述べている。にも関わらず永く退官者の全貌すら明らかではなかった。

諸書で一定していなかった退官者を公文録により確定したのが、勝田政治「明治十四年の政変」<sup>2</sup>で、その点では画期であった。ただし退官理由については「免官者のうち勅任

官は大隈・河野・前島・北島であり、その他の人物もすべてこれらの人的関係にある」と述べているだけである。同論文のテーマが免官者の政体構想であり、発表時期としての史料制約上からも仕方ないことであつたろう。

勝田論文発表後、三〇年が経ち資料環境は大きく変化した。目録等の電子化により、調査効率は著しく向上した。本稿は、最新の調査システム・史料を用いて、退官者の前歴・退官理由・進路を追い、以て「明治十四年の政変」考察の一助とするものである。

さて本稿においては混乱を避けるため用語を統一する。

本稿における「明治十四年の政変」を明治十四年十月十一日から十二日にかけて行われた国会開設の勅諭・開拓使官有物松下取消・大隈退官とそれから年末までに行われた政府組織改編・退官を含む人事異動と規定する。

「政変当日」とは国会開設の勅諭・開拓使官有物松下取消・大隈退官に関する御前会議が行われた十月十一日と公式にそれが発表された十月十二日の二日間とし、「明治十四年の政変」時退官者とは、明治十四年十月十二日から十二月三十一日までに退官した者とする。

退官者の確定には、勅奏任官および准奏任については公文書（公文録、国立公文書館所蔵）を用いる。<sup>①</sup>判任官についてその全てを把握するのは不可能であるので、回想録等の残る者、『東京日日新聞』『郵便報知新聞』『東京横浜毎日新聞』『朝野新聞』での報道があつた者等で、官員録で追える者のみに限定する。<sup>②</sup>

前・後半生については前記史料資料に加え、各種人名辞典・過去帳・紳士録等を使用した。<sup>③</sup>「退官日」は、届出書（辞表）が残っている者についてはそれに記されている日時を用い、退官認許日等は用いない。届が残っていないものについては、報道等での退官届出日およびそれに準ずる日とする。退官理由および政変との関連については、退官の状況その後の進路から確定・推定した。尚、退官理由が確定できず、かつ進路が全く不明の者は政変関連退官者には含めないこととする。

先行研究では「退官」「免官」「退職」「免職」「辞職」が混用されているが、本稿では「諭旨免職」「自主退職」に分類し、両方を併せ「退官」と称する。それぞれに政変関連の有無がある。

ところで、退官それ自体が十四年政変の主要要素であるならば、政変との関連とは何を指しているのか。退官者たちを論旨免職に追い込んだ上司の立場になってみよう。上司たちは政変の原因となった当時の政界での不安定状況を作り出した疑いのある者、もしくはその者と関係があると思われる者に対し、論旨免職させたに違いない。本稿でもその考えを踏襲する。

それでは、退官者を表を参照し官庁ごとに見ていこう。

## 1 太政官（1-1表参照）

太政官からは大隈を含め六人が退官している。全員が政変関連である。

大隈は、この時期、会計・外交分掌の参議。十月十一日深夜、伊藤博文と西郷従道が居宅を訪れ論旨免職となった。<sup>①</sup>

統計院は、大隈が早期国会開設時の「政府委員養成の隠れみの」として独立させた特別官庁である。その長は当初「参議が兼任する」と定められ、大隈が就任する予定だったという。<sup>②</sup> 翌十五年の職制改正で院長資格が拡げられ、四月二一日、長州出身の陸軍中將鳥尾小弥太が院長就任、漸く

欠員が解消した。

矢野は、慶応義塾出身、「百科全書的な人物」を捜していた大隈に福沢諭吉が紹介し側近として重用されていた。<sup>③</sup> 統計院長欠員のため幹事の矢野が職制上の最上席、大隈辞職の翌日に間髪入れず退官した。矢野の紹介で採用されていた慶應義塾出身の牛場・犬養・尾崎も同様。時期、伝記等から自主退職と判断する。<sup>④</sup> 牛場は時事新報、矢野・犬養・尾崎は郵便報知新聞に入社する。

小野は、矢野と並び、大隈の密奏意見書の作者とも言われている大隈のブレーン。<sup>⑤</sup> 会計検査院の一等検査官を勤めていた。会計検査院長は佐賀出身の山口尚芳だったが十月二〇日に参事院議官に異動、土佐出身の岩村通俊に代わった。小野は、大隈退官を知り辞職を考えたが大隈に止められた。十月二〇日に三大臣（三条・有栖川・岩倉）へ建白書を出し、その反作用で内閣書記官（名は不明）より論旨され辞職した。<sup>⑥</sup>

## 2 外務省（1-2表参照）

外務省は卿が長州出身の井上馨、次官が薩摩出身の大輔

1-1 表 政変時退官者（太政官）

| 辞表日付  | 退官認許日 | 政<br>変<br>関<br>連 | 氏名   | 官職（兼官は略）    | 年<br>齢 | 出身藩  | 戸籍地 | 退官形式 | その後など         | 慶<br>應<br>義<br>塾 | 交<br>配<br>社 | 學<br>務<br>社 | 退<br>番 |
|-------|-------|------------------|------|-------------|--------|------|-----|------|---------------|------------------|-------------|-------------|--------|
| 10.12 | 10.12 | ●                | 大隈重信 | 参議（勳任）      | 43     | 佐賀藩  | 長崎  | 諭旨免職 | 立憲改進黨（東京専門学校） | ●                |             |             | 1      |
| 10.13 | 10.13 | ●                | 矢野文雄 | 統計院幹事（大書記官） | 31     | 佐伯藩  | 大分  | 自主退職 | 改進黨（郵便報知新聞）   | ●                |             |             | 2      |
| 10.13 | 10.13 | ●                | 牛場貞造 | 統計院少書記官     | 32     | 津藩   | 三重  | 自主退職 | 改進黨（時事新報）     | ●                |             |             | 3      |
| 10.13 | 10.13 | ●                | 大隈毅  | 統計院権少書記官    | 26     | 鹿瀬藩  | 岡山  | 自主退職 | 改進黨（報知）       | ●                |             |             | 4      |
| 10.13 | 10.13 | ●                | 尾崎行雄 | 統計院権少書記官    | 22     | 神奈川県 | 三重  | 自主退職 | 改進黨（報知）       | ●                |             |             | 5      |
| 10.21 | 10.25 | ●                | 小野梓  | 会計検査院一等検査官  | 29     | 高知藩  | 東京  | 諭旨免職 | 改進黨（東京専門学校）   | ●                |             |             | 6      |

上野景範で政変による異動はない。外務省からの政変時退官者は四人。全員が政変関連である。

中上川は、福沢の甥。井上馨が明治十年前後にロンドン駐在をしていた際、現地で親交を結び、帰国後、外務卿となった井上の側近となり重用された。<sup>14)</sup>十四年夏に井上が静養の為、西下した後は疎遠となった。免職ということだが、論旨者は不明。<sup>15)</sup>立憲改進黨に参加はせず、時事新報の社主となった。

小松原は、慶応義塾出身、反政府系だった評論新聞の元記者。福沢との関係が疑われ上野景範の論旨により辞職したが、保証人だった中井弘のロビー活動により復職すること

とが出来た。政変時退官者で前職に復帰出来た只一人の人物である。<sup>16)</sup>

津田・大隈英麿は、御用掛准奏任のため退官の認可書が「官吏進退」の部ではなく「外務省」の部に綴られている。<sup>17)</sup>辞表は残っていない。津田は、福沢と同じ中津藩出身で慶応義塾には明治二年、二〇歳で入塾。米国留学の後、明治十三年より外務省出仕。やはり上野の論旨により辞職。福沢との関係が理由とのことで、憤慨した福沢論吉が伊藤博文・井上馨へ詰問の手紙を出したが、相手にされなかった。<sup>18)</sup>津田も中上川同様、改進黨には属せず時事新報に参加、その後は様々な学校の校長として後半生を過ごす。大隈英



1-2表 政変時退官者（外務省）

| 退官者   | 政 | 氏名     | 官職（兼官は略） | 年 齢 | 出身藩 | 戸籍地 | 退官形式  | その後など       | 慶 應 社 | 交 詢 社 | 學 時 社 |
|-------|---|--------|----------|-----|-----|-----|-------|-------------|-------|-------|-------|
| 7     | 政 | 中上川彦次郎 | 樞密書記官    | 28  | 中津藩 | 大分  | 諭旨免職  | 時事新報        | ●     | ●     | ●     |
| 8     | 政 | 津田純一   | 御用掛准奏任   | 32  | 中津藩 | 大分  | 諭旨免職  | 時事新報        | ●     | ●     | ●     |
| 9     | 政 | 小松原英太郎 | 樞少書記官    | 30  | 岡山藩 | 岡山  | 諭旨免職  | 14.12.28 復職 | ●     | ●     | ●     |
| 10    | 政 | 大隈英麿   | 御用掛准奏任   | 26  | 盛岡藩 | 長崎  | 諭旨免職力 | 東京専門学校      | ●     | ●     | ●     |
| 10.13 | 政 | 大隈重信   | 大隈重信の女婿  |     |     |     |       |             |       |       |       |
| 10.14 | 政 | 大隈重信   | 大隈重信の女婿  |     |     |     |       |             |       |       |       |
| 10.19 | 政 | 大隈重信   | 大隈重信の女婿  |     |     |     |       |             |       |       |       |
| 10.19 | 政 | 大隈重信   | 大隈重信の女婿  |     |     |     |       |             |       |       |       |

大隈は盛岡藩主南部家から来た大隈重信の女婿。改進黨には入党せず、翌年、東京専門学校が設立されると初代校長となる。後、離縁され南部姓に戻る。諭旨が自主退職かどうかからない。

今回の政変においては大隈と共に福沢の影響が噂されていた。<sup>19</sup>大隈が桂冠した後、福沢に最も近いと思われる高官は、福沢の甥を側近としていた外務卿井上馨で、大隈も翌年次のように述べている。「福沢等ノ人ニ交際アルハ何ゾ予ヲシテ独リ咎ムコトアラン井上馨氏ノ交際コソ予ヨリ甚ダシ」<sup>20</sup>

また次官の上野も井上と共に福沢が立ち上げた社交クラブ交詢社の社員であり、福沢との関係を疑われる立場にあ

った。彼らにとって津田ら福沢系官僚への諭旨免職は、福沢との断絶を宣言する政治的儀式として必要であった。

### 3 農商務省（1-3表参照）

農商務省の卿は河野敏鎌から薩摩出身の西郷従道に代わった。次官は長州出身の少輔品川弥二郎で異動はない。退官者は勅奏任官七名、判任官五名、計十二名が報道され、うち九名が政変関連退官者と考えられる。

卿の河野は、武市半平太とも親交があった最古参の土佐志士。司法畑で累進し元老院副議長や法制局副長官、地方官会議議長などを勤めた。前年の太政官制改定で文部卿就任、この年の農商務省発足に当たり異動、東京横浜毎日新

1-3 表 政変時退官者（農商務省）

○元社員

| 辞表日付   | 退官認許日  | 政変<br>関連 | 氏名    | 官職（兼官は略）       | 年<br>齢 | 出身藩  | 戸籍地 | 退官形式  | その後など                  | 慶<br>應<br>義<br>塾 | 交<br>詢<br>社 | 嚶<br>鳴<br>社 | 連<br>番 |
|--------|--------|----------|-------|----------------|--------|------|-----|-------|------------------------|------------------|-------------|-------------|--------|
| 10. 20 | 10. 20 | ●        | 河野敏鎌  | 卿（勅任）          | 37     | 高知藩  | 高知  | 論旨免職  | 立憲改進黨（修進社）             |                  |             | ○           | 11     |
| 10. 21 | 10. 25 | ●        | 牟田口元学 | 山林局長（大書記官）     | 38     | 佐賀藩  | 長崎  | 自主退職力 | 改進黨（修進社）               |                  |             |             | 12     |
| 10. 21 | 10. 25 | ●        | 中野武營  | 書記局権少書記官       | 33     | 高松藩  | 愛媛  | 自主退職  | 改進黨（修進社）               |                  |             |             | 13     |
| 10. 22 | 10. 29 | ●        | 河瀬秀治  | 商務局長（大書記官）     | 43     | 宮津藩  | 京都  | 論旨免職  | 15 横浜正金銀行取締役           |                  | ●           |             | 14     |
| 10. 25 | 11. 08 | ●        | 宍戸昌   | 工務局長（少書記官）     | 40     | 刈谷藩  | 愛知  | 論旨免職力 | 15. 1. 15 大蔵省少書記官      |                  |             |             | 15     |
| 10. 25 | 11 力   | ●        | 藤野漸   | 書記局二等属（判任）     |        | 松山藩  | 愛媛  | 論旨免職力 | 15. 6 会計検査院九等属相当       |                  |             |             | 16     |
| 10. 25 | 11 力   |          | 萩原友賢  | 工務局一等属上等給（判任）  |        |      | 山梨  | 論旨免職力 | ?                      |                  |             |             | 17     |
| 10. 25 | 11 力   |          | 井手魯卿  | 書記局二等属（判任）     |        |      | 開拓  | 論旨免職力 | ?                      |                  |             |             | 18     |
| 10. 26 | 11 力   | ●        | 窪田勝広  | 商務局七等属（判任）     | 24     | 駿府藩  | 静岡  | 論旨免職力 | 第百銀行副支配人               |                  |             |             | 19     |
| 10. 26 | 11 力   |          | 曾根静夫  | 山林局一等属下等給（判任）  | 37     | 木更津藩 | 千葉  | 自主退職力 | 14. 11. 9 大蔵省調査局一等属上等給 |                  |             |             | 20     |
| 10. 28 | 11. 08 | ●        | 小山正武  | 商務局統計課長（権少書記官） | 33     | 桑名藩  | 三重  | 論旨免職力 | 15. 2. 20 大蔵省属         |                  |             |             | 21     |
| 11. 02 | 11. 08 | ●        | 前島密   | 駅通局駅通総監（勅任）    | 46     | 高田藩  | 静岡  | 論旨免職  | 改進黨（東京専門学校）            |                  |             |             | 22     |

聞主幸・民権政社「嚶鳴社」社長の沼間守一と親しく民権シ  
ンパとの噂も高い<sup>(1)</sup>。政変前の河野を大隈派と見做す資料も  
多いが<sup>(2)</sup>、あまり親しくはなかったようだ<sup>(3)</sup>。「種々風評」があ  
るため、十月二〇日の太政官制改定に合わせ退官<sup>(4)</sup>。政変翌  
日の十月十三日に岩倉の内命で警視総監樺山資紀が訪れて  
おり、その際に論旨免職となった可能性が高い<sup>(5)</sup>。翌年、改

進黨結成に参加、副総理となるが、数年して脱党、政府に  
戻り高官を歴任する。

牟田口は、佐賀出身、政変の後と思われるが字を書か  
ない大隈の代筆をしていた時期があるという<sup>(6)</sup>。若くして太政  
官書記官となり、明治十三年に地方官會議事務を行って  
おり議長の河野敏鎌と関係が生じたのであろう、以後、文部

省へ河野異動の一ヶ月後に異動、農商務省へは一週間後と河野の後を追うように異動、河野側近だったと思われる。「農商務省沿革略誌」によると農商務省のプロパー以外に行われた最初の人事が牟田口の文部省からの異動であった。中野は、権少書記官ながら河野に秘書のように重用されている人物。河野不在時に書類を預かり、それが為に次官（少輔）の品川弥二郎と衝突した。本人の談話から自主退職とする。牟田口・中野の辞表はほぼ同文であり日付も同一であるので、連袂辞職したものと思われる。

河瀬秀治は、京都官津出身で永く勸商行政の首座だった人物。木戸孝允の妻松子の妹芸者を妻とした縁から木戸と親しく初期長州閥（木戸派）幹部であった。後、大久保と親しみ、大久保没後は大隈と組み内務卿を継いだ伊藤博文と抗争、勸商局を内務省から切り離し大隈傘下の大蔵省に移籍した。前年の農商務省設立に当たり、再び局ごと異動。鈴木利享少書記官により論旨免職。伝記によると河野との繋がりを疑われたとのことだが、改進黨には参加せず官界にも戻らず、財界に留まる。

宍戸・小山が何故、退官したかはわからない。宍戸は七

月より商務局長兼任の河瀬から工務局長を引き継いでいて、小山は河瀬と同じ商務局に属しておりその次席、共に河瀬との繋がりが想像される。そして翌年、兩人ともほぼ同時に大蔵省に採用される。両名は明治九年に地租改正事務局に勤務したことがあり、その際、政変後大蔵卿の松方正義、次官の吉原重俊と上下関係にあった。以前のつてを頼って大蔵省に移籍したのではなからうか。

前島は郵便の父として著名。元は大久保派でその死後は大隈と関係を強め、それがために退官となった。この有能な実務官僚を失うことを岩倉などは惜しんだが薩閥により押しきられ伊藤博文が論旨したらしい。辞表が官吏進退農商務省の部に綴られておらず所在不明であったが、筆者の調査で太政官の部に綴られていることを発見した。「郵便の父」の退職は局内に動揺を起こしたらしく、『東京日日新聞』は十一月十四日付雑報で「逓運局官吏で辞職を出すものが多い」と伝え、他紙でも同様の報道をしている。前島は記事を目に止め局員たちに鎮静の書通をしている。官員録を追う限りでは、同局では追隨退官した者はいないように見える。

農商務次官の品川は感情量の多い人物で卿の河野と折り合いが悪かつた。<sup>(39)</sup>河瀬・前島も内務省以来の傘下部局を聖域化し上司不可侵の傾向が強く、農商務省も新設されたばかりなので一体性に欠け、品川の統御に従わない傾向があつたのではないか。かくして農商務省では、卿と秘書役、四人の局長（農商務省は全部で八局）が辞める異常事態となつた。

判任官については、郵便報知新聞が五名の辞職を報道している。

曾根は、伝記によると退官直後の十四年十一月九日付で大蔵省に異動。<sup>(40)</sup>異動日付から政変前に根回しが終わつていると思われるので政変に関係ないと断ずる。しかしこの曾根こそ、河野・品川抗争の一つ山林局問題の火付け役であつた。品川は内務省以来、山林局のトップとして君臨してきたが、農商務省設立で次官専任となり、後任に次席の宮島信吉を据えた。宮島と山林局の風紀に問題があつたようで、曾根が三条太政大臣らに告発をした。宮島は書記局へ異動、卿の河野は後任として中野武宮を提示、品川不同意のため牟田口元学に落ち着いた。<sup>(41)</sup>曾根の大蔵省異動はこの騒動の

反動とおもわれる。また大蔵省異動直前には秋田出張所勤務だつたという。

藤野は正岡子規の叔父。子規の母八重の妹十重を妻としていた。十五年六月には会計検査院に復帰。その後、郷里松山に帰り五十二銀行頭取になる。牟田口元学とは交流があつたようで追悼集に名前が出ている。<sup>(42)</sup>窪田は内務省以来の河瀬の配下であつた。官に戻らず、財界に入ったようだ。萩原は駅通局から工務局に異動した直後の退官。井手は太政官書記局に長く居て、同局出身の牟田口が農商務省書記局筆頭となつた直後に移籍、牟田口と同時期に退官している。藤野・窪田は、退官幹部の配下であり、今次政変の影響で幹部クラスが転出し人材が薄くなっている設立半年の農商務省において、この時期の退官と進路から政変関連と断ずる。萩原・井手もほぼ同様であるが、進路が全く不明なので政変関連に含まないこととする。

退官高官に親しみ新体制を嫌み自ら辞める者、品川ら主流派による論旨免職が並行し農商務省は集権化が進んだといえる。

#### 4 文部省（114表参照）

文部省の卿は土佐出身の福岡孝弟、次官は少輔の三田藩（兵庫県）出身の九鬼隆一で政変による異動はない。確認された退官者は奏任官三名、判任官四名。いずれも嚶鳴社出身である。全員を政変関連退官者とする。文部省では、明治十三年三月の太政官制改定（参議・省卿分離制）から農商務省発足までの約一年、河野敏鎌が卿の座にあり、関係の深い嚶鳴社官吏を集めた。<sup>45</sup>

島田は、東京横浜毎日新聞社主島田豊寛の養子で、前職は元老院書記官。元老院副議長だった河野は、文部卿就任二週間後に島田を少書記官として異動させた。島田は、田中耕造や佐佐木高行（河野の後任の副議長）らと政変直前に松下反对・非大隈の「中正党」を結成し、その間には河野の批難をもしていたのだが、退官後は河野と行を共にした。島田・田中・鈴木の奏任官三名の辞表の文章は全く同一、島田・田中に至っては筆跡も同じであるので、連袂辞職であることは断定してよいだろう。島田は東京横浜毎日新聞

に戻ったが、田中は自由新聞の記者となった。<sup>46</sup> 島田は論旨だったらしい。<sup>47</sup> 鈴木は、政変時退官者中、只一人の長州出身者、退官後は改進黨に籍を起きながら、前年創立した印刷会社「秀英舎」の経営に当たった。<sup>48</sup>

当時の諸新聞で奏任と並んで報道されていたのが御用掛准判任の細川の退官。細川は自由党に参加し、晩年はキリスト教布教に従事する。波多野は、判任官のため退官に関する公文書での記録は残っておらず報道もなかったが、回想録に基き政変関連退官者とする。それによると調査課長水野忠雄が論旨免職に訪れたという。<sup>49</sup> その後、東京横浜毎日新聞に入社し改進黨結党に参加。

門馬・大石についての名指の報道はないが、細川・波多野と同時期（十二月）に官員録から消えていて、十一月十二日付『東京横浜毎日新聞』に「文部省の嚶鳴社員都合六名退官」<sup>50</sup>と報道され進路から政変関連退官者とする。門馬は改進黨に参加、事務方として有能らしく東京専門学校（現慶応義塾大学）の事務員として引き抜かれたという。<sup>51</sup> 大石は帰郷し、高知県職員を勤め、県内の校長を歴任した。この大石のみが河野卿就任前から文部省に在籍していた嚶鳴社員である。

1-4 表 政変時退官者（文部省）

○元社員

| 辞表日付  | 退官認許日 | 政<br>変<br>関<br>連 | 氏名     | 官職（兼官は略）    | 年<br>齢 | 出身藩 | 戸籍地 | 退官形式  | その後など           | 慶<br>應<br>義<br>塾 | 交<br>詢<br>社 | 環<br>鳴<br>社 | 連<br>番 |
|-------|-------|------------------|--------|-------------|--------|-----|-----|-------|-----------------|------------------|-------------|-------------|--------|
| 10.25 | 10.29 | ●                | 島田三郎   | 調査局長（権大書記官） | 30     | 駿府藩 | 神奈川 | 諭旨免職  | 立憲改進黨（東京横浜毎日新聞） | ●                |             | ●           | 23     |
| 10.25 | 10.29 | ●                | 田中耕造   | 権少書記官       | 31     | 東京府 | 東京  | 諭旨免職力 | 創立時改進黨（自由新聞）    |                  |             | ○           | 24     |
| 10.26 | 11カ   | ●                | 細川瀧    | 御用掛准判任      | 25     | 高知藩 | 高知  | 諭旨免職力 | 自由党（毎日）         | ●                |             | ●           | 25     |
| 10.28 | 11.12 | ●                | 鈴木良輔   | 東京図書館長      | 35     | 山口藩 | 東京  | 諭旨免職力 | 改進黨（秀英舎）        |                  |             | ●           | 26     |
| 10カ   | 11カ   | ●                | 波多野伝三郎 | 五等属（判任）     | 26     | 長岡藩 | 新潟  | 諭旨免職  | 改進黨（毎日）         |                  |             | ●           | 27     |
| 10カ   | 11カ   | ●                | 門馬尚経   | 四等属（判任）     | 31     | 相馬藩 | 福島  | 諭旨免職力 | 改進黨（専従）         |                  |             | ●           | 28     |
| 10カ   | 11カ   | ●                | 大石監二   | 九等属（判任）     | 39     | 高知藩 | 高知  | 諭旨免職力 | 15 高知県一等書記      |                  |             | ●           | 29     |

文部次官の九鬼隆一は慶応義塾出身だが、この政変の黒幕と噂され福沢諭吉は亡くなるまでそう信じていた<sup>55)</sup>。九鬼は、前年に卿に就任した河野の排斥運動を行い農商務省への異動の原因を作り出している<sup>56)</sup>。河野文部卿期に採用された環鳴社員はこの政変時に全員が退官、九鬼（およびその同調者）がこの政変を利用して文部省の河野派残党を退官させ、河野時代からの抗争の最終仕上げをしたと思われる。

## 5 大蔵省（1-5表参照）

大蔵省では、十月二十付で卿の佐賀出身の佐野常民が元

老院副議長に転じ、薩摩出身の松方正義に交代した。次官（大輔）は薩摩出身の吉原重俊で変わらず。大蔵省からは奏任退官者が八名。うち政変関連は七名、また判任官の政変関連退官者が一名いる。

この時期、大隈の出身地である佐賀県は長崎県に編入されており、長崎出身者が五名退官している。そのうち石丸・中島・石橋は、旧佐賀藩出身の留学経験者。共に工部省に採用され大蔵省に移っていた。

石丸安世は旧名彦五郎、幕末に佐賀藩の長崎英語伝習生となり、慶応二年に脱藩し英国留学した。翌年帰国し、佐

賀藩の外国通の主柱となった。中島は、旧称土山藤次郎、明治三年に工部省出仕、同省派遣の留学生となり、帰国後は大蔵省に転じた。石橋は旧名家九郎、交詢社員で佐野大蔵卿の手紙を巡幸供奉中の大隈に運んだ人物<sup>(52)</sup>。十月に帰郷し、松下反対の論陣を張り、県令の内海忠勝に注意を受けている<sup>(53)</sup>。元老院書記官金子堅太郎によると石橋・中島等は九月に「最早薩長ノ私論ヲ破ルノ機会来レリ、就テハ、肥前・佐賀ノ者ハ、團結シテ政党ヲ合立テ候手筈ナリ」と反政府活動をほのめかしていたらしい。中島も北海道巡幸中の大隈に『ミニストル』（佐野大蔵卿カ）ヲ推戴シ石丸石橋等密々計画スル所有之（中略）種々密議之末遂ニ石橋発赴ノ事ニ相極リ勿論表向ハ別御用ニテ『ミニストル』ノ外石丸拙及西村等ナラデ他ニ存知ノ者無之候<sup>(54)</sup>と書通し何事かを画策していることを報告している。西村とは、佐賀藩出身西村貞陽で彼のことは属省の開拓使の項で述べる。石丸・中島・石橋は新大蔵卿松方の裁断で論旨免職、直接の論旨者は不明<sup>(55)</sup>。石橋の辞任日付が石丸・中島より遅いのは、西下のためと思われる。尚、本項冒頭でも述べたように佐野大蔵卿は退官せず異動した。

横山は、佐賀藩出身者ではなく長崎の通弁出身で外国語に堪能<sup>(56)</sup>。大隈とは台湾出兵の際、密接に協力<sup>(57)</sup>。不穩分子と見做され論旨免職に追い込まれたらしい。「大隈とは職務上のつきあいだけで、三菱・福沢とも（同日に辞めた）石丸・中島・神山とも関係ない」と窮状を佐佐木高行に訴えている<sup>(58)</sup>。横山の発言から、神山については出身藩もその後の詳しい軌跡はわからないが、翌十五年九月に大隈の書簡簿を作成したり会計報告を行った記録が残っているので退官後、大隈と多少の関係があることがわかる<sup>(59)</sup>。

森下は慶応義塾出身で同塾長の前歴もあり福沢と関係が篤い。福沢Ⅱ岩崎弥太郎ラインの關係で三菱商業学校を設立し校長を勤めた後、十四年一月に大蔵省入省。退官後は、改進黨入党、時事新報設立に参加。

山崎は大蔵省書記官の岩崎小次郎が山崎の大蔵省復帰を松方に願ひ出ている書状が残っているので政変による論旨免職とする<sup>(60)</sup>。一方、既出の横山貞秀の復職の依頼を蜂須賀茂韶が井上馨と松方に行っている書状も残っていて、松方に復職願ひをしている所から類推すると、岩崎らは松方の

関与がなく、次官の吉原が退官の主導をしていたと考えていたであろう。しかし結局は大蔵省では採用されなかった。また、いずれの辞表日付も松方就任後である。石丸・石橋・中島の退官に松方が関与していたことはすでに述べた。つまり、退官人事は吉原の関与もあったもののあくまでも松方主導行われていたと考えるべきであろう。松方は一年半振りに大蔵省にトップとして復帰した。大隈と近いとみられる者の処分は、省内の統御のためだけでなく永く大隈と共に財政を担ってきた松方・吉原の信用の為であつ

ただろう。

松岡は、賞与をもらって退官しており円満退官の可能性が高い。岩上は、島田三郎の弟の下級官吏で論旨免職に追い込まれたらしい。岩上の退官理由は島田の弟というぐらいいしか考えられず、これはとかく圭角が多いといわれる文部次官九鬼隆一の指しがねではなかろうか。九鬼は数年後、松方の群僚として知られるようになるがこの時期にすでに松方と関係を築いていた。島田は新任工部卿になった佐佐木高行に泣きつき岩上の採用を求めたが、工部省で採

1-5表 政変時退官者（大蔵省）

| 辞表日付   | 退官認許日  | 政<br>変<br>関<br>連 | 氏名   | 官職（兼官は略）       | 年<br>齢 | 出身藩  | 戸籍地 | 退官形式  | その後など                 | 慶<br>應<br>義<br>塾 | 交<br>詢<br>社 | 煙<br>草<br>社 | 連<br>番 |
|--------|--------|------------------|------|----------------|--------|------|-----|-------|-----------------------|------------------|-------------|-------------|--------|
| 10. 26 | 11. 10 | ●                | 石丸安世 | 書記局長（大書記官）     | 48     | 佐賀藩  | 長崎  | 論旨免職  | 17. 5. 8 海軍大匠司        |                  |             |             | 30     |
| 10. 26 | 11. 10 | ●                | 中島盛有 | 国債局権大書記官       | 41     | 佐賀藩  | 長崎  | 論旨免職  | 15. 3. 16 司法省本省判事     |                  | ●           |             | 31     |
| 10. 26 | 11. 10 | ●                | 横山貞秀 | 常平局少書記官        | 48     | 長崎県  | 長崎  | 論旨免職  | 17. 1. 16 東京海上保険会社取締役 |                  |             |             | 32     |
| 10. 26 | 11. 10 | ●                | 神山閑  | 書記局受付課長（権少書記官） |        | 長崎県力 | 長崎  | 論旨免職  | ？                     |                  |             |             | 33     |
| 11. 14 | 11. 22 | ●                | 石橋重朝 | 書記局国債局（権大書記官）  | 37     | 佐賀藩  | 長崎  | 論旨免職  | 15. 4. 7 統計院一等属       |                  | ●           |             | 34     |
| 11. 14 | 11. 22 | ●                | 森下岩楠 | 書記局報告課権少書記官    | 30     | 和歌山  | 和歌山 | 論旨退職力 | 改進黨（時事新報）             | ●                | ●           |             | 35     |
| 11. 18 | 12. 03 | ●                | 山崎忠門 | 銀行局少書記官        |        | 兵庫県  | 兵庫  | 論旨免職  | 19. 9 福岡県書記官          |                  |             |             | 36     |
| 11. 25 | 11 力   | ●                | 岩上武斉 | 銀行局十等属（判任）     |        | 駿府藩  | 静岡  | 論旨免職  | ？                     |                  |             |             | 37     |
| 12. 14 | 12. 22 |                  | 松岡重美 | 国債局少書記官        |        | 東京府  | 東京  | 自主退職力 | 円満退職力                 |                  |             |             | 38     |



用された形跡は管見では

見つけることは出来な

った。

これら大蔵官吏は福沢

直系の森下を除いて改進黨

に参加せず、石丸・中

島・石橋・山崎は別省の官員として政府に復帰する。無職

の彼らが大隈を頼らざるを得ないことは当然予想されるの

でそれを阻止するように多少の配慮があつたよう<sup>(67)</sup>だ。石丸

らの行動が大隈と共同していないことを政府側は察してい

たのである。

## 6 開拓使（1-6表参照）

今回の政変の一方の代表である長官黒田清隆麾下の開拓

使からは、次官（三等出仕）の佐賀出身の西村が退官して

いる。

西村の届出は、「出仕御免」となっており字面からは休職

の意味合いが強いと思われるが、黒田開拓使長官の添書で

は「辞職願<sup>(68)</sup>」と謳っているので、「退官」と断ずる。大蔵省の

1-6表 政変時退官者（開拓使）

| 辞交代日付 | 退官認可日 | 政変時退官 | 氏名   | 官職（兼官は略） | 年  | 出身藩 | 戸籍地 | 退官形式 | その後など         | 退官後 | 退官後 | 退官後 |
|-------|-------|-------|------|----------|----|-----|-----|------|---------------|-----|-----|-----|
| 10.28 | 11.08 | ●     | 西村貞勝 | 三等出仕（勅任） | 37 | 佐賀藩 | 開拓  | 退官免職 | 16.2.22 元老院議員 | 退官後 | 退官後 | 退官後 |

39

項でも述べたが、石丸ら大蔵省佐賀官吏と蠢動<sup>(69)</sup>していて「同郷人からも評判悪く」論旨免職に追い込まれたよう<sup>(70)</sup>だ。本人は濡衣と称し、一年後、大隈を押さえ込む方法を岩倉に提案している。その後、暫くして元老院議員として政府に復帰。明治十五年二月八日、開拓使は廃官となり三県が置かれた。西村の名は以後の北海道行政には現れない。

## 7 司法省（1-7表参照）

司法卿は十月二十日付で尾張藩出身の田中不二麿が参事

院副議長に転じ、佐賀出身の大木喬任に交代した。次官は

大輔で幕臣出身の細川潤次郎で変わらず。この時期の司法

省からの退官者は多いが、政変関連は三人とする<sup>(72)</sup>。

藤田は、広島県出身、同県官僚就任の際、当時県庁トッ

プの河野敏鎌と縁が生じたらしく、司法省・元老院と行動を共にしている。河野が元老院から離れた後は司法省に復帰。元老院で同僚だった縁であろう、島田三郎らと共に中正党にも参加。民権に理解があり、元老院書記官時代には、郷土の広島県から国会開設請願建白書が出ない事を愛い人を選び提出させ、自らも国会期成同盟にも参加しようとしていたらしい。自主退職だったという。

北畠は、天誅組生き残りの志士。法隆寺の寺侍から立身し、維新後は司法畑、数少ない勅任判事である。いつの頃からか大隈と縁ができ、隣に住み熟海会議にも同行、大隈の家令と陰口される人物。北畠は農商務省退官者中野武営らと年末に代言人会社「修進社」を立ち上げる。

春木は、北畠同様、法隆寺の寺侍出身の司法官でこの時期、長崎上等待判所に勤務。同裁判所には北畠の次男秀雄も勤めている。大隈は長崎に強い影響力を持っていると思われる。大隈Ⅱ北畠のコネクションが想像される。辞職認可が十五年一月だったせい、先行研究では政変関連と見做されていないが、辞表日付が十二月中なので本稿の対象とする。退官日が遅いのは十月二十四日に検事長に昇進したた

め、年末を区切りとして自主退職したと思われる、十四年政変最後の退官者となった。藤田高行・春木も北畠らが立ち上げた修進社に参加し、同社には河野敏鎌・牟田口元学も参加した。尚、藤田は同様の訴訟鑑定所として東京に信成社、大阪に審理社を設立した。

長野は、明治元年からの古参の司法官。岩倉使節団に佐佐木高行が理事官として参加した際の随員。大木司法卿からも退官に当たって賞与をもらっており、佐佐木にも病氣辞職の書通がされ、翌年十一月に亡くなっているのが、政変とは無関係と思われる。

この年の十月六日付に司法省で人員削減を織込んだ大きな変革（裁判所の位置及管轄区の改正・定員削減）が行われた。退官に追い込むため、遠隔地への異動もあつたらしい。残りの退官者たちは政変関連ではなく、これらの影響と思われる。

小島は十月三日付で隠岐始審裁判長に就任したが直後に辞職、後一ヶ月を待たず大審院に書記として復職した。組織改編による異動を嫌って退官し、それを取り消したため復職したのであろう。

大海原は、副島種臣の使いとして巡幸供奉中の大隈へ建白書<sup>(86)</sup>を運んだ人物。明治六年より銀座に置かれた代言会社「東京法律社」に勤め、副島はそこを主催していた大東義徹と親交があり同社に出入りしていて、この時期に面識が出来たと思われる。大海原らは、西南戦争中には西郷軍呼応の疑いで京都府警に拘留されている<sup>(87)</sup>。明治十二年に内務省に出仕、十三年より司法省判事、東京上等裁判所判事から上田始審裁判長に栄転したものの十一月十一日に辞表を出し二日に内務省で採用されている。副島の建白書の内容は荒唐無稽で物議を醸すものではあったが、大海原の異動は日程から政変との関係はないと思われる。

春名は、東京出身ながら松本裁判所勤務、退官後二日で異動。内務省・太政官・大蔵省で活躍、明治十年の官制改革で廃官となった際、兵庫県に勤務したことがありその時期に楠木正成を祭った湊川神社神官の折田年秀（薩摩出身）と親交を持った。十四年始めに松本裁判所勤務になった春名は東京勤務を希望したらしく、当時在京の折田年秀が松方や伊東巳代治などを周り異動の尽力をした<sup>(88)</sup>。全く政変とは関係なさそうである。

吉田は大阪から和歌山始審裁判長になった直後に辞職。後、大阪で司法鑑定所「大阪訴訟鑑定局」を開設する。武者小路は公家で武者小路実篤の父。浦和始審裁判長になったが、辞表を十二月一日付で提出し工部省に十二月二十四日に採用された。中里は東京から八戸始審裁判長になった直後に辞職。翌年、大審院書記として司法省に復帰する。菱田も広島始審裁判所勤務になった直後に辞職、文部省に採用された。

小田・塩坪・市川の三名は前年までは東京勤務だったが十四年から遠隔地に異動させられていた。小田は福岡戸籍ながら青森県弘前、塩坪も東京戸籍ながら函館、市川も東京戸籍ながら松江と縁のない遠隔地に飛ばされていたのでそれを嫌って辞めた可能性が高い。塩坪は大阪で公証人となる。小田・市川のその後は不明である。

## 8 陸軍（118表参照）

陸軍卿は、薩摩の大山巖・次官は小倉藩出身の少輔小沢武雄で政変による異動はない。この時期の陸軍の奏任退官者は六名。政変関連は一名と思われる。

1-7表 政変時退官者（司法省）

| 辞表日付   | 退官認許日     | 政変<br>関連 | 氏名     | 官職（兼官は略）             | 年<br>齢 | 出身藩  | 戸籍地 | 退官形式  | その後など                | 慶<br>應<br>義<br>塾 | 交<br>詢<br>社 | 嚶<br>鳴<br>社 | 連<br>番 |
|--------|-----------|----------|--------|----------------------|--------|------|-----|-------|----------------------|------------------|-------------|-------------|--------|
| 10. 18 | 10. 26    |          | 小島充均   | 大審院判事→隠岐始審裁判長        |        |      | 京都  | 自主退職力 | 14. 11. 4 大審院書記      |                  |             |             | 40     |
| 10. 25 | 11. 07    |          | 大海原尚義  | 東京上等裁判所判事→上田始審裁判長    | 35     | 彦根藩  | 滋賀  | 自主退職力 | 14. 11. 21 内務省准奏任    | ●                |             |             | 41     |
| 11. 02 | 11. 21    | ●        | 藤田高之   | 東京上等裁判所検事            | 35     | 広島藩  | 広島  | 自主退職  | 立憲改進黨（修進社）（信成社）      |                  |             |             | 42     |
| 11. 04 | 12. 03    |          | 小田勝興   | 弘前裁判所検事              |        |      | 福岡  | 自主退職力 | ？                    |                  |             |             | 43     |
| 11. 05 | 11. 21    |          | 春名修徳   | 松本裁判所判事→松本始審裁判所判事    | 50     |      | 東京  | 自主退職  | 14. 11. 23 参事院御用掛准判任 |                  |             |             | 44     |
| 11. 05 | 12. 22    |          | 長野文炳   | 大審院判事                | 37     | 大阪府力 | 東京  | 自主退職  | 15. 11. 16 死去        |                  |             |             | 45     |
| 11. 14 | 11. 22    | ●        | 北島治房   | 大審院判事（勅任）            | 49     | 奈良県  | 大阪  | 自主退職力 | 改進黨（修進社）             |                  |             |             | 46     |
| 11. 15 | 12. 07    |          | 吉田千足   | 大阪裁判所判事→和歌山始審裁判長     | 36     | 熊谷県力 | 埼玉  | 自主退職力 | 16. 7 大阪訴訟鑑定局        |                  |             |             | 47     |
| 11. 23 | 12. 22    |          | 塩坪基良   | 函館裁判所判事              |        | 東京府  | 東京  | 自主退職力 | 大阪区裁判所所屬公証人          |                  |             |             | 48     |
| 11. 26 | 12. 21    |          | 市川貫一   | 松江裁判所判事              |        |      | 東京  | 自主退職力 | 民間力                  |                  |             |             | 49     |
| 12. 01 | 12. 21    |          | 武者小路実世 | 東京裁判所判事→浦和始審裁判所長     | 31     | 京都府  | 東京  | 自主退職力 | 14. 12. 24 工部省御用掛准奏任 |                  |             |             | 50     |
| 12. 12 | 12. 24    |          | 中里為楯   | 東京裁判所判事補→八戸始審裁判所長    |        |      | 宮城  | 自主退職力 | 15. 6 大審院書記          |                  |             |             | 51     |
| 12. 26 | 15. 1. 10 |          | 菱田重禧   | 長崎上等裁判所判事→広島始審裁判所判事  | 47     | 大垣藩  | 岐阜  | 自主退職力 | 15. 1. 24 文部省御用掛准奏任  |                  |             |             | 52     |
| 12. 28 | 15. 1. 28 | ●        | 春木義彰   | 長崎上等裁判所検事→長崎控訴裁判所検事長 | 36     | 奈良県  | 東京  | 自主退職力 | 改進黨（修進社）             |                  |             |             | 53     |

小鷹狩がそれで、同郷の司法省検事藤田高行らと前年頃から民権シンパとして行動をしている。小鷹狩自身はこの時点で後の立憲改進黨創立幹部との接触はなく単独で辞職したようだ。小鷹狩・藤田は翌年、改進黨の地方支部となる若備立憲改進黨を結成した。古賀は小鷹狩と同役で連袂辞職とも思われたが、その後、記録に出て来ず、政変無関

連と断ずる。

田村は、佐賀出身の会計軍属。大隈との関係はかなり強く、大隈文書にも十数通の書通が残っている。第三回衆議院選挙に千葉で立憲改進黨から立候補しているが落選。辞表は明治十三年十二月にも一回提出され、非職となつてい

ばらくしてから改進黨と関係が出来たと思われる。尚、二回目の辞表には月のみ記載され日付は記載されていない。

残りの者達には、後の進路・人間関係からも政変との関連はないと思われる。

## 9 元老院・内務省（1-9表参照）

元老院・内務省から政変無関連の退官者が一人づつ生じた。ともに辞表に月のみが記載され日付は記載されていない。

元老院からは、十一月に発足した日本鉄道社の社長になるため、薩摩出身の往年の志士、吉井友実が退官した。

### 1-8表 政変時退官者（陸軍省）

| 辞表日付  | 退官認許日 | 政変<br>関連<br>連 | 氏名    | 官職（兼官は略）               | 年<br>齢 | 出身<br>地 | 戸籍地 | 退官形式  | その他              | 陸<br>軍<br>省<br>外<br>退<br>官<br>者 | 交<br>詢<br>社 | 煙<br>草<br>社 | 退<br>官<br>番 |
|-------|-------|---------------|-------|------------------------|--------|---------|-----|-------|------------------|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 10.28 | 12.16 |               | 田邊狷吉  | 東京鎮台歩兵第二連隊第一大隊軍医補      |        |         | 大分  | 自主退職力 | 16.11.17 鹿児島県御用掛 |                                 |             |             | 54          |
| 11.04 | 11.12 |               | 内田英一  | 熊本鎮台沖繩分遣歩兵隊付軍医補        |        |         | 兵庫  | 自主退職力 | ?                |                                 |             |             | 55          |
| 11.20 | 12.13 |               | 本多忠直  | 広島鎮台第十二連隊第一大隊中隊長（歩兵大尉） |        |         | 静岡  | 自主退職力 | ?                |                                 |             |             | 56          |
| 11.30 | 12.16 |               | 古賀銳   | 総務局課係（歩兵大尉）            |        |         | 静岡  | 自主退職力 | ?                |                                 |             |             | 57          |
| 12    | 12.28 |               | 田村昌宗  | 一等副監督                  | 41     | 佐賀藩     | 長崎  | 自主退職  | 千葉で棉農            |                                 |             |             | 58          |
| 12.07 | 12.22 | ●             | 小鷹待元凱 | 総務局課係（歩兵大尉）            | 32     | 広島藩     | 広島  | 自主退職  | 立憲改進黨            |                                 |             |             | 59          |

内務省の古荘は、熊本県人で井上毅とも親交のある國權主義者。この年九月に故郷で政治団体「紫雲会」を結成した。その後、自由党系が離脱する内紛があり、組織立て直しのため自主退職し帰郷した。

## 10 実際には退官しなかった者たち（1-10表参照）

回顧録等で政変での退官と記されながら、実際には退官しなかった者たちがいる。

大蔵省書記官の戸田秋成はその他の退官者と共に十一月

|        |       |         |       |      |           |      |      |          |        |         |       |      |
|--------|-------|---------|-------|------|-----------|------|------|----------|--------|---------|-------|------|
| 要 鳴 社  | 交 詢 社 | 慶 應 義 塾 | その後など | 退官形式 | 戸籍地       | 出身藩  | 年 齢  | 官職（兼官は略） | 氏 名    | 政 変 関 連 | 退官認許日 | 辞表日付 |
| 60     | 61    | 62      | 63    | 64   | 65        | 66   | 67   | 68       | 69     | 70      | 71    | 72   |
| 日本鉄道社長 | 自主退職  | 鹿児島     | 薩摩藩   | 熊本藩  | 元老院職官（勅任） | 吉井友実 | 古莊嘉門 | 11. 07   | 11. 26 |         |       |      |

秀島は、佐賀出身の

會計検査官で旧姓福地、衆議院議員武富時敏の回想で政変時辞職としているが、<sup>(10)</sup> 実際の退官は十五年八月なので政変時退職者とは看做さない。ただし、政変とは多少縁があり、

伊藤博文が「小野梓と同意の者」として諭旨免職を考えたとうだ。直後、秀島に改姓しておりそのために免職を逃れたか。翌十五年三月の改進黨結成に参加、東京実業学校・秀英舎・修進社に参画する。その他の修進社メンバーとして農商務省出身の小沢虎明、司法省出身の中沢文治が居るが時期から政変時退官者とは看做さない。

米田精・吳文聰・野村文夫は、小鷹狩元凱の伝記で小鷹狩と同時に退官と述べられており、藤田高行と併せ翌年に芸備立憲改進黨を結成するグループで、本稿では仮に広島グループと呼称する。米田・吳の退官は十五年以降であるもので、直接、政変とは関係ない。野村文夫は、旧姓村田文夫

1-10 表 政変退官者と記された者たち

| 属省   | 氏名    | 官職         | 年齢 | 出身藩  | 戸籍地 | 退官理由など         | その後など                 | 慶應義塾 | 交詢社 | 鳴鶴社 | 連番 |
|------|-------|------------|----|------|-----|----------------|-----------------------|------|-----|-----|----|
| 大蔵省  | 戸田秋成  | 議案局大書記官    |    |      | 和歌山 | 政変前辞表提出        | 15 修史館御用掛             |      |     |     | 1  |
| 外務省  | 齋藤修一郎 | 権少書記官      | 27 | 福井藩  | 石川  | 福沢派            | 辞任せず*                 |      | ●   |     | 2  |
| 民間   | 小泉信吉  | 横浜正金銀行副頭取  | 32 | 和歌山県 | 和歌山 | 福沢派            | 慶應義塾                  | ●    | ●   |     | 3  |
| 太政官  | 秀島家良  | 会計検査院四等検査官 | 29 | 佐賀藩  | 長崎  | 佐賀出身           | 立憲改進黨（修進社、東京実業学校、秀英社） |      |     |     | 4  |
| 農商務省 | 小沢虎明  | 山林局八等属     | 23 |      | 長野  | 15.2 官員録より消える  | 改進黨（修進社）              | ●    |     |     | 5  |
| 司法省  | 中沢文治  | 東京上等裁判所判事  |    |      | 高知  | 14.10 官員録より消える | 改進黨（修進社）              |      |     |     | 6  |
| 元老院  | 米田精   | 四等書記生      |    | 広島藩  | 広島  | 広島グループ         | 改進黨（信成社）              |      |     | ●   | 7  |
| 内務省  | 呉文聰   | 取調局五等属     | 31 | 広島藩  | 広島  | 広島グループ         | 改進黨                   | ●    | ●   |     | 8  |
| 民間   | 野村文夫  | 団団珍聞社主     | 48 | 広島藩  | 広島  | 広島グループ         | 改進黨                   |      |     |     | 9  |

といい、幕末、緒方洪庵の適塾に入塾。帰藩後、藩主浅野長勳の知遇を得て、長崎に派遣された際、英国に密航留学した。その時の同行者が石丸安世である。明治三年より政府に出仕するが、明治十年に退官、風刺新聞として著名な「団々珍聞」を創刊。旧藩主浅野長勳との縁は続いていたようで、明治十四年八月に官有物私下事件を浅野が北海道巡幸中の左大臣有栖川宮・大隈に報じた時に使者をしている<sup>18)</sup>。浅野は広島グループの後援者だった疑いが濃い。明治十三年七月にも民権的な建白書を上程し政府を困惑させて

いる。その前後、浅野は河野敏謙と何回となく会っていて、仲介をしたのは藤田と野村である<sup>19)</sup>。政府と浅野の間で多少の駆け引きが続き結局、十五年三月にイタリア公使として日本を離れた。公使赴任と立憲改進黨結成が同時期であったのは偶然とは思えない。浅野の参加を恐れたと筆者は思うが、管見の所、伊藤・井上・岩倉文書等、記録はない。

## おわりに

本稿では、公文録の再調査と諸史料の踏破により、新発

見を含め、政変時退官者を六一名、うち政変関連退官者を三九名とする。

さて、十四年政変で巷間言われる「大隈派と見られたものは一人残らず退陣を余儀なくされる」福沢の三田系および大隈系と目されたものは、いずれも袂を払って廟堂から去った<sup>(10)</sup>とは、本当だったのだろうか。

大隈派は確かに政府内から壊滅した。しかし純粋な直系幕僚は、前島・北島・小野の三名に過ぎず、福沢派との折衷的存在が矢野・牛場・大養・尾崎の四名<sup>(11)</sup>。また、純福澤派の退官官吏は、外務省組の中上川・津田と大蔵省森下の三名である。その他の退官官吏も親河野・嚶鳴社・長崎出身者・広島グループ等とグループ分けすることは出来るが、官に残った者でもそのグループと代わらない事情の者たちもいる。

大隈に近い高官では佐野常民や副島種臣（宮内省御用掛）が政府内に残っているし、北海道巡幸に大隈と同行していた大木喬任は参議筆頭となった。大蔵省でも政変直前まで大隈に書通している郷純造（大書記官・幕臣）や長崎出身（権大書記官・肥前大村藩）の岩崎小次郎も退官しな

かった。

福澤派とは慶應義塾出身者と交詢社員を対象とするだろうが、慶應義塾出身かつ佐賀藩出身の海軍次官（大輔）中牟田倉之助は、薩摩出身で大隈追い落としに活躍した海軍卿川村純義の下で何の影響もなく現職を続けており、交詢社員では野村靖（新駅運総監）も政変の悪影響を受けなかった。嚶鳴社員でも文部省一等属水野遼ら退官しなかった者の方が多い。三好退蔵（司法省大書記官）に至っては慶應義塾出身・親河野・元嚶鳴社員という三重苦状態だが、伊藤博文の欧州憲法調査同行という栄誉を勝ち取る。

また、海軍省・工部省では政変時退官者が居らず、元老院・内務省でも政変関連関係の退官者が一名づつ居るに過ぎない。

つまり大隈・福澤派一掃というのは、虚構に過ぎないのである。そもそも「××派一掃」というのなら、政府内で統一した意志と退官・残留を区分する明確な基準がなければならぬ。そのどちらもこの時期の政府にあったとは言いがたい。

2表（文末揭示）は政変関連退官者の属省と退官日付の



相關である。一見して分かるのは省ごとに退官日が固まっていることである。

本論でも詳述したように、今次政変での退官の多くは、各省において次官級の者が個別の基準で省としての統一性形成のために論旨免職を進めたものなのである。退官した者で別の省で採用された者が少なくないのはその傍証であろう。

ただ、野に放たれた者の多くは結合した。「大隈一派の勢力が政府から追われた」<sup>(10)</sup>のではなく、多少の勢力に過ぎなかった大隈一派が政変により政府から切り離された者たちと合同し在野を定位置とした「拡大大隈一派（立憲改進黨とそのシンパ）」に成長したのである。それは大隈の政治力を永きに渡って担保する皮肉な状況を産んだ。

それではもう一度、退官状況を俯瞰して結語としたい。

太政官では、大隈が論旨免職となり直系官僚がほぼ自発的に退官した。外務省・大蔵省では政変の元凶と噂された大隈・福沢と関係の深い上野外務大輔・松方新大蔵卿らが断絶を示すため、大隈・福沢と近いとみなされる者に論旨免

職を行った。農商務省・文部省では、この政変をきっかけに反次官派を退官させ省内抗争を決着させた。それぞれの次官の対抗頭目であった河野敏鎌の失脚がその大きな要因となった。

司法省では、多くの官吏が退官したが機構改革・冗官整理によるものが大半であった。陸軍・開拓使では、個別の理由で一人づつの政変関連退官者が生じた。元老院・内務省でも退官者が一人づつ居たが政変との関連はなかった。

今回の大量の退官はこれら各省の事情で生じたが、結果的に政府と間勢力の境界が明確化した。前者においては政権の寡占化・指導者の寡頭化が進み、後の政策展開に大きく寄与した。後者において立憲改進黨の結党を促した。この政治体制は、明治十八年の近代内閣制設置まで四年間続くことになる。（了）

1 大久保利謙「明治十四年の政変」（『明治国家の形成』吉川弘文館、一九八六年）二九六頁。

2 勝田政治「明治十四年の政変」（『歴史評論』三四八、一九七九年四月）

3 前掲、勝田「明治十四年の政変」三九頁。

4 補強資料として國岡啓子氏作成の官員録データベースを使用した。当該データベースは氏が明治初年～三九年まで年ごとの勅奏任官の文官を入力し、名寄せしたもの。未発表資料のご提供とアドバイスに感謝致します。関連論文 國岡啓子「太政官制下での官員録の統計分析」(『青山史学』二三、二〇〇五年)

5 彦根正三編『改正官員録』(博公書院、明治十三年四月～十五年十二月、十五年一月は欠落)、中山喜録編『明治官員録』(山本慶造他発行、明治十四年四月～十五年四月)、共に国会図書館近代デジタルライブラリー掲載。尚、当該期間の公文録官吏進退には、神祇官と宮中祇侯の退任者が数名掲げられていたが、元々官員録に記載されていなかったもので、本稿ではこれらを退官者に含めないこととする。

6 所属団体については原則として以下に従った。林茂「立憲改進黨員の地方分布、附立憲改進黨員名簿」(『社会科学研究』九、一九五八年二月)、福沢研究センター編『慶應義塾入社帳』(慶應義塾、一九九六年)、後藤靖

「自由民権期の交詢社名簿」(『立命館大学人文科学研究所紀要』二四、一九七七年四月)、江井秀夫「嚶鳴社研究」(『五』)(『和光大学人文学部紀要』十四、十六、二二、二五、一九七九～一九九〇年)、永井秀夫他編『自由黨員名簿』(『明治史料』一、明治史料研究連絡会、一九五五年)、西田長寿他編『明治新聞雜誌関係者略伝』(みすず書房、一九八五年)

7 「十月十一日の」夜中の一時頃であつたと思う。参議の伊藤と西郷(従道)とが我輩の所へやつて来てただ単純な言葉で「容易ならぬことだから」とだけでどうか辞表を出してくれと云う。こちらは多くを聞かずとも、その間の消息は大概分つて居る。『よし明日我輩が内閣に出る。辞表は陛下に拝謁してから出す』早稲田大学史編纂所編『大隈侯昔日談』早稲田大学出版部、一九六九年)一五五頁。○内は筆者による。

8 尾崎行雄『近代怪傑録』(大空社、一九九五年、原本一九三四年)二六頁。

9 伊佐秀雄『尾崎行雄伝』(尾崎行雄伝刊行会、一九五一年)九一頁。

10 明治十一年三月一九日付大隈重信宛福沢諭吉書簡、慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』二（岩波書店、二〇〇一年）二二三頁。

11 小栗又一『竜溪矢野文雄君伝』（大空社、一九九三年、原本一九三〇年）、鷺尾義直編『大養木堂伝』上（原書房、一九六八年、原本一九三八年）、伊佐秀雄『尾崎行雄伝』など。

12 「大隈ノ建白ハ、愈矢野文雄・小野梓兩人ニテ成リタル由」明治十四年十月八日金子堅太郎談話、東京大学資料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』十（東京大学出版会、一九七八年、以下『佐佐木日記』と記す）四四四頁。

13 小野梓『留守斎日記』明治十四年十月二二日条（『小野梓全集』五、早稲田大学出版部、一九八二年）三七二頁。

14 白柳秀湖『中上川彦次郎先生伝』（岩波書店、一九八四年、原本一九三五年）四二二頁。

15 「官界之變動実に近似未聞之事に候。小生の如きも亦免職官吏之一人に候」明治十四年十一月十一日付酒井良明宛中上川彦次郎書簡、日本経営史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』（東洋経済研究所、一九六九年）一二二頁。石

川幹明『福沢諭吉伝』三（岩波書店、一九三二年）六九頁には「中上川は新聞紙発起のため政変前に井上外務卿の手に辞表を提出していた」ともあるが辞表の日付から間違いもしくは再提出されたと思われる。

16 「政府の探偵誤つて予も亦交詢社の集会に加はり、大隈邸にも出入せりと内報し、ために論旨せらるゝに至つたといふことである。上野外務大輔より諭旨ありし際には其嫌疑の因由に付いて何等予に告ぐる所なく、唯汝は嫌疑の次第もあるを以て辞表を差出すべしと厳然たる申渡なりし故、予は其の次第を質すに由なく、直に辞表を提出して退出したるが、最初予の出仕に付ては中井弘氏保証人たりし関係ありし為め、氏は政府に迫りて其嫌疑の次第を聞かし、竟に全く探偵の誤なりしことを発見し、其不都合む鳴らして外務卿に迫り且要路の諸公に対し、弁疏したるを以て、忽ちにして其嫌疑は氷解し、同年十二月二八日再び外務少書記官に任じ公信局勤務を命ぜられ、次いで十五年三月太政官少書記官兼任を命ぜられた」小松原英太郎談話、小松原英太郎君伝記編纂実行委員会『小松原英太郎君事略』（大空社、一九八八年、原本一九二四年）五〇頁。同書同頁の

大養毅談話では「小松原君もその名前が慶応義塾維持金寄付者名簿の中にあつたので等しく誠旨された」と記されている。

17 「同津田純一郎御用掛被免ノ件」『公文録明治十四年九月』十月・外務省（公029341001033）津田の名前が純一郎と誤記されている。以下、公文録明治十四年の場合はこれを略す。及び「御用掛大隈英磨被免ノ件」『十一月・外務省』（公029351001019）

18 「外務省出仕の津田純一が一昨日上野大輔の前に呼ばれ前記流言の通りの旨を論じて辞表を呈せしめんとしたるに付老生は之を開き夫れは間違ならん今一度上野の宅へ参りて篤と承れと申し昨朝純一は復た参りたる所上野の申すに大隈と連絡云々は間違なり唯純一は福沢の一類にして其福澤は近來何か訝しき挙動あるが故に純一をも官より擯るなりと明言したり」明治十四年十月十四日付伊藤・井上宛福沢書簡、『福沢諭吉書簡集』三（二〇〇一年）一五五頁。

19 明治十四年九月二六日金子堅太郎談話、『佐佐木日記』十、三九二頁など。

20 明治十五年三月十五日大隈談話、三月十九日付福地源

一郎宛藤田一郎書簡、日本史籍協会編『大隈重信関係文書』五（東京大学出版会、一九七〇年、原本一九三四年）四頁など。

21 河野は嚶鳴社発足時の社員であつたがこの時期は社員でなかつたようだ。前掲、江井「嚶鳴社研究（一）」（『和光大学人文学部紀要』十四、一九七九年）九二頁。

22 佐々木隆「明治期の政治的コミュニケーション」（一）（『東京大学新聞研究所紀要』三二、一九八四年）二二七頁など。

23 「大隈常二、河野ハ民権家ナリトテ、深ク忌ミ嫌ヒタル」明治十四年十月十六日伊藤博文談話、『佐佐木日記』十、四八二頁など。但し、政変直前には「大隈・河野が通じている」と記した資料も散見する。「河野君ハ弥大隈参議ノ同腹ト相成リタリ」十四年九月二六日金子堅太郎談話、同、三九二頁など。

24 「河野ハ種々風評アレドモ、先ハ其俟ニテ、近日組織御改正ノ説、御処分有之トノ事ナリ」明治十四年十月十三日元田永孚談話、『佐佐木日記』十、四六四頁。

25 「樺山資紀日記」（『樺山資紀関係文書』国会図書館蔵

政資料室所蔵)には河野の進退について樺山が拘っていることを伺わせる記載がある。

「(十月)十三日、午前十時政府へ出頭両大臣へ面会ス、

右府ヨリ河野へ内命アリ呼出ニ行ク

十九日、午前岩公へ赴き過日内命河野云々上申

二十日、河野農商務卿免官黒田氏ヨリ通報アリ」

○内は筆者による。

また以下の情報もある。「其の(大隈退官の)翌日になると河野へ御使者が来まして、それで現内閣の意志に従ふて将来勤めるか、と斯ういふ御尋であつたといふことである、それで河野敏鎌君頗る理屈を言ふた(中略)大隈伯が過失があるものならば其の過失あることを明かにして、国民が当然と感ずればそれで宜い(中略)其の様な趣意を以て答へたのである、さうすると其揚句其の日であつたか其の翌日であつたか、辞表を出せと言って即ち諭旨されたのである」中野武営「立憲国民の覚悟」早稲田大学編輯部『憲法記念早稲田講演』(早稲田大学出版部、一九〇九年)一八四頁。○内は筆者による。

26 市島謙吉『大隈侯一言一行』(早稲田大学出版部、

一九一六年)四七八頁。

27 農商務省編「農商務省沿革略誌」『維新産業建設資料』

一(工業史料刊行会、一九四三年)七三七頁。

28 「河野敏鎌君が農商務卿をして居られた。私は丁度其

時分書記官を致して、今日で申すと恰も秘書官見たやうなことを致して居りました」中野武営「龍門社春季総会に於いて」(『龍門雜誌』一一〇、龍門社、一八九七年七月)三頁。

29 「其頃農商務卿の河野敏鎌氏が地方に出張の用向きがあつて、中野翁を呼び、「私が帰る迄、この書類は君に預ける」一束の書類が渡されたのです。すると、河野氏出発、同じ農商務省の大輔品川弥二郎氏が中野翁を呼んでその書類を提出せよと言うのです。「あれは卿が帰るまで出せませぬ」何、出せんということがあるか。俺は上官じゃ「たとえ何であろうと、卿から保管を託された以上、それはできません」品川氏かつとなつて、側にあつた書類籠を投げ付けましたが、中野翁は屈せず、「籠を投げられて出さぬものは出しませぬ。卿が帰った上のに願います」とうとう中野翁は、張り通したのです」薄田貞敬『中野武営翁の七十年』(中野武営伝記編纂会、一九三四年)五七頁。

30 「河野敏鎌君も免職になった、さういふ訳でありまして私も其時分一緒に辞職した」、中野武宮「立憲国民の覚悟」一八五頁。

31 板垣哲夫「大久保内務卿期における内務省官僚」(『年報・近代日本史研究』三(山川出版社、一九八一年)

32 御厨貴「大久保没後体制」(『年報・近代史研究』三、山川出版社、一九八一年)一七〇頁。

33 「たまたま其の頃農商議会上に於いて私のはかつた事が、品川(当時農商務少輔)の意に添わなかったのが原因となり、政党関係など全く無い私を、品川は改進黨に属して居た河野敏鎌の手下か何ぞの如くに思い、明治十四年の十月二日に農商務少書記官の鈴木利享を私の所によこし、政府の都合により辞職を願ひでもらいたいの旨を通じて来たので、私は早速其の翌日二日に病気の趣を以て、内閣書記官宛に辞表を達したような訳でした」河瀬秀治談話、斎藤一暁『河瀬秀治先生伝』(大空社、一九九五年、原本一九四一年)五五頁。

34 「前島之所ハ、又々岩公辺より、駅通ニは非常之功勞アル杯との情実姑息論相立チ、流行之中止ニ相成ル様デハ、

甚遺憾千万ニ存候間、若哉、如斯議論アラハ、賢台断然免官之方御論破、邦家之為、奉伏冀候」明治十四年十一月三日付松方正義宛黒田清隆書簡(書簡番号113・16)、大久保達正監修『松方正義関係文書』三(大東文化大学東洋研究所、一九八一年)三一五頁。

35 「前島密ハ伊藤ヨリ内論本人ヨリ願書差出候筈ニ有之候」明治十四年十一月二日付岩倉具視宛三条実美書簡、『大隈重信関係文書』四、四七四頁。

36 「駅通総監前島密辞職ノ儀」公文録の目録にはないが「大木参議以下廿一名転任兼任ノ件」官吏進退太政官一月十月(公03179100-071)の中に綴じられている。マイクロマ番号一四九六。

37 明治十四年十一月十五日付『東京日日新聞』雑報。

38 『大隈侯昔日談』一七二頁など。

39 安房先賢偉人伝顕彰会『安房先賢偉人伝』(国書出版会、一九八一年)

40 「本省ノ新置セラルヤ河野卿聡明ノ資ヲ以テ省務ヲ総理セラレ、事細大トナク公明正大ニ施行セラルモ拘ハラス、(中略)一言以テ託奏セサルヲ得サルモノアリ、何ソヤ。

山林局ノ拳措是ナリ。近來該局員ニ朋党ノ團結スル、日月ニ甚シク、從テ請托相依賄賂公行シテ、朝夕党首ノ門ヲ仰キ阿諛隨從恬トシテ他人ノ嘲笑ヲ羞サルモノ、如シ。世人ガ幫間局ノ綽号ヲ下スモ誣言ニアラサルベシ。畢竟スルニ局長宮島信吉ノ暗愚不明ノ致ス所ナリト雖トモ、各課長責任ヲ顧省セサルモ亦甚シト謂ベシ。(中略)吾輩袖手傍觀ニ忍ヒス、之ヲ筆誅シ且ツ訐告セント欲シ敢テ拙文ヲ願ス具狀ス。若其詳細ノ如キハ逐件指斥更ニ条列敷奏スル所アルヘシ」明治十四年六月七日付 三条実実・岩倉具視宛 曾根静夫意見書、尚友俱樂部品川弥二郎關係文書研究会編『品川弥二郎關係文書』二(山川出版社、一九九四年)九六頁。

41 明治十四年六月十三日付伊藤宛品川書簡、伊藤博文關係文書研究会編『伊藤博文關係文書』五(塙書房、一九七七年)一三七頁。

42 安藤保太郎編『鷹村言行録』二(安藤保太郎發行、一九二三年)一一四頁。

43 「同社(嚶鳴社)員採用ト申ス事少々ハ有之(中略)、島田大書記官ハ元老院ヨリ、転任サセタリ、其他モ五六拾

円ノ雇兩人計、權少書記官一人、六等属一人、孰レモ英仏學問有之者」明治十四年四月二日河野談話、『佐佐木日記』十、一四六頁。○内は筆者による。

44 明治十五年六月二六日に京橋警察署に提出された立憲改進黨員名簿には田中耕造の名が記載されている。「明治正史」(『明治文化全集』九、日本評論新社、一九五六年、原本一九二八年)。改進黨員名簿に記載されていないが自由新聞記者というのは當時から不審がられていた。明治十五年六月二五日付『東京日日新聞』

45 「島田三郎ハ懇意ニテ、其俸御用被仰付可然、本人モ其意ナリシニ、文部省ニテ早く諭旨、残念ナリ」明治十四年十月二二日条、『佐佐木日記』十、四六八頁。

46 井関九郎『近世防長人物誌』人(マツノ書店、一九八七年、原本一九一七年)六六五頁。

47 「君は此時文部省の一小吏に過ぎざりしも、嚶鳴社派の一俊才として大隈の揮下に属したりしかば、共に職を辞せんとしたりしに、恰も辞職せよとの命あり、困て直に辞表を差出さんとせり。時に君は辞表の書式を知らざりしかば、上官に質せしに病のために職に堪えざる旨書す可しと

誨えらる。君大に怒つて『文部省は教化の本源なり、然るに辞表に書するに虚偽を以てせよとは奇怪千萬ならずや』と抗論し、上官を辟易せしめたり。調査課長水野忠雄氏意を含めて懇々君を説論したりしかば、君も已むを得ずして之に従い、辞表を認めて差出したりと云う樋口功編『波多野先生伝』（悦心会、一九二三年）八四頁。

48 島田・鈴木・細川・波多野・門馬・大石の六名。田中耕造は嚶鳴社発足時の社員であつたが、この時期は社員でなかつたようだ。前掲、江井『嚶鳴社研究（一）』一九一頁。

49 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』一（早稲田大学出版部、一九七八年）六一九頁。

50 富田正文『考証福沢諭吉』（岩波書店、一九九二年）五四七頁。

51 渡辺昌道『河野敏鎌文部卿転任小考』（『千葉史学』五二、二〇〇八年五月）参照。

52 明治十四年八月二〇日付大隈重信宛佐野常民書簡、『大隈重信関係文書』四、二九五頁。

53 「石橋重朝なるもの長崎中の島炭坑視察を名とし下崎、（中略）集合演舌等を企目下之景況に及びし由。（中略）

大隈、副島等の内示に出たるものには無之乎と疑るゝ形状も不少候。依て其辺探んか為め石橋へ面接し探偵之次第逐一申聞たる処、（中略）人心を喚起する様之事は決して為さず、（中略）僕か謀る杯との疑念は解き呉よと弁解を為し居たり」明治十四年十月十六日付伊藤博文宛内海書簡、『伊藤博文関係文書』三（一九七五年）一六三頁。

54 明治十四年九月二四日金子堅太郎談話、『佐佐木日記』十、三八二頁。

55 明治十四年八月二〇日付大隈重信宛中島盛有書簡、『大隈重信関係文書』四、三〇一頁。○内は筆者による。

56 「松方大蔵卿上申ニテ大蔵省之佐賀石丸中島石橋等免官之儀内諭之事ニ有之候右ハ大蔵卿ニモ深ク熟考致候所何分三名トモ從來大隈ニ親ミ陰ニ相通候事故主義甚不面白実ニ不得已免職トノ事ニ有之候」明治十四年十月二八日付岩倉具視宛三条実美書簡、『大隈重信関係文書』四、四七四頁。

57 長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』（臨川書店、一九七三年）二四九頁。

58 前掲、板垣「大久保内務卿期における内務省官僚」二二二頁。



59 「私義、此節御嫌疑ノ御模様ニテ、乍残念、頃日辞表呈候間、今日ニモ免官可相成、強テ潔白ヲ彰スハ恐レ多キ事ト、恭順、天命ノ降ルヲ相待居候（中略）、大隈氏別段懇親ヲ受ケシ事無之。（中略）」

一、此節、同列ノ石丸安世・中島盛有・神山聞ノ輩ト、是迄私宅往復ハ勿論、他所ニテ小集又ハ大隈方ニテ出合セシ事一回モ無之、殊ニ神山聞ニハ、一度モ言語相交候儀無之候、

一、福沢諭吉初メ彼ノ門人ニ、一人ノ知己モ無之候『明治十四年十月二十九日佐木高行宛横山貞秀書簡』、『佐佐木日記』十、五一〇頁。

60 前者は、神山聞編『手柬人名録』明治十五年九月（『大隈文書補遺』A五二二三、早稲田大学所蔵）大隈の受取書簡差出人別通数を神山がまとめたもの。岩倉・伊藤・黒田

ら高官をはじめ、河瀬・石丸・横山・田村ら退官者の名も多々あるが河野敏鎌の名前はない。後者は、『金銭受払精算簿』

神山聞 明治十五年九月（『大隈信幸・望月威氏寄贈文書』七（ホ）二四、早稲田大学所蔵）

61 「予而御配慮奉願候山崎忠門一件ニ付、（中略）当人

儀ハ、昨年より一途閑下之御懸命ニ奉依頼罷在候而（中略）大蔵省何レ歟ノ局課へ准奏任御用掛トシテ御採用被成下（中略）陳情仕候二月十五日付松方宛岩崎小次郎書簡（書簡番号73・1）、『松方正義関係文書』七（一九八六年）三三頁。山崎の免職理由はよくわからない。この年七月に昇進しており、佐野前大蔵卿のシンパと見られたか。

62 （明治十五年カ）十月十六日付井上馨宛蜂須賀茂韶書簡『横山貞秀御採用之義其後如何御話し被下候哉。（中略）尊台松方氏兩人デ御決答被申下度。然ル時は、本人之方向ヲ立サセ、何歟民間ニテ従事之目的を定サ被度御座候。就而は、外務或は大蔵速ニ御決定被成下度』（『井上馨関係文書』二四七―五、国会図書館憲政資料室所蔵）○内は筆者による。

63 「少書記官松岡重美賞与ノ件」『十二月大蔵省』（公0318810001030）

64 「弟岩上武斉儀、果シテ兩三日解職ニ逢ヒ、（中略）今ハ閣下ノ顧視ヲ乞フニ非レバ、轍魚ノ急ヲ救フ事能ハズ、何卒一言ノ御恩命御尊被下候」明治十四年十一月二十八日付佐佐木宛島田三郎書簡、『佐佐木日記』十、五四八頁。

65 佐々木隆『伊藤博文の情報戦略』（中央公論社、一九九九年）六三頁。

66 明治十四年九月二二日付伊藤博文宛松方書簡追書には九鬼が松方・伊藤間で使者をおこなっている記載がある。

「別封は九鬼へ御直渡御序奉願上候」『伊藤博文関係文書』七（一九七九年）一〇〇頁。

67 例えば、石橋を統計院に採用する際の岩倉のコメント。

「石橋重朝義も兼て御配慮之末統計院奉職安心候」明治十五年六月十二日付伊藤博文宛岩倉書簡、『伊藤博文関係文書』三（一九七五年）一〇六頁。

68 「三等出仕西村貞陽出仕被免ノ件」『官吏進退元老院・開拓使』（公031971001022）

69 「当使三等出仕西村貞陽儀別紙ノ通辞職願出候所御允許相成当使措テ差支ノ儀無之候条此段副申候也 明治十四年十月二八日 開拓長官黒田清隆 太政大臣三條実美殿」

70 「西村之所大木ニ承り候得ハ同県人ニテモ評判不宜由故免官御聞届相成候テモ宜存候」明治十四年十一月二日付岩倉具視宛三条実美書簡、『大隈重信関係文書』四、四七五頁。

71 「西村貞陽来訪日く、旧冬免職冤罪云云、当時独立云云談話（中略）大隈、後藤、板垣等へ勅使を被立、汝等政黨組織は国安を害するの旨を以て差留御話申候は、顧問之場所にて御登券庸可然、若し不承諾之旨申候は、夫迄之事にて、再び功臣たるを顧みず諸事厳制を敷かれ充分之御取締り可然云云」明治十五年七月八日付伊藤博文宛岩倉書簡、『伊藤博文関係文書』三、一一〇頁。

72 本項では田中亜紀子氏作成の司法官データベースが役に立った。当該資料は氏が明治四年～十九年まで年ごとの司法官を入力し、名寄せしたもの。ご提供に感謝します。関連論文 田中亜紀子「明治前期司法官資料に関する一考察（一～二）」（『阪大法学』五三（五～六）、二〇〇四年一～三月）

73 「広島県では（中略）大参事心得として来県した河野敏鎌を頂点に、従前からその地位にあった権大参事西本正道、少参事小川文六、十月二十四日に新たな権少参事登用された本県士族岡勝知、奏任とし出仕を命ぜられた同寺尾小八郎・平山靖彦・藤田高之らが首脳部を構成していた」広島県編『広島県史近代』一（広島県発行、一九八〇年）

一一六頁。

74 小鷹狩元凱『弘洲雨屋虫干集外編』三四頁『元凱十著』  
(弘洲雨屋、一九三〇年)

75 「十四年在京同郷の有志野村文夫、小鷹狩元凱等十数名と団結し、国会期成会に應ずるの準備をなせり」玉井源作『広島県人名辞典芸備先哲傳』歴史図書社、一九七六年、原本一九二五年)四四九頁。

76 「藤田君は(中略)思ふ所があり民間に下つて政治上大に尽力せんとて本官を辞せられた」、小鷹狩元凱『弘洲雨屋虫干集外編』四〇頁。

77 「検事春木義彰免官ノ件」『明治十五年一月〜七月官吏進退(司法省)』(公0341810001009)

78 大日方純夫『自由民権運動と立憲改進黨』(早稲田大学出版部、一九九一年)三九六頁など。

79 「東京府平民春木義彰新任ノ件」『明治十八年官吏進退(司法省)』(公0408110001017)添付の履歷書による。尚、筆者が使用した二種の官員録では春木の検事長就任の記載はない。

80 『鷹村言行録』二、四〇頁。

81 奥平昌共『日本辯護士史』(嚴南堂書店、一九七一年、原本一九一二年)四六〇、四六四頁。尚、同書での修進社の記事では藤田の名前は見られない。

82 水島周「岩倉使節団のメンバーとその経歴」(『現代語訳特命全權公使米欧回覽実記』五、慶応義塾大学出版会、二〇〇八年)三九四頁。

83 「元判事長野文炳賞与ノ件」『明治十五年一月官吏雑件(文部省)府県』(公0342510001071)

84 明治十五年一月付佐佐木宛長野書簡、『佐佐木日記』十一(一九七九年)三四頁。

85 司法省編『司法沿革誌』(原書房、一九七九年、原本一九三九年)五六頁。

86 「此度ノ使人ハ彦根人大海原尚義ト申人ニ御座候実ハ司法ノ官員ニ御座候此時勢柄ニ付乍恐内借仕候呵々」明治十五年十月五付大隈・有栖川宮宛副島種臣書簡、『大隈重信關係文書』四、三五五頁。

87 落合弘樹「西南戦争期における京都警察」(『人文学報』八三、京都大学人文科学研究所、二〇〇三年三月)

88 「伊藤<sup>ハ</sup>已代治ヲ訪ヒ、春名一條ヲ依頼」明治十四年十月

十八日条（『折田年秀日記』二、湊川神社、二〇〇二年）  
一三六頁など。

89 小鷹狩丙吉『小鷹狩元凱翁』（小鷹狩元凱伝記編集会、一九三三年）七四頁。

90 「私も及ばずながら民間に入つて国の為は素よりの事、郷里の為に専ら尽力する所あらんと（中略）陸軍の方は辞して政治上の人となつた」、小鷹狩元凱『弘洲雨屋虫干集外編』四〇頁。

91 広島県編『広島県史』近代一（広島県発行、一九八〇年）二一八頁。筆者が使用した二種類の改進黨員名簿にはなぜか小鷹狩の名前がないが、本人の談話もあり、彼が改進黨員として活発に活動しているので党員として取り扱う。「帰来聞く所に抛れば其前日即ち十六日に立憲改進黨の組織が成立して（中略）私は藤田君と共に入党した」、小鷹狩元凱『弘洲雨屋虫干集外編』四六頁。

92 「会計副監督田村昌宗免官ヲ請フ件」『官員一月』三月太政官ノ府県（公〇三199100148）、「一等副監督田村昌宗免官ノ件」『官吏進退陸軍省七月』十二月（公〇三1901001046）

93 「吉井友実モ日本鉄道会社（従事ノ為メ）辭職候由、一応ハ可惜ト存候ヘ共、深ク考ヘレバ、此人ノ如キハ真ニ功成身退ク者ニテ、甚ダ敬服千万ニ存候」明治十五年三月二十九日付佐佐木高行宛柳原前光書簡、『佐佐木日記』十一、一〇八頁。

94 佐々克堂先生遺稿刊行会編『克堂佐々先生遺稿』（大空社、一九八八年、原本一九三六年）九頁。佐々博雄「教育勅語成立期における在野思想の一考察」（『国士館大学文学部人文学会紀要』二〇、一九八八年）三八頁。

95 「大書記官戸田秋成免官ノ件」『官吏進退大蔵省』（公〇三1881001019）

96 「斎藤修一郎君、小松原英太郎君なども民権家の嫌疑を受けて論旨免官となり若しくはならんとした。ところが可笑しかったのは、斎藤君や小松原君で、当時純粹の民権家でも何でもない、却て民権家に反対の側であつた。其人々が吾々の仲間入をさせられたと云ふ訳で、大分の騒ぎであつた」、『犬養木堂伝』上、一七八頁。

97 指原安三『明治政史』（『明治文化全集』九、日本評論社、一九六八年、原本一九二八年）三七三頁。

98 『中上川彦次郎伝記資料』四八頁。

99 明治十四年十一月十一日付酒井良明宛中上川彦次郎書

簡、『中上川彦次郎伝記資料』一二二頁。

100 『鷹村言行録』二、二九頁。

101 「今日内閣ニテ拝承仕候検査員在職官吏之内免黜云々之儀ニ付松平坂部某ハ間違ナレハ此俟ニテ可然福地某ハ全ク小野同意之者ト申事ニ御座候也バ辞表為差出候様可仕候乎」(明治十四年十一月カ)四日付岩倉具視宛伊藤博文書簡『岩倉具視関係文書(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵)』(北泉社マイクロフィルム、一九九三年)

伊藤之雄氏は本書簡を取り上げて「辞任しない官吏は罷免されたが、小野梓らとの関係の有無についての判断は伊藤が影響力を持った」と退官者の選別を専ら伊藤博文が執り行っているように述べられている。伊藤之雄『伊藤博文』(講談社、二〇〇九年)一七八頁。筆者は、伊藤博文が大隈辞職後参議級の責任者がはつきりしない会計検査院の人事について意見とりまとめ作業をしているにすぎない、と解釈している。

102 「検査官福地家良復籍ノ件」『明治十五年官吏雑件 太

政官ノ海軍省』(公0342410001012)

103 奥平昌共『日本辯護士史』(嚴南堂書店、一九七一年、

原本一九二二年)四六〇頁。

104 『小鷹狩元凱翁』七四頁。

105 北根豊監修『野村文夫年歴』(『団々珍聞』復刻版十三、本邦書籍、一九八二年)および明治十四年八月十九日付大隈宛浅野長勲書簡、『大隈重信関係文書』四、二九四頁。

106 小鷹狩元凱『坤山公八十八年事蹟』乾(林保登、一九三二年)三三七頁。

107 伊佐秀雄『尾崎行雄伝』九二頁。

108 岩淵辰雄『犬養毅』(時事通信社、一九五八年)三五頁。

109 小野梓も交詢社員なので大隈・福沢折衷派に入れてもよいかもしれない。

110 前掲、大久保『明治十四年の政変』二九六頁。

〔附記〕本稿は筆者にとってはじめての学術論文となる。掲載の機会を与えてくださった国士舘大学日本史学会の皆様 に記して感謝申し上げます。

2表 政変関連退官者（勅奏任官）退官日と属省・党派相関表

| 辞表日付  | 太<br>政<br>官   | 外<br>務<br>省 | 農<br>商<br>省 | 文<br>部<br>省 | 大<br>蔵<br>省  | 開<br>拓<br>使 | 司<br>法<br>省 | 陸<br>軍<br>省 |
|-------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 10 12 | 大隈◎■          |             |             |             |              |             |             |             |
| 10 13 | 矢野・牛場・犬養・尾崎◎● |             |             |             |              |             |             |             |
|       |               | 中上川●        |             |             |              |             |             |             |
| 10 14 |               | 津田●         |             |             |              |             |             |             |
| 10 19 |               | 小松原●        |             |             |              |             |             |             |
|       |               | 大隈英磨◎       |             |             |              |             |             |             |
| 10 20 |               |             | 河野△▽        |             |              |             |             |             |
| 10 21 | 小野◎           |             | 牟田口△■       |             |              |             |             |             |
|       |               |             | 中野△         |             |              |             |             |             |
| 10 22 |               |             | 河瀬△▲        |             |              |             |             |             |
| 10 25 |               |             | 穴戸▲         | 島田・田中△▽     |              |             |             |             |
| 10 26 |               |             |             |             | 石丸・中島・横山・神山■ |             |             |             |
| 10 28 |               |             | 小山▲         | △鈴木▽        |              | 西村■         |             |             |
| 11 2  |               |             | 前島◎         |             |              |             | 藤田△□        |             |
| 11 14 |               |             |             |             | 石橋■          |             | 北畠◎○        |             |
|       |               |             |             |             | 森下●          |             |             |             |
| 11 18 |               |             |             |             | 山崎           |             |             |             |
| 12 7  |               |             |             |             |              |             |             | 小鷹狩□        |
| 12 28 |               |             |             |             |              |             | 春木○         |             |

◎大隈派 ●福沢派 △親河野 ▲親河瀬カ▽喫喝社 ■長崎出身者□広島グループ○北畠系

## 衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改革

鈴木 紀子

### はじめに

一八六七（慶応三）年十二月に発足した明治政府は、国家建設の目標を、国家的に独立し、国際社会において欧米列強諸国と肩を並べる強国となることとした。近代国家の建設に向けた富国強兵政策は、明治初期はあくまでも国内整備型の域を超えるものではなかったが、一八八二（明治十五）年に起こった壬午事変をきっかけに、日本は対外戦争を想定した軍備拡張政策を計画し、実行に向け軍制改革を行った。大陸戦を想定した師団編制を実現するためには、戦時に必要となる衛生隊の編制と、構成要員となる看護長・看護卒の教育と確保の方法を、システムとして整備する必要があった。

衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改革（鈴木）

陸軍衛生部の兵の補充方法や育成方法は、看護制度と捉えられており、<sup>1)</sup>その成立過程は、徴兵令の変更や軍令・軍制の改正・発展のなかで種々の変遷をたどった。陸軍における看護制度は、一八七三（明治六）年から一八七六（明治九）年にかけて整備され、<sup>2)</sup>一八八四（明治十七）年からの徴兵看病卒徴集にむけた「明治十六年徴兵看病卒取扱手続」<sup>3)</sup>や教科書の発行により、看護制度の第一次改革が行われた。<sup>4)</sup>一八八八（明治二二）年十二月には「陸軍衛生部現役看護手補充条例」<sup>5)</sup>が制定され、この看護手制度の制定は陸軍看護制度の第二次改革と位置づけられている。<sup>6)</sup>

看護制度の第一次改革から看護手制度が制定された第二次改革までの間は、陸軍が軍備拡張政策の一つとして、師団編制に向けた軍制改革を行った時期であった。その間に

制定された規則を以下に挙げる。

一八八七（明治二〇）年二月五日

「担架卒選抜及教育復習規則」<sup>7)</sup>

一八八七（明治二〇）年二月五日「担架術教育規則」<sup>8)</sup>

一八八七（明治二〇）年十二月二八日

「陸軍看護卒教育規則」<sup>9)</sup>

一八八八（明治二一）年十二月一日

「陸軍看病人磨工召募準則」<sup>10)</sup>

一八八八（明治二一）年十二月二五日

「陸軍看護学修業兵教育規則」<sup>11)</sup>

明治期の陸軍における看護制度に関する研究は数少なく、発表されているものも、『陸軍衛生制度史』（陸軍軍医団編纂、一九一三年）の内容を超えるものではない。軍史関係では、松下芳男氏<sup>12)</sup>や吉田裕氏<sup>13)</sup>が、一八八三（明治一六）年の徴兵令改正の第十一条に関して、一年志願兵制度と看護卒の關係について述べているが、衛生業務や軍令・軍制の改革に焦点をあてた研究はなされていない。

『陸軍衛生制度史』においては、看護手制度の制定を看護制度の第二次改革と位置づけているが、報告者は、

一八八六（明治十九）年から一八八八（明治二一）年に制定された五つの看護制度に關係する規則制定の目的は、総て師団編制に向けたものであったと考える。そこで、本論文では、看護制度の第一次改革後、徴兵の兵力不足、財政困難という状況のなかで、看護手制度制定までに行われた五つの規則の制定が、看護制度の第二次改革であったと位置づけ、第二次改革の意義を師団編制に果たした役割において検討を行う。

## 一、徴兵看護卒徴集開始に伴なう問題の発生

陸軍では、明治初年から一八七三（明治六）年までは日給の傭人を看病人として雇い入れていたが、徴兵令が發布された四ヵ月後の一八七三（明治六）五月、初めて陸軍武官官等表の会計部の下士に、看病人（一等看病人・二等看病人・三等看病人）と、兵卒に看病卒が位置づけられた。しかし実際には、兵士の人員不足から、看病人・看病卒は壮兵を使用していた。

看病人・看病卒の具体的な職務や定員に関しては、一八七五（明治八）年十一月制定された「看病人看病卒服



務概則」に明示され、同年には看護要員全般用の教科書『陸軍病院扶卒須知』も発行され、陸軍における看護制度は一八七六（明治九）年目までに整備された。

しかし、各鎮台病院の状況は、会計部より看病人・看病卒が廻されていたが、国内で発生する反政府運動などにより、陸軍病院で治療を受ける兵士は増加する一方であり、繃帯術をはじめ看護の方法ができる者が少なく、日々訓練しても尚不足する状態であり、病院では看護の技術を持った看病人・看病卒の少なさを陸軍省に訴える状態であった。<sup>15)</sup>

一八七七（明治十年）におこった西南戦争では、多数の負傷者の治療・看護にあたる看病人・看病卒の不足も問題として表面化し、政府は一八七九（明治十二）年の徴兵令の改正で、第三條に「輜重輸卒看病卒並二職工ハ各其志願者ヲ徵募ス」との条文を定め、看病卒も諸兵と同じく徴集することとなった。

第三条が制定された結果、一八八四（明治十七）年より徴兵看病卒の徴集が開始されることとなり、看病卒を徴集するための諸則の整備と実現に向けた検討が始められる。

衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改革（鈴木）

平時定員、徴集員数表、陸軍看病人看病卒概則、看病人看病卒心得、看病卒教授書草案などの整備が行なわれることとなり、これが陸軍看護制度の第一次改革となる。

一八八三（明治十六）年二月二〇日「明治十六年徴兵看病卒取扱手続」以下（「徴兵看病卒取扱手続」とする）が制定され、召集方法、定員、教科と教授場所、教育期間、終了時の手続き、命令系統などが定められた。徴兵看病卒は、諸兵と同時に召募して住所の最寄の営所に入営し、基本訓練を三ヶ月受けた後、鎮台病院または屯営病院で三ヶ月看護の方法について訓練を受け看病卒となり、隊員または病院長が熟否を検査し二等看病卒に命ぜられる育成システムとなった。学ぶべき教科も第九條に十教科定められ、教科書も教授用『陸軍看病卒教授主要原本並附録』と看病卒用『陸軍看病卒教授主要』が作成された。

定員については、「徴兵看病卒取扱手続」の第三條で「鎮台所在地ニアラサル歩兵隊ニ在テハ毎大隊ニ三人騎砲工輜重兵ノ各大（中）（小）隊ニ在テハ每一隊ニ一人トシ」と定められた。さらに、六鎮台病院における看護長看護卒の定員合計は「軍医部職官定員表中各地陸軍病院看護長看病卒

定員別表<sup>(19)</sup>（以下「陸軍病院看護長看病卒定員別表」とする）で定められ、一等看護長八名、二等看護長二七名、二三等看護長十六名、三等看護長六七名となり、看護長の合計は一一八名、看病卒は五六八名が配置人員とされた。

そもそも陸軍における看病人・看病卒の職域は大きく衛戍地勤務・隊付勤務・野戦衛生部隊勤務・機関等勤務に分けられた。衛戍地勤務は、部隊等が恒久的に所在する場所に設けられた病院・病室に勤務。隊付勤務では、騎兵・砲兵・工兵・輜重兵などの部隊に配属され、戦時には部隊員の一人として出兵、傷者の救護を任とした。野戦衛生部隊勤務は、戦時に際して編制され、戦時動員によつて充足された。官衙など機関勤務は、軍の学校など平時機関の衛生業務に携った。隊付勤務の定員がはじめて示されたのは、一八八〇（明治十三）年であり、歩兵連隊に三等看病人一名、看病卒三名であった。

これら看護制度の第一次改革により、徴兵看病卒の徴集が可能となり、陸軍病院における看護卒の確保も可能となった。しかし実際には、徴兵看護卒の徴集開始によつて、壮兵看護卒と徴兵看護卒の二様が存在することとなり、配

属場所や育成システムなどに様々な相違点が生じていた。最も大きな違いは、壮兵看病卒には「徴兵看病卒取扱手続」が適応されないことであつた。その他にも、配属場所は病院各隊には徴兵看病卒、学校官衙には壮兵看病卒が配属され、統轄責任者も徴兵看病卒は鎮台司令官、壮兵看病卒は陸軍軍医本部長という違いがあつた。身分においても、徴兵看病卒は、一、二等に階級が分かれているのに対し、壮兵看病卒は単に看病卒という名称であるなど、欠員時の補充や配属、身分の違いにおいて不都合を生み出していた。

一八八四（明治十七）年五月二六日に、看病卒は「看護卒」と改称される。一八八六（明治十九）年四月五日には、「明治十九年徴兵看護卒取扱手続」<sup>(20)</sup>（以下「看護卒取扱手続」とする）が制定され、欠員の補充方法に関して第六條で「病院附看護卒ノ内ヨリ之ヲ補ヒ」と定められた。翌月には、壮兵看護卒も徴兵看護卒同様各鎮台司令官が統轄することとなり、徴兵壮兵の区別なく鎮台司令官によつて配属・配転・欠員補充などが可能となった。さらに統轄の統一に継いで、一八八六（明治十九）年九月二五日には、壮兵看護卒も徴兵看護卒同様、一、二等に分けられ、徴兵壮兵看護

卒の身分の統一が図られた。

壮兵と徴兵の看護卒の統一は、軍備拡張に向け、看護長・看護卒の定員決定・配属場所やその勤務内容に応じた人員配置を考える上では必要な改正であり、師団編制に向けた看護制度の改革が着々と勧められることになる。

## 二. 担架卒の選抜方法と教育規則の制定

一八八二（明治十五）年、陸軍では軍備拡張に向けて始動するが、増税を実行する為には国の財政に余裕がなく、増税実現は困難な状態にあった。現況を改正するためには、経費対策も重要であった。軍事予算の対国民総生産（GNP）比率は、明治大正を通じて三パーセント台が普通であり、<sup>(21)</sup>軍事費の内で陸軍の経費は六十パーセント前後が俸給、諸手当、旅費、糧食費、被服費などの人件費で占められた。一人当たりの人件費は海軍が陸軍の約二倍以上になるが、陸軍は戦略的に兵卒の数を必要とするため、俸給は少なくても、兵員の多さから多くの人件費を必要とした。<sup>(22)</sup>そのため陸軍では、師団編制に必要な兵の確保は、同時に人件費の削減につながる方策を取る事が必要であった。

衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改革（鈴木）

一八八五（明治十八）年十二月二日太政官制（太政官達第六九号）が廃止され、新たに内閣制が確立し各省官制が定められたことで、陸軍省中に総務局、騎兵局、砲兵局、工兵局、会計局と並列して医務局が設置された。第四代陸軍医総監として一八八五（明治十八）年五月からその任にあった橋本綱常は、引き続き医務局長として、欧州視察で学んだ兵制や医療事情をもって、陸軍軍事行政中の医事・衛生の改革を始める。改革にあたっては、軍陣教育を受けた医師は未だ育成段階であり、戦場で必要とされる負傷兵の治療処置を行う者をどうするかは、師団編制を考える上での課題であった。

一八八六（明治十九）年一月四日、「戦時編制概則」が制定された。「戦時編制概則」の第一章第二條師団ノ編制では「歩兵連隊毎二大綱帶所同大隊毎二小綱帶所ヲ置ク」事と大綱帶所と小綱帶所「看護長同卒若干名」を置く事が定められた。三月には「鎮台職官表當所職官表」<sup>(23)</sup>により、看護長・看護卒の定員が定められた。さらに、「師団戦時整備仮規則」<sup>(24)</sup>の第二章野戦師団の第二款で、衛生隊は「野戦師団中新二編成スルモノ」として「予備役及後備役ニ在ル歩兵」で「担

架術卒業証書ヲ所持スル者」を配属する方針を打ち出した。

「担架術卒業証書ヲ所持スル者」を衛生隊に配属する目的は、橋本の上申書にみる事ができる。陸軍は、一八八六（明治十九）年三月に「陸軍臨時制度審議委員」<sup>23</sup>を設け、メツケルと共に具体的方法を計画する。医務局長橋本綱常は一八八六（明治十九）三月二七日、「戦時衛生軍務改正之義ニ付申進」<sup>26</sup>を大山巖に提出する。橋本はの中で「補助担架卒」を作ることを「従来ノ制ヲ釐革シ独逸国ノ制ヲ参酌シ補助担架卒ヲ取り又衛生隊ノ編制ヲ定ムルハ目下必要ノ事業ナルヲ信ス」と進言する。さらに、「補助担架卒」の必要なる理由を、例を挙げて説明した。つまり現今の決まりでは、負傷者を小綱常所に移送するのは戦友の兵卒であり、一名の負傷の運搬に必要な兵卒の数は三名であつた。そのため、戦列の隊の力が減殺される、平素運搬救急についての教育を受けていないことで救える人も救えない、などの不都合が生じていた。これらを改善するために、ドイツの制度を参考にして「補助担架卒」を作り、衛生隊の編制を定めるところを提案した。

「担架卒」を制定するにあたり、戦時衛生事務改正審査

委員の一人である陸軍一等軍医 谷口謙は、同年二月の『陸軍医学会雑誌』二月号に「独逸戦時衛生條例摘要」<sup>27</sup>を掲載した。さらに、一等軍医武谷豊は、谷口謙の説話したものを「独逸衛生條例摘要附録」<sup>28</sup>として編纂し、同時に紙上発表していた。

戦時衛生事務改正審査員が調査した結果、六月二五日「担架卒選抜及教育規則並衛生隊編制表之儀ニ付上申」<sup>29</sup>が提出される。調査した結果、戦闘区域の負傷者を運搬するのは「看護卒或ハ輪卒等ヲ以テ之ニ充用スルノ定規」であるが、「看護卒ハ其職ニ於テ運搬作業ヲ主トスル者ニ無之」又「輪卒ハ平時之力教育ヲ受ケス彼是不都合不少」と述べ、ドイツ編制に倣い「担架卒」の選抜方法と教育規則案に編成表を添えて上申する。

一八八七（明治二十）年二月五日、陸達第十八号「担架術教育規則」全二四條が定められた。担架術教育規則は、戦場に於いて傷者を運搬する学術を教授するために設けられ、対象は歩兵及び砲兵隊の下士兵卒を若干名修業させること（第二條）とした。教育期間は凡そ三ヶ月（第十二條）、卒業は検閲を行い卒業証書を附与すること（第十二

條）、復習として毎年夏に予備役及び後備軍の下士卒中より担架術を修業したものを召集して、現役の修業中の者とともに演習すること（第十七條）、などが定められた。同時に「担架卒選抜及教育復習規則」全二十二條も定められ、一八八六（明治十九）年に橋本が上申した通り補助担架卒が定められ、「担架卒選抜及教育復習規則」の第一條において担架上等兵、担架卒、補助担架卒が定められた。

「担架術教育規則」及び「担架卒選抜及教育復習規則」が制定され、戦場における負傷者を運搬する兵士を、「担架修業兵卒業」として名簿による管理を行うこととなった。戦時に必要とされる衛生隊の兵士の補充は、歩兵及び砲兵で「担架術修業兵卒業」者で、予備役や後備兵役から召集するシステムが作られた。

「担架術教育規則」及び「担架卒選抜及教育復習規則」が制定された五ヵ月後の一八八七（明治二十）年七月二十日「戦時師団司令部編成表」<sup>30</sup>十二表が作成され、衛生隊編制表も制定された。

### 三、「陸軍看護卒教育規則」と「陸軍看護病人磨工召募準則」の制定

加藤陽子氏によると、大日本帝国憲法成立までに行われた徴兵令改正のポイントは以下の三つであった。<sup>31</sup>一つは租税負担者を確保しつつ免役条項を漸次減らし、人材のプールを大きくすること。二つは兵営で三年間訓練を終えた兵士に関して、故郷に帰してからの半拘束期間（平時にあっては時々<sup>32</sup>の復習に応ずる義務・戦時にあっては動員に応じる義務）を延長すること。三つは戦時に動員できるような予備将校をたくさんつくることであった。

「担架術修業兵」の成立は、故郷に帰してからの半拘束期間（平時にあっては時々<sup>32</sup>の復習に応ずる義務）を有効に活用し、戦時に担架卒として召集するシステムを作った。とくに職域によつては、一定の訓練期間を要するが、兵士の育成には経済的な効果も考える必要があった。「担架術修業兵」の成立は、戦場に於ける看護卒の職務として、包帯所において医師とともに治療に専念できる体制作りがなされたことを意味し、看護卒の職務の見直しの結果であった。

そして陸軍はさらに、看護卒として教育を受けた兵士の効果的な活用に向けた改革を行うこととなる。

一八八七（明治二十）年十二月二十八日「明治二十年陸軍看護卒教育規則」（全九条）（以下「看護卒教育規則」とする）が制定され、「明治十九年徴兵看護卒取扱手続は廃止となる。」「看護卒教育規則」では、それまでの「徴兵看護卒」という対象名が「陸軍看護卒」に変更され、「取扱手続」が「教育規則」に変更された。「看護卒教育規則」は、看護学教育上単行規則として初めて規定されたものであった。

「看護卒教育規則」では、陸軍看護卒は近衛鎮台の歩兵連隊に編入し、六ヶ月の教育期間の間に定められた教科を、病院分営や重病室で学び、教習後は病院長が習熟を検閲することとなった。卒業が決まれば本人の手帳に「看護学卒業」のことを記載するとともに、部隊でも名簿を管理し、軍医部に報告することとなった。「検閲」によって卒業を決め、「看護学卒業」として名簿管理することになったことは、「担架修業兵卒業」と同様に、教育を受け特別な技術を身につけた兵士の確保による兵力の向上をもたらすためのシステム作りとなり、看護制度の改革であった。

さらに翌年、一八八八（明治二一）年十二月一日には、陸達第二二九号「陸軍看病人磨工召募準則」（以下「看病人磨工準則」とする）が制定され、看病人と磨工を雇員として民間より志願者を採用する方針がとられた。

陸軍では明治初年には治療器械の研磨修理を、必要が生じる毎に時々職工を備役して実施させていた。しかし年々、陸軍部内備付器械が精巧な物に変わり増加する中で、各鎮台では磨工の必要性が生じ、一八八一（明治十四）年に初めて各鎮台から看病卒一名を東京に召集して、軍医部本部にて研磨術を修得させ、研磨技術を学んだ看病卒が研磨術の技術を部内で普及させる役割を担っていた。

徴兵看護卒して六ヶ月の教育期間をかけて看護の技術に身につけても、配属場所に器械掛があることで、器械の修理保存ができない看護卒が配属されることでの不都合や、看護技術が必要とする職域の人員の確保の問題など、さまざまな問題が生じていた。そのため、器械の修理研磨技術を持つ者を雇員として採用することは、分業化を促進し、技術を持った者の有効な配属が可能となる方法であった。

「陸軍看病人磨工召募準則」が制定され、衛生部の壮兵看

護卒は廃止されて看病人制度をとることになった。さらに第一條で「看病人ハ病院病室及憲兵隊其他衛生部士官ノ属スル官廨ニ置キ患者ノ看護其他看護ニ係ル雜務ニ服セシム」と規定されたことで、病院、官衙、学校には傭人の看病人を使用することになった。これは、明治初年から徴兵令が制定されるまで使用していた傭人看病人の復活であった。そして、軍隊で六ヶ月間軍事と看護学を学んだものを、師団編成に必要な軍隊附きの看護卒として確実に確保できることとなった

#### 四、「陸軍看護手制度」による看護制度 の第二次改革

「陸軍看病人磨工召募準則」が制定された同月一八八八（明治二一）年十二月二四日、「陸軍衛生部現役看護手補充條例」（全七條）が制定され、徴兵壯兵の両看護卒は廃止となり、隊附に看護手を置き、病院官衙学校は看病人を雇人とする事となった。この改正は十一月十二日に陸軍省医務局長橋本網常の上申書「看護卒ヲ廃シ上等兵資格ノ

看護手ヲ置キ各官廨及病院ニハ雇人之看病人ヲ附シ歩騎砲工輜重兵隊ノミ各中隊ニ該看護手老名宛被附度儀付申進」によるものであった。長くなるが全文を引用する。

從來看護卒ノ補充ハ初ヨリ看護卒トシテ徵集シ歩兵隊ニ編入シ然ル後病院ニ於テ看護学ヲ教授シ卒業ノ上病院及歩騎砲工輜重兵隊等ニ配付スルノ規制ニ有之候処元ト看護卒ハ乗馬隊ニ在テハ乗馬スルヲ原則トス故ニ現行ノ制度ハ歩兵隊ニ在テハ其等ヲ得ルト雖トモ他ノ乗馬隊ニ在テハ軍事上ノ教育ニ於テ其等ヲ得サルノ憾ナシトセス依テ自今騎兵隊附ニ在テハ騎兵隊ニ砲兵隊附ニ在テハ砲兵隊ニ編入相成候様致度加之初ヨリ看護卒トシテ徵集スルトキハ自家腦中想像期画スル所ノモノ專ラ看護ノ一点ニアルヲ以テ軍事上ノ教育ヲ加フルモ其練熟ノ程度自ラ十分ナラサルノ弊アリ故ニ各兵初年兵ニシテ上半年間軍事上ノ教育ヲ受ケタルモノヨリ選抜シテ下半年間看護学修業兵トナシ然ル後看護卒ヲ命シ候様致度候且ツ自今看護卒ハ各隊ノミニ置キ病院及各官廨附ノ者ハ之ヲ全廃シテ雇員ノ看病人ヲ配布スル事ニ改正相成候様致度何者病院

ニ於ケル看護卒ノ勤務ハ隊附ト其趣ヲ異ニシ隊附ニ在テハ行軍等ニ当リ医官一時不在ノ場合ニ於テハ救急処置ヲ施スヘキ技倆ヲ要スレトモ病院ニ在テハ兵起居ノ介補尿尿ノ排棄、室内洒掃、食餌ノ配与、等ヲナスニ止ルヲ以テ雇員ノ看病人ヲ使用スルモ敢テ差支ナカルヘク之ニ反シテ病院等ニ兵役義務者ヲ置クトキハ其費用上頗ル不利ナリ何者兵役義務者ニ在テハ其勤務ヲ隔日ニ為ササルヲ得ス故ニ實際ノ日役五十人ナレハ定員百人ヲ要シ而シテ別ニ教育中ノモノ五十人アルヲ以テ其定役以外百人ヲ養ハサルヲ得ス況ヤ為メニ看護卒舎ヲ要スルヲヤ之ニ代ユルニ日勤ノ雇員ヲ以テスルトキハ日役五十人ヲ要セハ定員亦五十人ニテ足レリ又更ニ看護卒舎ヲ要セサルノ利アリ又従来看護卒ノ教育時期ハ大約六ヶ月ニシテ内三ヶ月ハ軍事上ノ教育三ヶ月ハ看護學ノ教育ニ充テ候処今日ノ実験ニ徴スルニ該教育ノ日数ニテハ看護學ハ固ヨリ軍事上ノ教育ニ於ケルモ充分ニ無之況ヤ軍人志氣態度ニ至テハ充分ナリトナシ難キノ憾ナシトセス元来看護卒ノ勤務タル固ヨリ病兵ノ起臥ヲ助ケ尿尿ノ排棄等ニノミ從事スルニ非スシテ平生専ラ医官治療ノ補助ニ任シ行軍演習其

他ノ場合ニ於テ一時医官ノ不在ニ際シテハ自ラ救急処置ヲ為スヘキモノニ之アリ其処置ノ適否如何ニ依テハ患者ノ予後ニ於テ其關係少シトセス依之従前ノ教育年期ヲ改メテ一ヶ年トシ其上半年ハ軍事上ノ教育其下半年ハ看護學ニ充テ相當ノ教育ヲ加ヘンコトヲ希望ス蓋シ從來教育時期ノ短キハ定員内ヲ以テ教育スルノ主旨ニ出テタルモ此方案タル財政上苟且ノ策ニシテ教育ト実役ト兩様同時ニ施行スヘカラサルハ論ヲ俟タス依テ教育中ノモノハ定員ノ内ヨリ之ヲ省キ各兵ヨリ初年兵ニシテ上半年軍事上ノ教育ヲ受ケタルモノヨリ補充スルトキハ年々各兵一中隊ヨリ半人ツツノ補充員ヲ要シ而シテ病院等ニ之ヲ置カサルモ戰時ノ要員ハ決シテ欠員ヲ生セサルヘシ今試ニ其要員ヲ算スルニ戰時一師団〔留守師団ヲ合シ〕ニ看護長九十七人看護卒百八十六人ヲ定員トス今平時一師団ノ人員ヲ算スルニ看護長五十二人〔看護長ノ補充ハ看護卒ニシテ再役志願ノ者ヲ以テス〕看護卒二百九十六人〔現役六十二人〔各兵中隊二一人〕予備役百四人後備役百三十人〕アリ故ニ前陳ノ如ク平時平均一人ノ定員ニ就キ戰時要員ヲ減算スルモ〔戰時定員ニ封スル看護長ノ欠員ハ看



護卒ニシテ其適任証書ヲ所持スル者ヨリ補欠ス」尚殘員六十人ヲ得ヘシ故ニ戰時ノ補充ニ於テハ支吾アルコトナシ然リ而シテ毎年一中隊半人ノ補充員ヲ現行各隊編制表ノ中隊定員ニ増加スルトキハ其數全國通シテ合計二百〇七人トス此費額金一万七千二百九十五円十七錢九厘〔着手初年ハ更ニ金五千七百一十一円四十三錢ヲ要ス〕ヲ要ス然ルニ該金額支出ノ途ヲ調査スルモ曩ニ騎工輜重兵之隊ヲ拡張スルヲ以テ今日ニ在テハ其支出道ナキニ依リ更ニ兵員ヲ増加シテ補充スルハ目下望ムヘカラサル事トス故ニ各隊編制表中隊定員ヨリ毎年半人ヲ看護卒補充ノ修業員ニ加フルノ他良策ナカルヘシ其理由ヲ述ニ看護卒ハ其之ヲ命シタル日ヨリ現役ニ服スルコト二ケ年ナルヲ以テ其補充ハ毎年定員二分ノ一ヲ要スヘク且ツ此方法ニ拠ルトキハ中隊兵員ハ定員ノ如ク現在ニテ欠員スルコトナカルヘシ即チ入營後六ヶ月間ハ軍事上ノ教育ヲ授ケ此ニ於テ看護學修業兵ヲ命シ六ヶ月間所在地病院ニ入学或ハ通學セシメ卒業ノ上看護卒ヲ命スルノ心算ナレハ其修業中ハ他ノ兵卒ト毫モ異ルコトナク有事ノ時ニ於テハ未卒業者ハ固ヨリ看護ノ実務ニ服スルコト能ハサルヲ

以テ兵卒ノ勤務ニ服セシムルノ主義トス而シテ一中隊ヨリ半人ノ補充員ヲ採ルトキハ歩兵一連隊ニ六人ヲ要スト雖モ年々徵集人員ニ就テハ戰員ノ定員中ヨリ看護學修業ニ從事セシムル者ハ實際二人ニ過キサル割合ニ當レリ何者從來看護卒定員ハ歩兵一連隊二十二名ニシテ之ヲ戰員外トシ其徵集ハ年々三分一即チ四名ナリ而シテ該四名ハ看護學修業中ト雖トモ他二二年兵三年兵ヲ合セテ定數トナセリ自今之ヲ改メ初年兵ノ看護學修業中ノ者ハ合算セシメ又從來ノ如ク看護卒ノ徵集ヲ戰員外トセスシテ戰員ニ組込ミ戰員中ニ於テ看護卒ノ補充ヲ教育スル時ハ毎年一中隊ヨリ半人一連隊ニ付キ六人ヲ要ス然レトモ此六人中ニハ從來一連隊ノ戰員中ニ組込アル看護卒ノ徵集員四名ヲ含有スルカ故ニ他ノ二名ノミ毎年戰員ヨリ補足スルノ理ナリ然ル時ハ各隊ニ於テモ別ニ不都合ナカルヘク且ツ其兵ノ補充隊及後備隊ノ編制上ニ於ケルモ著シキ障礙ナカルヘシ而シテ常時困難ノ財政ヲ以テ之カ為メニ強テ他ノ費目ヲ減少シ殊更ニ兵員ヲ増加スルニ及ハサルナリ故ニ前述ノ如ク各兵中隊兵卒ノ定員ヨリ毎年半人宛ヲ採リ

看護卒ヲ補充セントス且又看護卒ノ技倆ハ他ノ上等兵ニ於ケル學術ト相匹敵スルモノニ可有之而シテ其職務治療ノ事ニ与カルヲ以テ卒ノ身分ヨリ上位ニアラサレハ患者ノ信用上ニ於テモ其關係不少候ニ付自今其位置ヲ上等兵ト同一ニナシ且看護卒ノ名称ヲ看護手ニ改メラレ度前條ノ理由ナルニ依リ別冊之通看護手補充條例案取調致進達候條御詮議相成候様致度追テ右決行相成候上ハ看護学修業兵ノ教育規則必要ニ可有之ニ付是亦其方案二本取調別冊ノ相附シ置候條同時ニ御決行相成度此段副テ申進候也  
 (下線筆者加筆)

橋本は上申書の中で、現状の問題点を挙げ、戦時における看護卒の定員を確保するための方法、軍隊における看護卒に求められる能力を維持するための教育方法、補充方法、効果的な看護卒の配置と其の位置づけなど、具体的な改正案を提示した(表1参照)。

橋本は、看護卒の職務が戦場に於いては「医官が不在の時には自ら治療処置を施す人」であると役割づけをし、そのためには「三ヶ月の看護学の教育期間では充分ではない」

こと、「看護卒が施す其の看護の技量は上等兵に匹敵する學術である」ことを挙げ、看護学の教育期間を六ヶ月にすること、待遇は上等兵と同等として、名称も「看護手」とすることを提言した。また、陸軍としての兵士の確保や軍事教育の視点に於いては、「やはり三ヶ月の教育期間では軍人志気態度に欠ける」として、軍事教育期間を六ヶ月に延長し、歩騎砲工輜重兵隊の各隊で教授することの有効性を述べた。

橋本の改正案は、上半年を軍事教育に、下半年を看護学教育に充てるというものであり、結果、教育期間を六ヵ月から一年に延期するものであった。下半年看護学教育を学ぶ者は、兵卒中から「篤実温厚読書算筆アル者」で「看護手ニ適當ノ者」を選び、「看護学修業兵」を命じて看護学を学ぶ方法を提案した。教育期間を一年間に延長するにあたっては、兵士の確保と補充方法を考える必要があり、橋本は病院に於ける看護卒の職務内容は、雇員で何等不都合はなく、病院では雇員を使用することで、軍隊では看護卒を兵士として確実に確保できること、経費上も節減できることを述べた。

＜表 1＞ 橋本綱常上申「陸軍衛生部現役看護手補充條例被定度件」明治 21 年 11 月 12 日

| 現状                                                                   | 問題点                                                      | 改正案                                                 |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 看護卒として歩兵隊に編入し、軍事に関する教授（第一教科）を受ける。第二・第三教科を病院で学んだのち、歩・騎・砲・工・輜重兵隊に配属される | 騎・砲・工・輜重兵隊に配属された者は各隊で必要とされる軍事上の教育が不十分                    | 初めての編入を歩・騎・砲・工・輜重兵隊に配属し、軍事上の教育を受ける                  |
|                                                                      | 看護卒として徴集されたものは、看護のことしか頭にないもので、軍事上の熟練度が不十分                | 初年兵で上半年軍事上の教育を受けた者より選抜して「看護学修業兵」として下半年間教育を受け看護卒を命じる |
| 隊付き看護卒の勤務は行軍等にあたり、医官一時不在の場合は自ら救急処置を施す技量を必要とする                        | 処置の適否により患者の予後に関係する                                       | 教育期間を 1 年として、上半年は軍事上の教育、下半年は看護学の教育を充てる              |
| 軍事上の教育三か月、看護学の教育三か月の計六か月                                             | 6 ヶ月の教育期間では、看護学も軍事上の教育も不十分。特に軍人志気態度は充分といえず。              |                                                     |
| 病院における看護卒には兵起居の介補屎尿の廃棄、室内洒掃、食事の配与等                                   | 病院に兵役義務者を置くことは其の費用上頗る不利                                  | 看護卒は各隊のみ置き、病院及び各官廩の看護卒を全廃止とし、雇員の看病人を配置する            |
| 日役 50 人の場合 100 人を要するだけでなく、看護舎も必要とする                                  | 教育中の者を倍の人員を養う必要が生じ、看護舎を要する。日役の雇員であれば、日役の定員ですみ、宿舍も必要としない。 |                                                     |
| 軍事上の教育と看護学の教育を受け、看護の技量を身に付け看護卒として医官不在のときは自ら治療処置を施す                   | 職務上治療に当たるが、卒という身分上、患者からの信用上において不都合が生じる                   | 看護卒を上等兵と同等とし、名称も「看護手」に改める                           |

橋本は、戦時の要員に欠員が生じない補充方法として、中隊より毎年半人を補充員として取ることを考えた。従来の看護卒の定員は歩兵連隊に十二名（看護修業兵四名十一年兵四名十三年兵四名）を戦闘外としていたものを、定員

十二名（十一年兵六名十三年兵六名＋看護学修業兵）とするにとした。橋本は、教育中である初年兵を含めて看護卒の定員とすることで、定員を確保する方針を打ち出した。補充方法を半人ずつとすることは、能力の維持を確保す

る確實な方法の提案であつた。また、看護長の補充については、戦時師団では看護卒で「下士適任書」を所持する者より補充すること、平時師団では、看護卒の再役志願者から補充することを提案した。

橋本の上申の結果、十二月二四日に「陸軍衛生部現役看護手補充條例」が勅令九十二号（以下「看護手補充条例」とする）として制定された。すでに十二月一日には、「陸軍看病人磨工召募準則」が制定されており、上申書の中で述べられていた「看護卒ハ各隊ノミニ置き病院及各官廨ノ者ハ之ヲ全廢シテ雇員ノ看病人ヲ配布スル」という意見が、「陸軍看病人磨工召募準則」の第一條「看病人ハ病院病室及憲兵隊其他衛生部士官ノ属スル官廨ニ置き患者ノ看護其他看護ニ係ル雑務ニ服セシム」に生かされていることが確認できる。「看護手補充条例」の制定により、隊附徴兵看護卒は看護手となり、病院付きは雇員の看病人に代わつた。

この制定により、徴兵看護卒および壮兵看護卒の徴集は中止となり、看護卒は隊附及び病院の現役看護卒を合わせて配当されることとなった。

さらに橋本は上申で、看護卒を上等兵と同じ身分にする

ことの必要性を述べ、衛生部に於いては看護手の服装・徽章・日給など総てを上等兵と同等とした<sup>39</sup>。この看護手制度の制定が看護制度の第二次改革と位置づけられている。

教育期間は橋本の上申の通り、軍事上の教育六ヶ月、看護学の教育六ヶ月の一年に延長され、軍事上の教育は歩兵隊への編入という限定がなくなり、補騎砲工輜重兵の初年兵が対象となつた（第一條）。兵卒より篤実温厚読書算筆ある者の中隊長が選び、名簿を作り（第三條）、「看護学修業兵」を命じて看護学を学ぶこととなつた（第四條）。さらに第五條では、「看護学修業兵」を、卒業後は卒業名簿によつて管理すること、看護手に補欠が生じたときは連隊長が看護手を命じることとなつた。橋本は上申書の中で「戦時ノ要員ハ決シテ欠員ヲ生セサルヘシ」として、「看護長ノ補充ハ看護卒ニシテ再役志願者ノ者ヲ以テス」戦時定員ニ封スル看護長ノ欠員ハ看護卒ニシテ其適任証書ヲ所持スル者ヨリ補欠ス」という改正案を提案しており、第五條の制定によつて看護手及び看護長の欠員も、速やかに補充できるシステムが作られた。第六條では、毎年二中隊に一名の割合で補充することが定められた。一八八六（明治十九）

年から一八九〇（明治二三）年制定された各隊の編制表はこの規則が基本となり配置された。

## 五、「陸軍看護学修業教育規則」の制定と戦時衛生隊の補充システムの確立

「陸軍衛生部現役看護手補充條例」が制定された翌日二五日には、「陸軍看護学修業兵教育規則」（達第二百四一号）全十七條が制定された。この規則で初めて、試験制度が導入された。試験は学科が口答、術科は実施が行われた。試験の可否基準も決められ、試験制度の導入は陸軍が将来上等兵、更に戦時においては下士（看護長）となる可能性のある「看護学修業兵」の、教育レベルの標準化を目的としてものであった。「陸軍看護学修業兵教育規則」が制定されたことで、教科書も改訂される。一八八八（明治二一）年二月十二日に『陸軍看護卒教科書（第四版）』<sup>34</sup>が出版され、使用されていたが、一八九〇（明治二三）年五月二二日には『陸軍看護学修業兵教科書』<sup>35</sup>が出版された。

「陸軍衛生部現役看護手補充條例」の制定により現役満期

の者が志願により再役として看護手に従事できることになった。陸軍では軍事教育も特科学術として看護学を修得した者を、戦時に看護手または看護長として召集できるに変わったことは、戦時に確実に召集できるシステムの確立であった。これは、加藤陽子氏が徴兵令改正の三つめのポイントとした、半拘束期間の延長による、国家が訓練済み兵力の効率的な確保に向けて、看護手・看護長の補充と召集システムが整備されたことを意味した。

また、第二章は「看護手ノ勤務」として九項目が挙げられている。看護手の所属と定員については「看護手補充條例」の第六條に毎年二中队に一を割合で補充することと同様に、「看護手ハ所属ノ中队ニ属シ一ハ本隊ノ医官ニ隸属シテ勤務ヲ為スヘキモノナリ」とある。さらに第六章には平時衛生部組織の概要で各隊に附属する衛生人員が示された。

防衛研究所図書館所蔵の『明十九〜二三編制関係綴』<sup>36</sup>には、一八八七（明治二十年）から一八九〇（明治二三）年に制定された編制表が収録されている。編制表のうち、明治二十年、二十一年に作成されたもの

の階級は看護長・看護卒であるが、明治二十三年に制定された編制表では、階級は看護長と「看護手」に変更されている。

また、一八八八（明治二一）年七月に制定された「野戦病院編制表」の階級には一二三看護長が七名、看護卒は十名に看病人は三十名、磨工は一名の合計四名が兵卒の定員となっている。「陸軍看病人磨工召募準則」で定められたように、病院に看病人と磨工を徴兵でなく、雇員としたことで、野戦病院では三十一名の徴兵による兵卒の削減につながった事が確認できた。

さらに、一八九〇（明治二三）年制定の「戦時野戦砲兵一連隊編制表」の備考欄には、中隊附一（二）等卒中少とも「補助担架卒四名を含む」事が書かれている。「補助担架卒」は階級には書かれていないが隊内の役割として「補助担架卒」を育成していた事が確認できた。

## おわりに

一八八八（明治二一）年に「陸軍衛生部現役看護手補充條例」により看護手制度が制定されたことにより、戦時に必要とされる衛生要員として看護卒を召集し、欠員が生じたときには確実に補充できるシステムが確立され、一八九〇（明治二三）年までに戦時編制表が製作された。衛生隊編制にむけた改正では、陸軍軍医総監橋本綱常が中心となり、規則が制定され、以下の点が整備され改善された。

一、「担架術教育規則」「担架卒選抜及教育復習規則」の制定により戦場における負傷者運搬作業の分担がなされ、看護卒定員の削減ができた。

二、徴兵看護卒と壮兵看護卒を「陸軍看護卒」として命令系統・配属・階級・教育内容を統一したことで、隊付き看護卒の人員確保につながった。

三、「陸軍看病人磨工召募準則」の制定により、看病卒が行っていた器械の研磨・補充点検を担当する「磨工」を雇人

とすることにより、看護学を学んだ兵役義務者が適切な職域に配置されることとなった。

四、「陸軍看病人磨工召募準則」「陸軍衛生部現役看護手補充條例」制定により、病院及各官廨における雇人の「陸軍看病人」の復活は、予算の削減につながった。また、看護学修業兵を総て隊附きに配属できることで、看護卒の定員確保につながった。

五、「陸軍看護学修業兵教育規則」制定により、看護学及び軍事学の教育期間の延長によって、軍人としての志気・技術と、高度な看護学を修得した看護手が育成可能となった。

六、「陸軍看護学修業兵教育規則」の制定により、看護学修業兵に卒業試験が導入され、合格基準を設けたことで高度な看護技術の維持ができることとなった。さらに、卒業資格の制定による看護手の技術・知識のレベルの統一と看護長・看護手の補充方法が確立された。

これらは、一八八七（明治二十）年から一八八八（明治二一）年に制定された「担架術教育規則」「担架卒選抜及教育復習規則」「陸軍看護卒教育規則」「陸軍看病人磨工召募準

則」「陸軍衛生部現役看護手補充條例」「看護学修業兵規則」の制定の結果であった。「陸軍衛生部現役看護手補充條例」による、看護手制度の制定のみを第二次改革と位置づけるのではなく、他の五つの規則の制定によって衛生隊の編制は可能となったのであり、「陸軍衛生部現役看護手補充條例」を含めた六つの規則を陸軍看護制度の第二次改革と位置づける。

本稿では、陸軍がドイツの兵制を導入し、軍備拡張政策の一つとして行った師団編制に向けた改革の中で、看護制度の第二次改革と衛生隊編制との関係について検討を行った。

看護制度の第二次改革は、特化した教育を受けたものに卒業証書、または修業書を附与し、技術を持った者を予備兵、後備兵として確保することで、戦時における衛生隊の編制に、確実に召集・補充できるシステムを確立し、師団編制に大きな役割を果たした。

## 註

（一）陸上自衛隊衛生学校修親会編『陸軍衛生制度史（昭

和編)』(原書房、一九九〇年)二五一頁、二六一頁。

(2) 黒澤嘉幸「明治期の陸軍看護システム」『日本医史学雑誌』第三九卷第四号、一九九三年、五三三〜五四一頁。

(3) 明治十六年二月二十日。国立公文書館所蔵、請求番号 2A-034-01' 単 01272100' リール番号 8700' フォ番号 0681'。

(4) 軍医団編纂『陸軍衛生制度史(明治編)』一九一三年、三三三頁。

(5) 明治二十一年十二月二四日。防衛研究所図書館所蔵。Ref. A03020028200'。

(6) 陸軍軍医団編纂『陸軍衛生制度史(明治編)』三三八頁。

(7) 防衛省防衛研究所、陸軍省大日記明治二十年「貳大日記二月」Ref. C06080203600 明治二十年二月五日。全二二条。戦時師団衛生隊編制表あり。

(8) 明治二十年二月五日。国立公文書館所蔵、請求番号 2A-11-類 303' M 類 44-0028' 一八八七(明治二十一年)年三月七日には『担架術教科書』が作られた。

(9) 明治二十年十二月二八日。国立公文書館請求番号

2A-011-00 類 00303100' リール番号 004400' フォ番号 0406'。

(10) 明治二十一年十二月一日。陸軍省式大日記 M21-12-30 乾 2265〜2277。防衛研究所図書館所蔵。

(11) 明治二十一年十二月二五日。請求番号 2A-11-類 353M 類 511' フォ番号 0252' 国立公文書館所蔵。

(12) 松下芳男『徴兵令制定史』(五月書房、一九八一年)四九二頁。

(13) 吉田裕「『国民皆兵』の理念と徴兵制」(由井正臣・藤原彰・吉田裕『軍隊兵士』(岩波書店、一九九二年)四五二〜四七五頁。

(14) 明治八年十一月十日、国立公文書館所蔵、配架番号 2A-6-太 425 0702'。定員は、一等看病人は陸軍本病院に二名、各鎮台病院に一名、二等看病人は看病卒二〇名ないし二二名に一名、各屯営病室に一名、三等看病人は看病卒八名に一名、看病卒は患者六名〜十名に対して一名、屯営病室毎に一名と定められた。

(15) 『陸軍扶卒須知』陸軍省作成。筑波大学中央図書館所蔵、資料 ID(10076737632)、分類サ 600-4'。



(16) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref. A03022921300。

(17) 軍医団編纂『陸軍衛生制度史(明治編)』四八二、四八四頁。明治十九年六月に改定され、『陸軍看病卒教授主要原本第二版』となる。

(18) 同右。明治十九年六月に改定され『陸軍看病卒教科書』となる。

(19) 明治十六年五月十七日。内閣官報局『法令全書(第十六卷一、二)』(原書房、一九七六年)九八六、九八八頁。

(20) 明治十九年四月五日(北海道県・沖縄県は除く)、陸軍省大日記。

(21) 熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』(国書刊行会、一九九四年。)一〇一頁。

(22) 同右一〇四、一〇七頁。

(23) 明治十九年三月十一日、『法令全書第十九ノ二』(内閣官報局、一九七八年)一六八、一七二頁。

(24) 『戦時編制概則改正師団戦時整備仮規則陸軍定員令』防衛研究所図書館所蔵、請求番号：軍事行政編制三四三。

(25) 外山操・森松俊夫『帝国陸軍編制総覧 第一卷』(近

代日本軍事組織・人事資料総覧』(芙蓉書房、一九九三年)二七頁。メンバーは、委員長・参謀本部第一局長児玉源太郎(歩兵大佐)、委員・陸軍次官桂太郎(少将)、委員・参謀次長川上操六(少将)、同寺内正毅(歩兵大佐)、同真鍋斌(陸軍歩兵中佐)、同小坂千尋(歩兵少佐)同井上詳(歩兵少佐)、同長沢六郎(歩兵少佐)などである。

(26) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref. C06080041000。

(27) 谷口謙『独逸戦時衛生條例摘要』(『陸軍軍医学雑誌』第三号、明治十九年二月)、一七、一三三頁。

(28) 武谷豊『独逸衛生條例摘要附録』(『陸軍軍医学雑誌』第三号、明治十九年二月)、三四、四三頁。

(29) 明治十九年六月二五日、陸軍省式大日記 明治二〇年「式大日記二月」総医第六八号、0497、0518、防衛研究所図書館所蔵。

(30) 「戦時師団司令部編成表」、明治二十年七月二十日、陸達第五百十六号、陸軍省大日記、Ref. C08070169200。

(31) 加藤『徴兵制と近代日本 1868-1945』八二頁。

(32) 明治二十一年「式大日記二月」、式大三三八三三三、総

医第一〇六号、防衛庁研究所図書館所蔵

(33) JACAR (アジア歴史資料センター) 陸軍省大日記 Ref. C08070222600°

(34) 明治二十一年二月十二日発行。国立国会図書館所蔵、請求番号 YDM203792

(35) 国立国会図書館所蔵、請求番号 YDM203791。

(36) 防衛研究所図書館、請求番号軍事行政編制四五五、『明治十九〜二三編制関係綴り』

〈付記〉

本論文は、二〇〇八年度国士館大学人文科学研究課人文科学専攻日本史コース修士論文の一部である。

## 「龍馬像」の創出、展開から見る「皇后瑞夢事件」への新考察

小野 隆 満

本稿は明治期の「龍馬像」の創出過程と展開から、「龍馬像」に多大な変化をもたらした「皇后瑞夢事件」を分析したものである。「明治百年」記念事業に後押しされたNHK大河ドラマ『竜馬がゆく』は「現代的龍馬像」に決定的な力を与えた。司馬遼太郎『竜馬がゆく』は、その放映により読者層を大幅に広めた。そうした社会情勢の中で「現代的龍馬像」が出現し発展したが、近年そうした「現代的龍馬像」は歴史学者の立場から批判的に分析され、「龍馬研究」が進められている。飛鳥井雅道氏などもその中で、龍馬の実像を描き出そうとされてきた。そして現在その試みは、メディアが作り出した「龍馬像」を克服し展開するところにまで至っているが、相変わらずその根は深いものがある。なぜか「龍馬研究」は「司馬遼太郎」から「龍馬の実像」へと飛ん

でしまうからである。「龍馬研究」と「現代的龍馬像」は盛んにぶつかりあうが、しかしながら、その道程が未だほとんど振り返られてはいない。そこに「龍馬研究」の「空白」を感じるのである。龍馬が死んで後、いきなり『竜馬がゆく』の「龍馬像」が表出したわけではない以上、その道程を振り返ることが必要であると考え。現在の「龍馬研究」が「現代的龍馬像」の上に成り立つものであるならば尚更である。しかしながら、龍馬の死後「龍馬像」はどう創出したのか、明治期においてどのように語られてきたのか。まずはその存在自体から探らなければならないほどに、未だ顧みられてはいない。このことを問題意識として本稿は出発している。

具体的には、まず明治期における「龍馬像」自体が存在

するのを探った。また、龍馬の顕彰過程も合わせて追うことでその創出を検討し、それがどのような形であるのかを考察した。

従来、明治十六年『土陽新聞』に連載された坂崎紫瀾『汗血千里駒』こそが「龍馬像」を創出させた作品であるとされてきた。しかし明治一〇年代初頭、高知の出版社から出された『海南義烈傳』がその端緒となっていたのである。その書に描かれた「龍馬像」が『愛國民權家烈傳』へと受け継がれ、『汗血千里駒』へと内容的に少なくない影響を及ぼしている。『汗血千里駒』は紫瀾の「意図」によって大々的に「民権運動」にのっとった「龍馬像」を描き出している。この作品はその後、その内容において龍馬関係の作品に多大な影響を及ぼしているが、しかしながら影響を受けた作品は坂崎の「意図」とは別に、新たな「龍馬像」を描いていた。その『汗血千里駒』に影響された『日本立志編』はその文章、構成面においてその後の「龍馬像」に画一的な色をもたらずが、それが「勤王」・「偉人」・「英名」といった「龍馬像」である。そうした流れは明治三十年代に入っても受け継がれていく。その中で、「龍馬」Ⅱ「海」という「像」も組み立て

られていき、「海援隊」という名前とともに同時に受け継がれていく様子が見てとれた。そして、「龍馬像」に決定的な役割を与える作品が弘松宣枝『阪本龍馬』であると考ええる。この作品は『汗血千里駒』を強く意識しながらも、「勤王」の色が強く打ち出されている。それに加え「海援隊は南洋諸国を侵略」する計画をもった組織であった、とする「像」を描いている。それまでにできていた「海」と「龍馬」という「像」に決定的に、「龍馬」Ⅱ「海軍」をプラスするものであると考える。そうして創出、展開していた「龍馬像」の下地があり、日露戦争時、「皇后の瑞夢」・「廣瀬中佐の死」という報道から「皇后瑞夢事件」は作られ、「龍馬像」が付加されたものであるというのが本稿の見解である。

## 日本史講演会に参加して

人文科学研究科修士課程二年 斎藤雄也

平成二二年六月二六日、国土館大学世田谷キャンパス中央図書館多目的ホールにおいて、日本史講演会が開催された。講演者は、日本近世史研究者である斎藤純氏で「黒船を見た人々」という題目であった。また、講演に先立ち、児玉利一氏（人文科学研究科修士課程二年）と、漆畑真紀子氏（国土館史資料室）による研究発表が行われた。この講演会は、例年学生教育の一環として行われており、考古・日本史学専攻の学生を中心に、多くの方が参加した。以下、簡単ながら各報告を紹介させていただきたいと思う。

児玉氏からは「奈良・平安時代陶器生産の様相―武蔵国東八木窯跡群からの視点で―」という題目で報告があった。

古代武蔵国には四か所の窯跡群が確認されており、そのうちの東金子窯跡群の中に東八木窯跡は位置する。東八

木窯跡は埼玉県狭山市に所在し、埼玉県の重要遺跡に指定されている窯業生産史における重要な窯跡である。しかし、長らくその詳細は不明なままであった。一昨年から、国土館大学において本窯跡出土遺跡の整理作業を行っている。その過程で判明してきたことがあり、その一方で、問題・課題点も多くみられる状況である。そこで、今報告では本窯跡およびその出土遺物、周辺地域との関連をみていくことでその手がかりを得たいというものであった。東八木窯跡からは、須恵器、瓦、瓦塔などが出土している。須恵器は、坏・碗・盤・蓋・甕・瓶・鉢・鉢・壺が出土しているが、今回は比較的定量の出土があり、検討が行える坏類のみを採り上げている。

そこでまず操業に関しては、入間川を挟んで対岸に位

置し、東金子窯跡群で現在唯一、八世紀代資料として報告がなされている前内出窯跡出土の須恵器と比較を行っている。そこから、東八木窯跡は前内出窯跡と同時期の窯と、それよりやや新しい様相であることを導き出し、八世紀中頃の年代を推定している。また、前内出窯跡の操業に南比企窯跡群の関与があったことが示されていることから、東八木窯跡も南比企窯跡との関連が想定されている。

次に、東八木窯跡で出土している押印「高」文字瓦についても触れられた。武蔵国分寺出土でこの文字瓦と非常に似た瓦が出土しており、東八木窯跡の武蔵国分寺との関連を指摘している。

以上が、簡単ながら児玉氏の報告である。「考古学は、実際の遺物を見て、自分の感覚を大切にすると語っていたのが印象的であった。今後、考古学資料を用いて研究をする学生にとって良い報告であったと思う。

漆畑氏からは「徳島と北海道移住―移民の興隆と移住事業について―」という題目で、報告があった。漆畑氏は、一昨年同大学院人文科学研究科修士課程を修了している。

徳島県は、西日本最大の北海道移民送出国であった。

今報告では、従来移住の要因とされてきた事象に対し資料をもとに再検討し、西日本にありながら徳島県がなぜ最大の移民移出国となりえたのか、画期となる明治二〇年代前半に焦点をしばり、その移住要因背景を多角的に検討し、より移民送出の実態に迫っていきたいというものであった。従来の研究では、阿波藍業の衰退が徳島県に特徴的な移民の一要因として考えられてきたようである。このことに對し、漆畑氏は疑問を呈している。

まず、移住の短期的要因として、人口増加・県の産業衰退・自然災害等が移住の短期的要因としてあげられる。ただし、これらは時間的にも地方的にも偏差が著しいため、移住の原因として積極的に捉えられることは少ない。しかし、往々にしてこれらの事象が折り重なって北海道移住が展開することを指摘している。

また、経済的な面のみではなく、県内有力者による積極的な移住組織の創設や遊說事業もあげている。明治二三年（一八九〇）から翌二四年（一八九一）の間に見られる移住者数の激増の要因は、移民会社、「那賀郡北海道殖民同盟会」や遊說事業の果たした役割が大きいことを指摘して

いる。特に同盟会においては、民間の組織ながら県内の情  
況をいち早く察知し、移住事業に努めた彼らの自発的な計  
画・行動は評価すべきものと述べられた。

以上が、漆畑氏の報告である。史料の記述と統計資料を  
丁寧に考察することによって、従来の先行研究に一石を投  
じるものであった。今後、史料を用いて研究をする学生に  
とって良い報告であったと思う。

斎藤純氏からは「黒船を見た人々―泰平の眠りをさます  
上喜撰（蒸気船） たった四はいで夜も眠らず」という題  
目で講演していただいた。斎藤氏は百姓一揆の研究者とし  
て知られているが、今回は斎藤氏が講師を務めている「横  
須賀開国史研究会」の「古文書を読む会」で扱った史料から  
判明したことからお話をして頂いた。

嘉永六年（一八五三）にアメリカ合衆国の東インド艦  
隊艦船が、日本の江戸湾浦賀（神奈川県横須賀市浦賀）に  
来航した。いわゆる黒船来航である。当時の衝撃を表した  
有名な落首がある。「泰平の眠りをさます上喜撰（蒸気船）  
たった四はいで夜も眠れず」というものである。このこ

とからも黒船の来港は、当時の人々にとって大岐の衝撃  
だったことを思い起こさせる。この衝撃に際し、人々はど  
のように見て、感じて、対応したのだろうかというのが今回  
の講演の主題である。

信濃松代藩士であり、蘭学者、兵学者であった佐久間象  
山は、アメリカの強硬な態度や軍事力に危機感を覚え、品  
川御殿山に大砲を備えようと、見てきたことに對し素早く  
対応しようとしたが、藩内の保守派によって拒否されてい  
る。佐久間象山の弟子であり、越後長岡藩士の川島鋭次郎  
も黒船を観察し、吉田松陰、他藩士や幕臣などと情報交換  
を行っている。

各大名は独自に探索方を送り込み、直接ペリー艦隊の  
情報を手ししようとした。そこに派遣された人は、身分を  
問わず若い人たちであり、兵学者や蘭学者、撃剣家であつ  
た。広い範囲の情報網を駆使し、情報を集めていたことが  
窺える。彼らの関心は、軍艦の大きさ・能力・大砲の種類  
や大きさ、銃の種類といった軍備力であり、日本側の警備  
体制の実態調査といった日本の海防であった。

では、黒船来航に対し、庶民の反応はどうだったのだ

ろうか。史料が少なく限界もあるが、ある名主の日記には「速い」「大きい」といった情報が伝わり、翌日には「ショウキセン」と伝えられるなど、情報が早く伝わっていたことを窺わせる。漁師も外船を出して近づくなど、興味津々の様子を感じさせる。また、廻船問屋は黒船来港の情報を入手し、翌々日には大坂の堂島へ伝わるなど、幕府より早い情報伝達がなされていた。

黒船ショックなどとも言われるが、当時の人々は意外と冷静に受け止め、情報を把握し、適切な判断・対応をしていたようである。

以上が、斎藤氏による講演の内容である。直接ペリー艦隊の情報を入手するため派遣された人たちが撃剣家であったというのは意外であった。道場にはいろいろな者が入り込み、実は様々な情報が入ってくる情報の拠点ともなっていたという話は大変興味深いものであった。斎藤氏の講演は、非常にわかりやすく、面白いものであったため、終始和やかな雰囲気が進められていたのがとても印象深かった。

以上、今年度の「日本史講演会」はわかりやすく、楽しいものであった。今後日本史を研究する上で、研究方法など、参考になるとても充実した内容だったと思う。また、考古・日本史学専攻の学生からも質問が出るなど活発な質疑応答が行われ、有意義な講演会となったのではないだろうか。

最後になりますが、内容に至らない点が多くあるかと思ひます。当日の報告者・講演者および関係者にお詫びし、このような機会を与えられたことに御礼申し上げます。



## 二〇〇九年度

### 考古・日本史学専攻 研究室便り

#### 〇フレッシュマンキャンパ

二〇〇九年四月五日（日）・六日（月）の一泊二日の日程で、「秩父ミューズパーク スポーツの森」（埼玉県秩父市）において、新入生ガイダンス（履修指導）を中心とする学外研修を実施した。五日の午後から夕食後まで、専攻専任教員七名（佐々・保坂・須田・戸田・勝田・玉木・秋山）と指導学生（四年生）八名による科目登録等の履修に関わる実地指導を行った。翌六日は、親睦を深めるためにドッジボール大会を行った。昼食後、西武秩父駅で解散した。

#### 〇三年生学外研修旅行

五月二十六日（火）から二十八日（木）にかけて、太宰府・長崎・熊本方面にて研修旅行を行った。専攻専任教員七名（佐々・保坂・須田・戸田・勝田・玉木・秋山）と山口職員が引率した。二十六日午前六時五十分羽田空港に集合し、飛行機で博多空港に向けて出発。博多空港から貸し切りバス二台に乗り込み、大宰府政庁跡などを見学後、国立国史館太宰府キャンパスにおいて昼食。その後、同キャンパスにて、福岡の近世史を研究する石瀧豊美氏、および九州国立博物館展示課研究員で本専攻出身の宮地聡一郎氏による講演が行われた。バスにて近接する九州国立博物館へと移動して館内を見学し、夕方に宿舎まで移動した。宿舎では、夕食後に卒業論文執筆に向けた指導を実施した。

二十七日（水）は午前八時半に貸し切りバスで宿舎を出発し、吉野ヶ里歴史公園を見学。その後、長崎市へと移動し、大浦天主堂、出島資料館などを見学して雲仙の宿舎まで移動した。宿舎では各ゼミごとに卒業論文のための個別

指導を行った。

二十八日（木）は午前八時半に貸し切りバスで宿舍を出発し、島原港からフェリーで熊本港まで移動して熊本城を見学。水前寺公園などを経て福岡空港へと向かい空路で羽田へ帰着。夕方、羽田空港にて解散した。

## ○日本史講演会

六月二十六日（金）に考古・日本史学専攻および国士館大学日本史学会の主催する日本史講演会を、多目的ホールで実施した。近世史研究者の齋藤純氏から「黒船を見た人々——泰平の眠りをさます上喜撰（蒸気船）——」たつた四はいで夜も眠れず」と題した講演が行われた。講演に先立ち、本専攻の卒業生で国士館大学大学院人文科学研究科人文科学専攻修士課程二年の児玉利一氏の研究報告「奈良・平安時代須恵器生産の様相——武蔵国東八木窯群からの視点で——」、および同課程を修了し現在国士館大学史料室勤務の漆畑真紀子氏の研究報告「徳島と北海道移住——移民の興隆と移住事業について——」が行われた。

## ○考古学実習

夏期実習（八月七日〜九月五日） 栃木県那珂川町において発掘調査および出土品整理。指導には須田教授・大門職員らがあたった。

## ○教員異動

非常勤講師

退任：岡本真希子・五島敏芳・杵山晋作

新任：岩下祥子・柿沼幹夫・加藤聖文・眞保昌弘・高橋一夫

## ○訃報

二〇〇八年四月九日に本専攻元教授の北村文治先生が逝去されました。享年八九歳。

二〇〇八年六月二六日に本専攻元教授の村田正志先生が逝去されました。享年一〇四歳。

二〇〇八年十月二八日に本学非常勤講師の広瀬隆久先生が

# 執筆者紹介

斎藤雄也

国士舘大学大学院人文科学研究科人文科学専攻修士課程

阿部昭

国士舘大学文学部史学地理学科考古・日本史学専攻教授

澤柳葉澄

国士舘大学大学院人文科学研究科人文科学専攻修士課程

修了

齋藤伸郎

慶應義塾大学商学部卒業

三菱ふそうトラックバス株式会社財務管理本部原価管理部

マネージャー

鈴木紀子

国士舘大学大学院人文科学研究科人文科学専攻修士課程

修了

# 国士館大学日本史学会会則

第一条 本会は国士館大学日本史学会と称する。

第二条 本会は事務局を国士館大学文学部考古・日本史学研究室内に置く。

第三条 本会は歴史学を研究し、その啓発と普及に努めることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
研究会・講演会の開催。

二 機関誌の発行。  
三 その他必要な事業。

第五条 本会の会員は左記の通りとする。

- 一 国士館大学文学部考古・日本史学専攻専任教員。
- 二 国士館大学文学部考古・日本史学専攻の学生。
- 三 国士館大学大学院人文科学研究科人文科学専攻日本史コース学生。

四 国士館大学文学部国史学、考古・日本史学専攻の卒業生及び考古・日本史学専攻の非常勤講師で入会を希望する者。

五 その他入会を希望して委員会の承認を得た者。  
本会に左記の役員を置く。

一 委員若干名（うち一名を代表委員とする）。  
二 監査二名。

第七条 本会の役員の任期は一年とする。

第八条 本会の経費は会費・助成金・寄付金その他をもってあてる。

第九条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日をもって終わる。

付則

- 一 本会則は委員の三分の一以上の賛成をもって変更することができる。
- 二 細則は別に定める。
- 三 本会則は平成五年四月一日から実施する。
- 四 平成十六年四月一日改正。

## 国士館史学 第一四号

二〇一〇年三月二〇日発行

編集兼発行人 国士館大学日本史学会 代表 保坂 智

発行所 〒一五四―八五二五 東京都世田谷区世田谷四―二八―一

国士館大学日本史学会

印刷所 〒九七〇―八〇二四 福島県いわき市平北白土字西ノ内一三

（株）平電子印刷所

# *Kokushikan-Shigaku*

No. 14 (March 2010)

## Articles

The improvement of the traffic to cross a river by a abridge  
in the Oshu-dochu, in the Edo period. ABE Akira

About the image of kirisitan (Christian) in the last days  
of the Tokugawa shogunate  
—Chiefly of the Kirisitan affair in Kyoto and Osaka in the related  
historical materials of Oshio-no-ran— SAWAYANAGI Masumi

A fundamental study on retired officialdoms during  
"the Crisis of 1881" SAITO Nobuo

Nursing System secondary formation of development  
for the Army's Sanitary company SUZUKI Noriko

Substance of Master's thesis

Report

---

KOKUSHIKAN-DAIGAKU-SHIGAKU-KAI

4-28-1 SETAGAYA, SETAGAYA-KU  
TOKYO 154-8515, JAPAN